

子どもの「成長」と 子育ての「喜び」を
地域社会全体で「支える」まち あつぎ

あつぎ

子ども未来プラン



第 3 期

(令和2年度～令和6年度)

厚木市次世代育成支援行動計画
厚木市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月
厚 木 市

地域一体となって 「子育て環境日本一」



我が国では、急速な少子化の進行と女性の就業率の高まりなどを受け、家庭や地域における子育て環境が大きな変化を遂げています。このような子育て環境の変化に対応し、子どもたちが健やかに成長できるよう、厚木市では平成24年12月に「子ども育成条例」を制定しました。この条例を拠り所に、地域全体が子どもたちや子育て家庭を包み込む大きな家族となり、次代を担う子どもたちが元気で心豊かに成長し、保護者が子育ての喜びを実感できるまちづくりを進めています。

国に目を向けてみますと、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が実施され、すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するための制度がスタートしました。さらに、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」も始まりました。子育て世代や子どもたちに大きく政策資源を投入することで、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の支援や、幼児期の教育・保育に係る経済的な負担の軽減を図っています。国においては、社会全体で子育て世帯を応援する全世代型の社会保障が進められているところです。

こうした中、厚木市では更に一歩進んだ子育て環境を整備するため、新たに「あつぎ子ども未来プラン(第3期)」を策定いたしました。平成27年度に策定した第2期計画を継承しつつ、子育て支援に関するニーズ調査等で把握した需要や要望、地域の実情を踏まえたきめ細かく幅広い子育て支援策に取り組む内容となっています。本計画の基本理念「子どもの成長と子育ての喜びを地域社会全体で支えるまち あつぎ」の実現に向けて、様々な施策を積極的に展開してまいります。

子どもは、家族や地域の歴史を継承し、次代や未来を創る社会の宝とも言うべき存在です。そして、私たちにはその子どもたちを慈しみ育む責務があります。厚木市は、これからも地域全体で子どもや子育て世帯を支援しながら、「子育て環境日本一」を目指して邁進してまいりますので、皆様の引き続きの御理解・御協力をお願いいたします。

結びに、本プランの策定に当たり、子ども育成推進委員会の皆様からの御提言を始め、多くの市民の皆様からも貴重な御意見をいただいたことに対しまして、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

厚木市長 小林 常良

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景.....	3
2 計画の性格と位置付け.....	4
3 計画の期間.....	7
4 計画の策定体制.....	8
(1) 厚木市子ども育成推進委員会.....	8
(2) 厚木市次世代育成支援計画推進委員会.....	8

第2章 子どもを取り巻く環境

1 人口と世帯.....	11
(1) 総人口と年少人口の推移.....	11
(2) 0歳人口の推移.....	12
(3) 世帯数及び1世帯当たり人員の推移.....	12
(4) 世帯の家族類型の推移.....	13
(5) 6歳未満親族のいる一般世帯の推移.....	14
(6) 18歳未満親族のいる一般世帯の推移.....	14
(7) 母子世帯の推移.....	15
(8) 父子世帯の推移.....	15
2 少子化の動向.....	16
(1) 合計特殊出生率の推移.....	16
(2) 出生数、出生率（人口千人対）の推移.....	17
(3) 未婚率の推移と比較（男性）.....	18
(4) 未婚率の推移と比較（女性）.....	19
(5) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）.....	20
(6) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）.....	21
(7) 女性の就業率.....	22
(8) 母の年齢階級別出生数の推移.....	22
(9) 婚姻数、婚姻率（人口千人対）の推移.....	23
(10) 離婚数、離婚率（人口千人対）の推移.....	23
3 保育環境・教育環境の状況.....	24
(1) 保育所・地域型保育事業の入所児童数.....	24
(2) 保育所等の待機児童数.....	24
(3) 幼稚園・認定こども園の在園児童数.....	25
(4) 放課後児童クラブの入所児童数.....	25
(5) 小学校・中学校の状況.....	26
(6) 高等学校の状況.....	26
4 人口推計.....	27
5 子どもの生活実態等の把握.....	28
6 子ども・子育て支援に向けた課題や視点.....	42

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	47
2 基本目標	49
3 基本施策	50
4 施策の体系	52

第4章 施策の展開

基本施策1 地域における子育て支援体制の充実	57
基本施策2 子どもと親の健康づくりの推進	63
基本施策3 子どもが健やかに成長できる教育環境の充実	66
基本施策4 子育てしやすい生活環境の整備	71
基本施策5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	74
基本施策6 セーフコミュニティの推進	76
基本施策7 特別な支援を必要とする子育て家庭への取組の推進	79
基本施策8 未来を創る心豊かな人づくりの推進	83

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定	89
2 幼児期における教育・保育の量の見込みと確保の方策	92
3 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保の方策等	96
(1) 法定事業名：利用者支援事業	97
(2) 法定事業名：地域子育て支援拠点事業	98
(3) 法定事業名：妊婦健康診査事業	99
(4) 法定事業名：乳児家庭全戸訪問事業	100
(5) 法定事業名：養育支援訪問事業	101
(6) 法定事業名：子育て短期支援事業	102
(7) 法定事業名：子育て援助活動支援事業	103
(8)－1 法定事業名：一時預かり事業 ※幼稚園在園児	104
(8)－2 法定事業名：一時預かり事業 ※幼稚園在園児以外	105
(9) 法定事業名：延長保育事業	106
(10) 法定事業名：病児保育事業	107
(11) 法定事業名：放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	108
(12) 法定事業名：実費徴収に係る補足給付を行う事業	109
(13) 法定事業名：多様な事業者の参入促進・能力活用事業	109
4 「子ども・子育て関連のその他事業」に関する方針等	110
(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	110
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	110
(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	110
(4) 外国につながる幼児への支援・配慮	110
(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	110

第6章 計画の推進体制

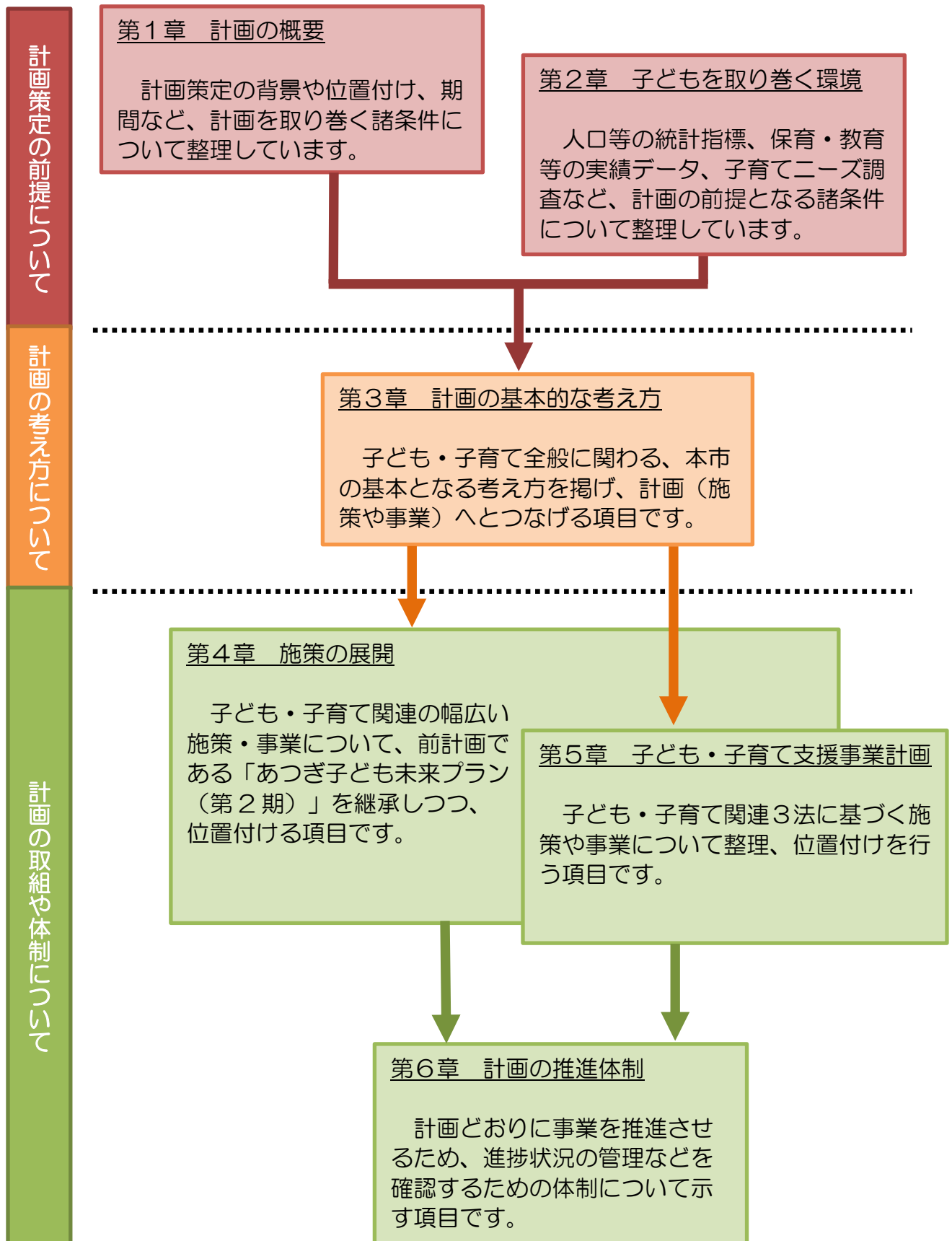
1 計画の推進体制.....	113
(1) 厚木市子ども育成推進委員会.....	113
(2) 厚木市次世代育成支援計画推進委員会.....	113
2 関係機関との連携強化.....	113
3 厚木市子ども育成条例の推進.....	113

資料編

1 厚木市子ども育成条例.....	117
2 厚木市子ども育成推進委員会.....	121
3 厚木市次世代育成支援計画推進委員会.....	124
4 計画策定の経緯.....	126
5 次世代育成支援対策推進法（抜粋）.....	127
6 子ども・子育て支援法（抜粋）.....	135

本計画の目次構成フロー

本計画の目次で構成する各章は、それぞれ、次のような内容や関係性を持つものです。



第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

本市では、急速な少子化の進行と女性の就業率の高まりなど、家庭や地域における子育て環境の変化に対応し、子どもの元気で心豊かな成長や保護者が子育てに伴う誇りと喜びを実感できるまちづくりを進めるため、厚木市子ども育成条例を平成24年12月25日に制定し、地域全体で子どもと子育て家庭を支えるための取組を基本理念に掲げ、様々な施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定し、本市の子育て環境の充実を図るための取組を進めています。

平成27年度から、国において、「子ども・子育て支援新制度」が実施され、本市においては、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を一体のものとして、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「あつぎ子ども未来プラン（第2期）」を策定し、行政が子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを推進するとともに、少子化対策の観点などから、様々な子育て支援に関する取組を実施しています。

さらに、令和元年10月から、国において、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へと進めていくため、「幼児教育・保育の無償化」が実施され、本市においても、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の支援や、幼児期の教育・保育に係る経済的な負担軽減を図っております。

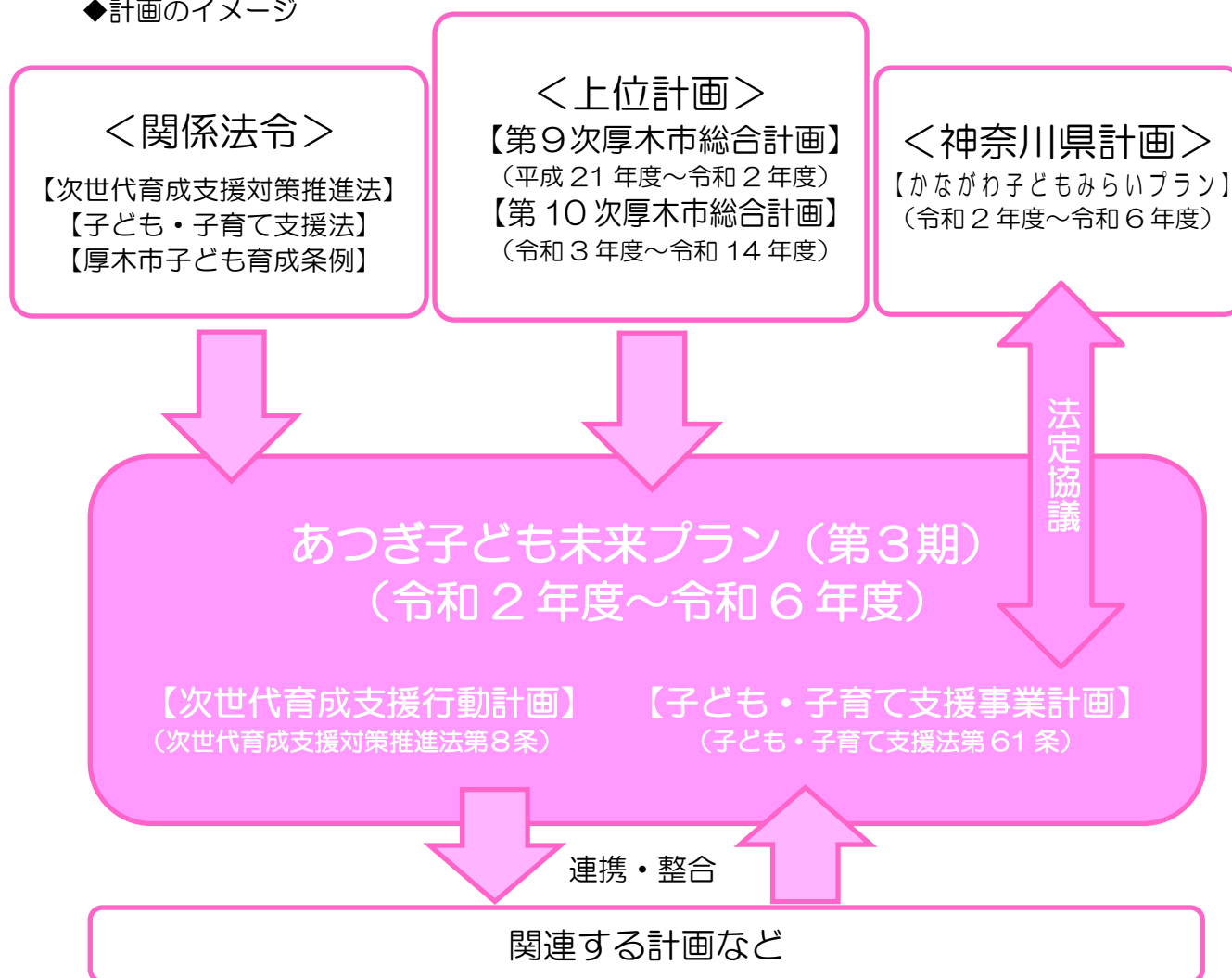
こうした状況を踏まえ、第2期計画を継承しつつ、子育てや保育ニーズの調査等により、需要や要望を改めて把握し、地域の実情を踏まえた上で、更に子育て環境をよくするため、きめ細かく幅広い子育て支援の取組を推進する新たな計画を策定するものです。

2 計画の性格と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」とを合わせて、一体的に策定したものです。

さらに、本計画の策定に当たっては、上位計画となる「第9次厚木市総合計画」に加え、令和2年度に策定される「第10次厚木市総合計画」を踏まえるとともに、これまで取組を進めてきた「あつぎ子ども未来プラン（第2期）」についても、計画の基本的な考え方などを継承し、子どもとその家庭に関わる、保健・医療・福祉・教育等様々な分野にわたり、厚木市子ども育成条例及び関連する計画などと整合性を持たせて総合的に展開を図るものです。

◆計画のイメージ



◆主な関係法律

①次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めるところにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を実現するために制定されたものです。

②子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行うことで、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現するために制定されたものです。

◆関連法令抜粋

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

【厚木市子ども育成条例（抜粋）】

（基本計画）

第6条 市長は、子育て環境の充実に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、厚木市子ども育成推進委員会の意見を聴かなければならない。

◆関連法令（計画）との関連

①子ども・子育て支援法

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定

②次世代育成支援対策推進法

次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が10年間延長（令和7年3月31日まで）されたことから、同法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置付け、一体的に策定

③新・放課後子ども総合プラン

児童の安全・安心な放課後等の居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を行い、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、具体的な行動計画を策定

④第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」第2期基本計画（平成27年度～令和2年度）

本市のまちづくりの指針となる「あつぎ元気プラン」を上位計画とし、本市の子ども・子育てに関する具体的な行動計画として策定

⑤第10次厚木市総合計画（令和3年度～令和14年度）

令和3年を始期とする新たな総合計画の策定に向けて、基本的な考え方を示す「第10次厚木市総合計画策定方針」を制定。この方針に基づき、本市の子ども・子育てに関する具体的な行動計画を策定

⑥あつぎ子ども未来プラン（第2期）

「あつぎ子ども未来プラン（第2期）」については、令和元年度で計画期間が終了。基本的な考え方は変わらないことから、引き継ぐべき事項を継承した計画を策定

⑦その他関連計画

本計画は、各分野の計画との整合、連携を図りながら推進

3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に定められた基本指針に即して、令和2年度から令和6年度までの5年間を一期とした計画期間とします。

ただし、今後の社会・経済情勢等の変化や、厚木市の子どもと家庭を取り巻く状況や、保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて見直すこととします。

- ◆第1期計画 平成22年度～平成26年度
- ◆厚木市子ども育成条例 平成24年度制定
- ◆第2期計画 平成27年度～令和元年度
- ◆第3期計画 令和2年度～令和6年度

【第3期計画期間】

年度	平成 30	31 (令和元年)	令和 2	3	4	5	6
ニーズ調査	☐ 実施						
あつぎ子ども 未来プラン (第3期)		☐ 策定					

4 計画の策定体制

(1) 厚木市子ども育成推進委員会

厚木市子ども育成推進委員会は、厚木市子ども育成条例第 14 条及び厚木市子ども育成推進委員会規則第 7 条により、学識経験者、子ども関係団体の代表、教育・保育の関係者、子どもの保護者などにより設置されています。

この委員会は、条例の運用状況の点検を行うとともに、平成 27 年 4 月に施行の子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務処理等に関する事業計画の策定・進捗管理などについて調査や審議を行い、本市の実情を踏まえた施策の推進につなげていくことを目的としています。

(厚木市子ども育成条例)

第 14 条 市長は、この条例の運用状況の点検及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項各号に掲げる事務の処理等を行うため、市民等で構成する厚木市子ども育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(平 25 条例 18・一部改正)

(厚木市子ども育成推進委員会規則)

第 7 条 委員会は、特別の事項を審議させるため部会を置くことができる。

(2) 厚木市次世代育成支援計画推進委員会

厚木市における行動計画の策定及び推進を図るため、庁内関係職員で構成する厚木市次世代育成支援計画推進委員会を設置し、計画の進捗管理及び計画の推進に必要な事項の検討を行います。

第2章

子どもを取り巻く環境

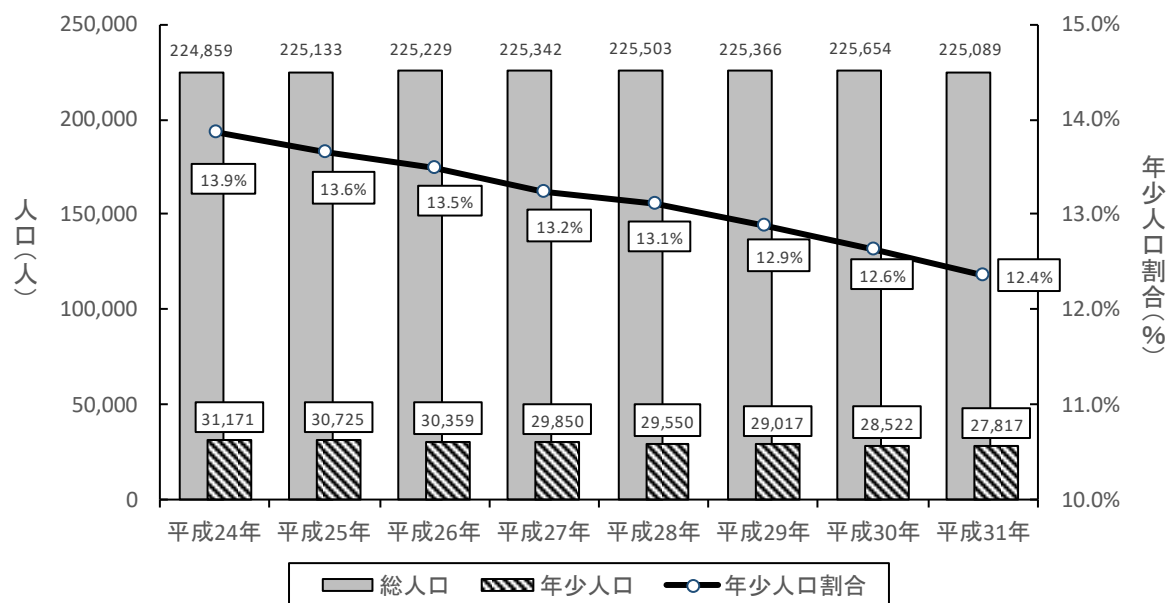
第2章 子どもを取り巻く環境

1 人口と世帯

(1) 総人口と年少人口の推移

本市の人口は、平成31年1月1日現在225,089人となっています。年少人口（15歳未満）については、27,817人となっており、総人口に占める年少人口の割合は、12.4%と年々減少傾向にあります。

◆総人口と年少人口の推移



資料：厚木市(各年1月1日現在)

(2) 0歳人口の推移

本市の0歳人口は、平成31年1月1日現在 1,477 人となっており、年々減少傾向にあります。

◆0歳人口の推移 単位：人

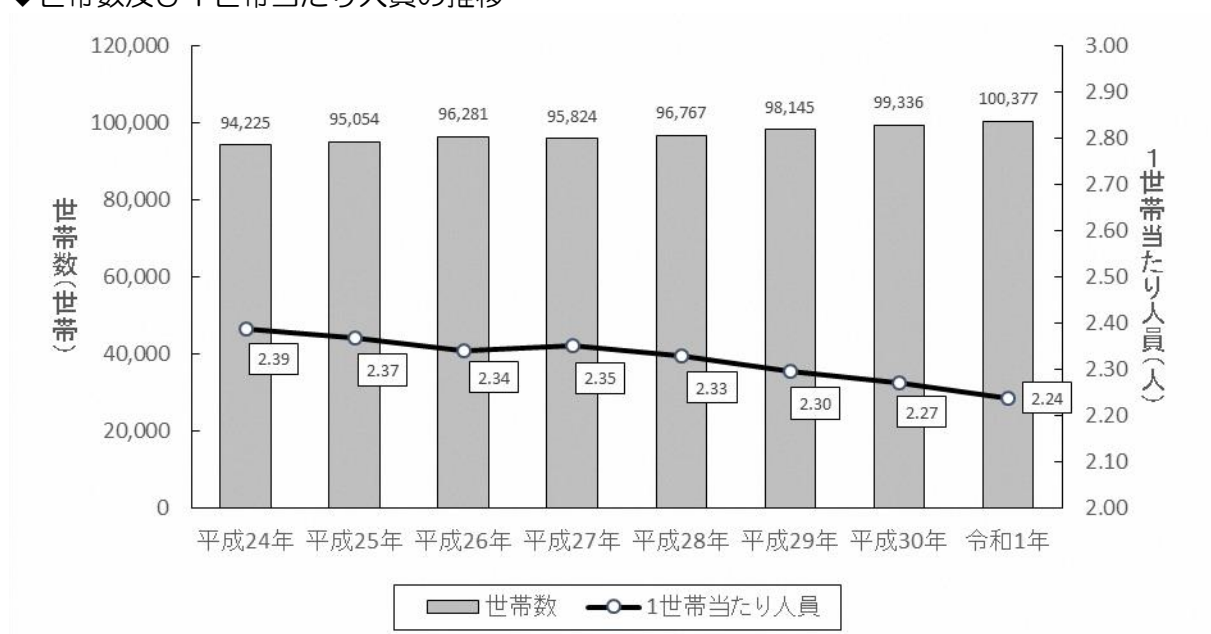
年度	0歳
平成22年	1,864
平成23年	1,902
平成24年	1,761
平成25年	1,685
平成26年	1,702
平成27年	1,709
平成28年	1,700
平成29年	1,648
平成30年	1,574
平成31年	1,477

資料：厚木市(各年1月1日現在)

(3) 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

世帯数は、近年増加傾向で推移し、令和元年10月1日現在、100,377 世帯となっています。一方、1世帯当たり人員は減少傾向で推移しており、令和元年10月1日現在 2.24 人で核家族化が進行していることがうかがえます。

◆世帯数及び1世帯当たり人員の推移



資料：厚木市(各年10月1日現在)

(4) 世帯の家族類型の推移

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成27年には総世帯数95,655世帯のうち、核家族世帯が54,991世帯となっています。また、核家族世帯のうち28,191世帯が「夫婦と子ども」世帯となっています。核家族世帯の内訳としては、「夫婦のみ」世帯、「男親と子ども」世帯、「女親と子ども」世帯が増加しています。その他、「夫婦と子ども」世帯は減少傾向にあります。

◆世帯の家族類型の推移

単位：世帯

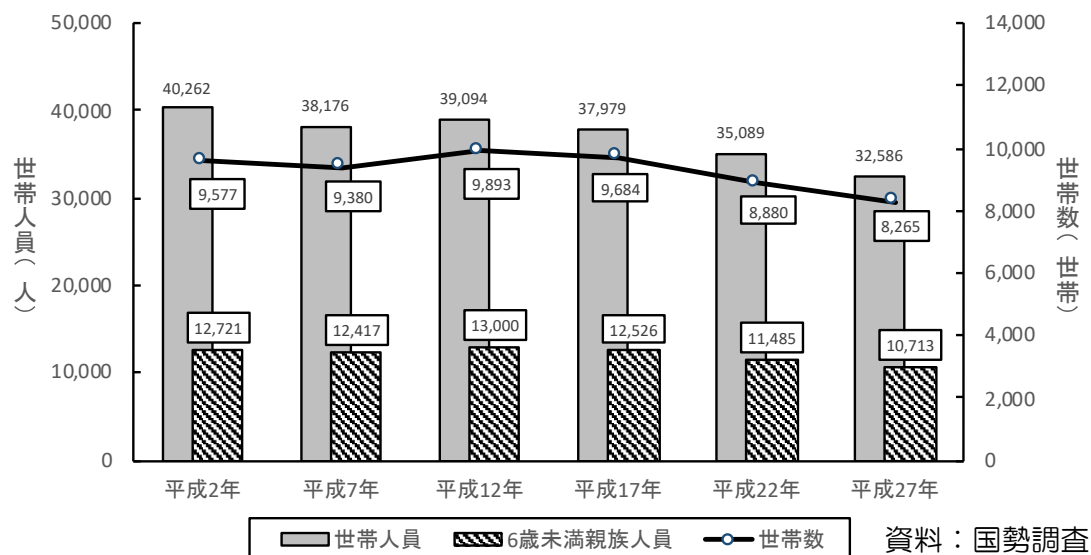
世帯の家族類型	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	6歳未満 親族の いる世帯 (平成27年)	18歳未満 親族の いる世帯 (平成27年)
総世帯数	83,363	89,111	92,282	95,655	8,265	21,260
A 親族世帯	56,325	58,465	60,031	60,931	8,225	21,045
I 核家族世帯	49,274	51,561	53,405	54,991	7,408	18,516
(1) 夫婦のみ	13,184	15,341	17,045	18,520	—	—
(2) 夫婦と子ども	30,642	29,891	28,901	28,191	6,986	16,175
(3) 男親と子ども	1,007	1,120	1,305	1,453	32	287
(4) 女親と子ども	4,441	5,209	6,154	6,827	390	2,054
II その他の親族世帯	7,051	6,904	6,626	5,940	817	2,529
(5) 夫婦と両親	218	247	215	166	—	—
(6) 夫婦とひとり親	604	746	776	747	—	1
(7) 夫婦、子どもと両親	1,476	1,314	1,067	796	193	561
(8) 夫婦、子どもとひとり親	2,693	2,351	2,133	1,814	242	884
(9) 夫婦と他の親族 (親と子どもを含まない)	133	168	165	152	5	26
(10) 夫婦、子どもと他の 親族(親を含まない)	476	541	663	661	165	469
(11) 夫婦、親と他の親族 (子どもを含まない)	110	114	114	79	13	18
(12) 夫婦、子ども、親と 他の親族	358	321	288	222	106	182
(13) 兄弟姉妹のみ	378	390	444	456	—	6
(14) 他に分類されない 親族世帯	605	712	761	847	93	382
B 非親族世帯	420	528	893	985	40	110
C 単独世帯	26,618	30,118	31,340	33,677	—	105

資料：国勢調査

(5) 6歳未満親族のいる一般世帯の推移

国勢調査によると、6歳未満の親族のいる世帯は平成27年現在8,265世帯で、世帯人員は32,586人となっています。また、6歳未満親族人員は10,713人となっています。

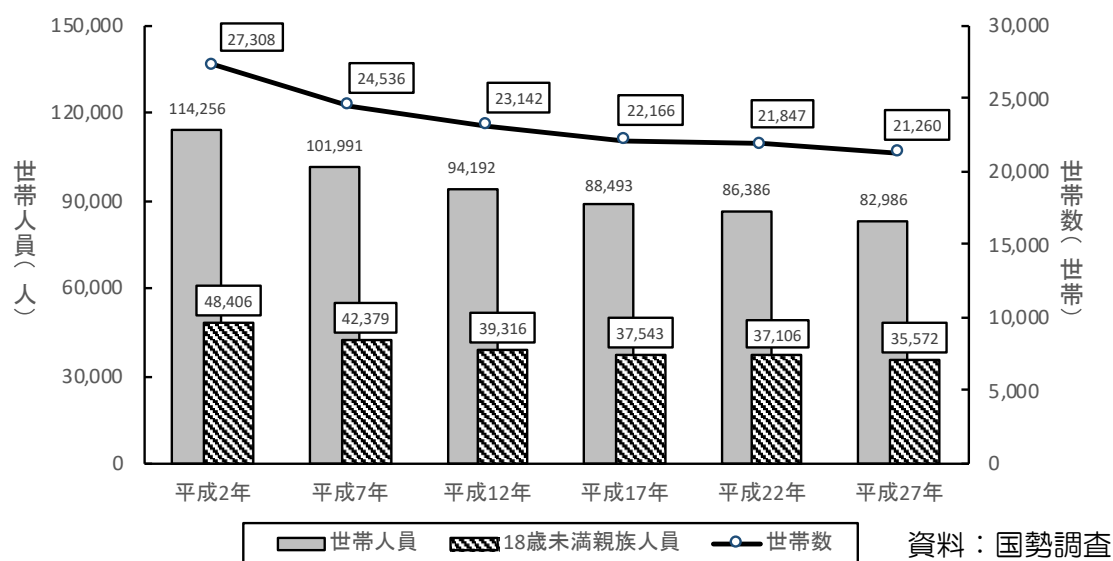
◆6歳未満親族のいる一般世帯の推移



(6) 18歳未満親族のいる一般世帯の推移

国勢調査によると、18歳未満の親族のいる世帯は平成27年現在21,260世帯で、世帯人員は82,986人となっています。また、18歳未満親族人員は35,572人となっています。

◆18歳未満親族のいる一般世帯の推移



(7) 母子世帯の推移

国勢調査によると、母子世帯数は、平成 22 年までは増加傾向にあります。以降は減少傾向にあり、平成 27 年現在 1,360 世帯となっています。また、母子世帯人員は平成 27 年現在 3,590 人となっており、1 世帯当たり 2.6 人となっています。

◆母子世帯の推移



※母子世帯とは、未婚、死別または離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の構成員がいないもの）をいいます。

(8) 父子世帯の推移

国勢調査によると、父子世帯数は平成 27 年現在 185 世帯となっています。また、父子世帯人員は 465 人となっており、1 世帯当たり 2.5 人となっています。

◆父子世帯の推移



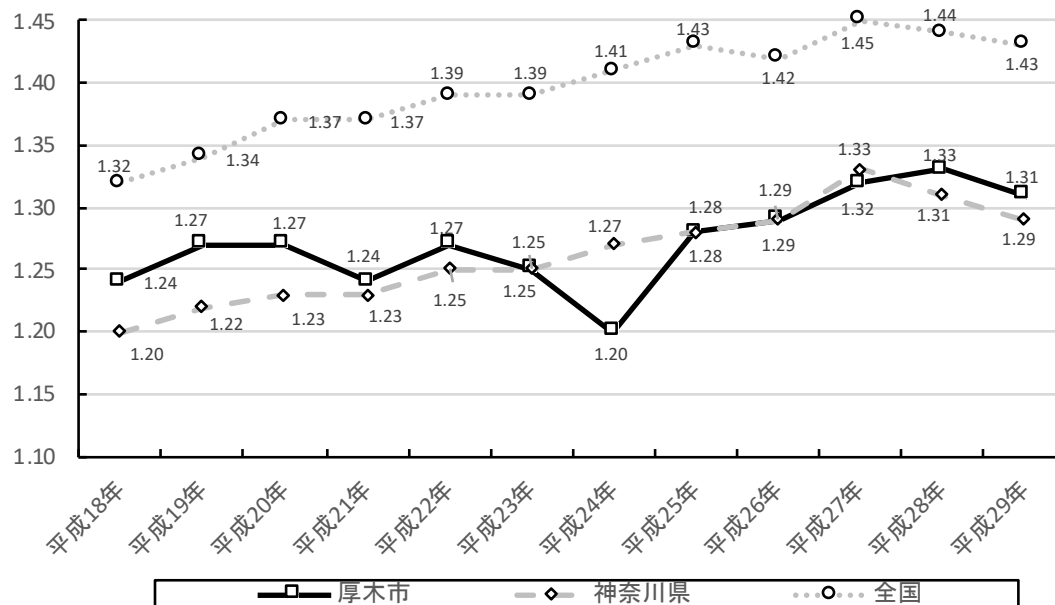
※父子世帯とは、未婚、死別または離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の構成員がいないもの）をいいます。

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

厚木市の合計特殊出生率の推移を見ると、平成 24 年の 1.20 から平成 28 年の 1.33 まで増加した後、平成 29 年では 1.31 となっています。これは、神奈川県平均の 1.29 を上回ったものの、全国の 1.43 に比べ、低い値にとどまっています。

◆合計特殊出生率の推移



年度	厚木市	神奈川県	全国
平成18年	1.24	1.20	1.32
平成19年	1.27	1.22	1.34
平成20年	1.27	1.23	1.37
平成21年	1.24	1.23	1.37
平成22年	1.27	1.25	1.39
平成23年	1.25	1.25	1.39
平成24年	1.20	1.27	1.41
平成25年	1.28	1.28	1.43
平成26年	1.29	1.29	1.42
平成27年	1.32	1.33	1.45
平成28年	1.33	1.31	1.44
平成29年	1.31	1.29	1.43

資料：神奈川県衛生統計年報、厚生労働省人口動態統計

※ 合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した指標です。一人の女性が平均して一生に産む子どもの数を示します。「期間合計特殊出生率」と「コーホート合計特殊出生率」の2つの種類があります。晩婚化・晩産化が進行している状況等、各世代の結婚や出産の行動に違いがあり、各年齢の出生率が世代により異なる場合には、別々の世代の年齢別出生率の合計である「期間合計特殊出生率」（厚生労働省）は、同一世代生まれの女性の各年齢（15～49 歳）の出生率を過去から積み上げたものである「コーホート合計特殊出生率」（神奈川県）の値と異なることに注意が必要です。

（2）出生数、出生率（人口千人対）の推移

出生率（人口千人対）の推移を国、県と比較すると、平成29年時点で出生率（人口千人対）は6.9‰となり、国、県を下回る水準となっています。

◆出生数、出生率（人口千人対）の推移 単位：‰（千分率）

年度	厚木市		神奈川県	全国
	出生率	出生数	出生率	出生率
平成18年	8.9	1,997	9.0	8.7
平成19年	8.9	2,000	8.9	8.6
平成20年	8.7	1,981	8.8	8.7
平成21年	8.3	1,882	8.9	8.5
平成22年	8.3	1,868	8.8	8.5
平成23年	7.8	1,750	8.5	8.3
平成24年	7.4	1,668	8.4	8.2
平成25年	7.5	1,692	8.2	8.2
平成26年	7.5	1,682	8.0	8.0
平成27年	7.4	1,664	8.1	8.0
平成28年	7.2	1,614	7.7	7.8
平成29年	6.9	1,549	7.4	7.6

資料：神奈川県衛生統計年報、厚生労働省人口動態統計

(3) 未婚率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、平成 27 年の男性の未婚率は 25～29 歳が 74.9%、30～34 歳が 52.7%となっています。30 歳代から 40 歳代にかけて、国や県より未婚率が高くなっています。

◆男性の未婚率の推移と比較

単位：％

年齢	厚木市				神奈川県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15-19歳	99.6	99.5	98.9	97.8	99.7	99.7
20-24歳	95.3	96.0	93.3	91.9	96.6	95.0
25-29歳	73.7	76.9	75.7	74.9	76.8	72.7
30-34歳	46.9	52.3	52.4	52.7	50.0	47.1
35-39歳	29.4	32.8	40.6	40.1	36.8	35.0
40-44歳	20.6	24.6	31.7	35.6	32.3	30.0
45-49歳	15.2	19.0	24.1	29.4	27.5	25.9
50-54歳	9.7	15.1	19.0	23.0	22.4	20.9
55-59歳	5.7	9.1	15.4	18.0	18.0	16.7
60-64歳	3.7	5.3	9.5	14.2	15.5	13.6
65-69歳	2.9	3.2	5.7	8.6	11.0	9.3
70-74歳	1.8	2.5	3.3	4.3	6.5	5.3
75-79歳	1.4	1.5	2.5	2.4	3.7	3.2
80-84歳	1.3	1.0	1.9	2.2	2.3	2.0
85歳以上	1.4	0.6	1.2	1.1	1.6	1.2

資料：国勢調査

(4) 未婚率の推移と比較（女性）

国勢調査によると平成27年の女性の未婚率は25～29歳が59.6%、30～34歳が34.2%、35～39歳が22.4%となっています。国や県と比べ、未婚率がやや低く推移しています。

◆女性の未婚率の推移と比較

単位：％

年齢	厚木市				神奈川県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15-19歳	99.1	99.0	98.4	97.8	99.5	99.4
20-24歳	89.0	89.9	89.0	89.1	93.3	91.4
25-29歳	51.8	58.6	60.3	59.6	64.7	61.3
30-34歳	22.1	29.7	33.4	34.2	35.4	34.6
35-39歳	10.4	15.5	21.1	22.4	23.7	23.9
40-44歳	7.0	9.7	14.0	18.6	19.2	19.3
45-49歳	4.6	6.7	9.5	13.8	15.6	16.1
50-54歳	3.4	4.5	6.8	9.9	11.9	12.0
55-59歳	2.8	3.3	5.0	7.1	8.8	8.3
60-64歳	2.9	2.9	3.3	4.6	6.5	6.2
65-69歳	3.2	2.6	3.0	3.3	5.4	5.3
70-74歳	2.7	3.0	2.9	3.2	4.2	4.3
75-79歳	2.4	2.9	3.0	2.7	3.9	3.9
80-84歳	2.2	2.4	2.6	2.9	4.4	3.9
85歳以上	1.1	1.7	2.0	2.3	4.2	3.6

資料：国勢調査

(5) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、20 歳代から 40 歳代までは、平成 12 年から平成 27 年の間で増減を繰り返しているものの、平成 12 年と平成 27 年を比較すると増加しています。

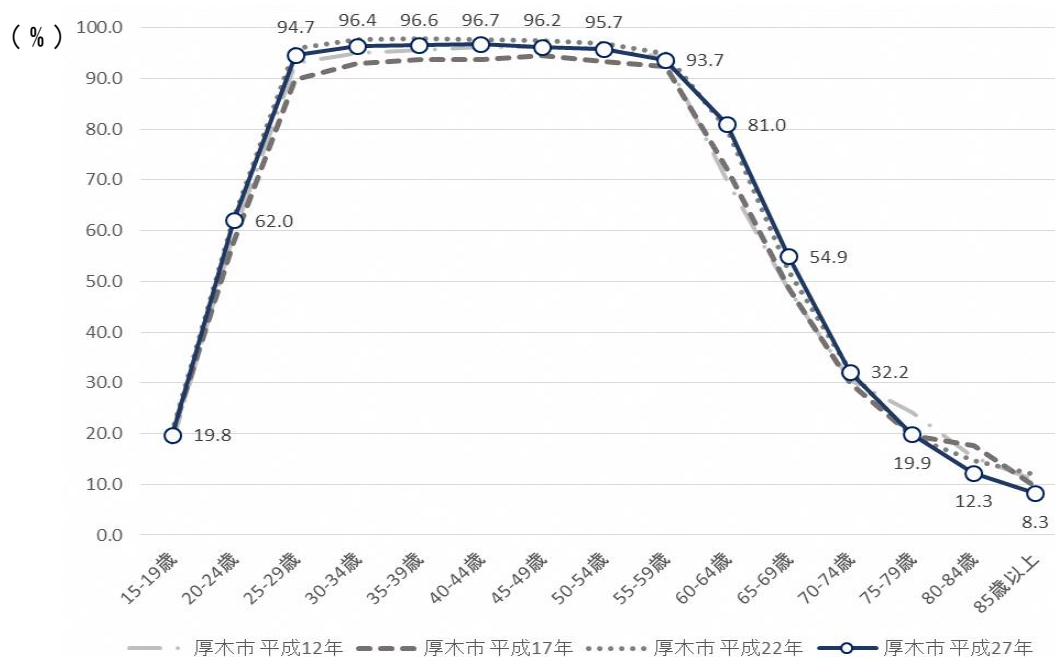
◆男性の年齢別労働力率の推移と比較

単位：％

年齢	厚木市				神奈川県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15-19歳	18.1	19.7	20.0	19.8	17.3	15.5
20-24歳	59.5	57.7	62.1	62.0	64.9	69.3
25-29歳	93.0	89.7	95.8	94.7	94.5	94.5
30-34歳	95.0	93.0	97.6	96.4	96.7	96.6
35-39歳	95.6	93.7	97.8	96.6	97.2	96.9
40-44歳	96.2	93.7	97.6	96.7	97.0	96.8
45-49歳	96.1	94.5	97.5	96.2	96.8	96.3
50-54歳	95.8	93.4	96.9	95.7	96.3	95.7
55-59歳	94.2	92.3	95.0	93.7	94.6	94.0
60-64歳	69.9	72.1	79.9	81.0	81.8	80.8
65-69歳	48.4	48.5	52.0	54.9	55.9	56.4
70-74歳	30.6	29.9	32.3	32.2	33.5	35.1
75-79歳	24.2	19.6	19.4	19.9	19.0	22.2
80-84歳	15.3	17.6	14.6	12.3	11.6	14.0
85歳以上	10.9	9.6	12.0	8.3	7.1	7.7

資料：国勢調査

※労働力率とは、15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者数と完全失業者数を合せた数）の割合のこと。



男性の年齢別労働力率の推移と比較（厚木市）

(6) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

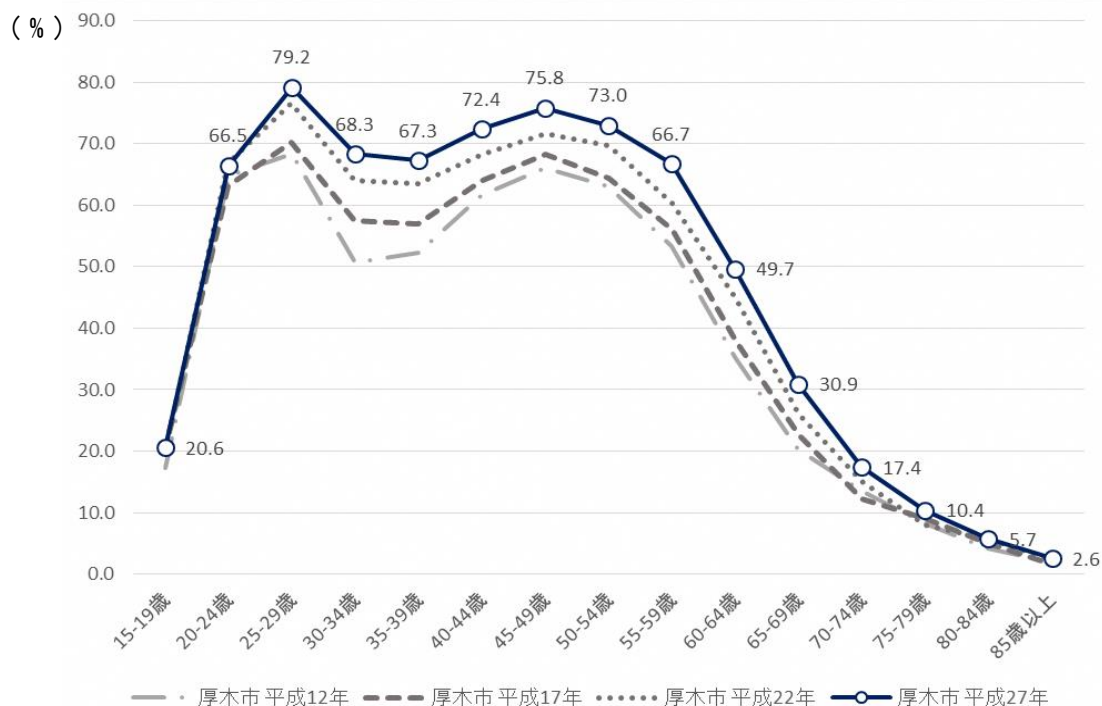
国勢調査によると、平成27年の女性の労働力率は20歳代から、平成12年に比べ、やや増加傾向にあります。

◆女性の年齢別労働力率の推移と比較

単位：％

年齢	厚木市				神奈川県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15-19歳	17.3	20.0	19.6	20.6	17.7	14.7
20-24歳	64.9	63.1	66.8	66.5	67.6	69.5
25-29歳	68.3	70.2	76.6	79.2	82.2	81.4
30-34歳	50.6	57.5	64.0	68.3	70.7	73.5
35-39歳	52.2	57.0	63.5	67.3	66.8	72.7
40-44歳	61.7	64.0	68.2	72.4	70.1	76.0
45-49歳	66.1	68.3	71.6	75.8	73.3	77.9
50-54歳	63.0	64.4	69.7	73.0	72.2	76.2
55-59歳	53.4	56.1	60.3	66.7	65.2	69.4
60-64歳	35.3	38.1	44.9	49.7	48.8	52.1
65-69歳	20.3	22.6	26.0	30.9	31.1	33.8
70-74歳	13.6	12.2	15.0	17.4	17.9	19.9
75-79歳	8.3	9.0	7.9	10.4	9.8	11.6
80-84歳	4.1	5.0	5.6	5.7	5.3	6.2
85歳以上	1.9	1.7	2.4	2.6	2.4	2.5

資料：国勢調査



女性の年齢別労働力率の推移と比較（厚木市）

(7) 女性の就業率

国勢調査の数値を基に女性の就業率を算出したところ、25～29歳で割合が高くなっています。また、30～39歳でその割合は下がりますが、40～44歳で高まる傾向にあります。

◆女性の就業率

単位：％

年齢	厚木市		神奈川県		全国	
	平成22年	平成27年	平成22年	平成27年	平成22年	平成27年
25-29歳	70.2	74.7	73.7	78.1	73.0	77.1
30-34歳	58.8	64.9	61.5	67.8	65.0	70.3
35-39歳	60.0	64.6	57.6	64.4	64.2	70.1
40-44歳	64.9	70.0	62.7	67.9	69.0	73.5
25-44歳	63.1	68.3	63.1	68.9	67.5	72.6

※国勢調査の数値を基にし、人口から労働力状態「不詳」を差し引いて算出した。

(8) 母の年齢階級別出生数の推移

母の年齢階級別出生数の推移をみると、平成29年時点で、30～34歳が535人で最も多くなっています。

◆母の年齢階級別出生数の推移

単位：人

年度	総数	15歳未満	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
平成18年	1,997	0	33	207	634	773	316	33	1
平成19年	2,000	0	39	220	614	722	354	49	2
平成20年	1,981	0	29	219	541	734	410	48	0
平成21年	1,882	0	32	223	523	673	381	49	1
平成22年	1,868	0	40	183	484	695	392	73	1
平成23年	1,750	0	29	190	484	613	371	62	1
平成24年	1,668	0	23	165	423	558	419	77	3
平成25年	1,692	0	29	186	442	587	365	82	1
平成26年	1,682	0	26	161	410	595	401	88	1
平成27年	1,664	0	24	154	400	623	377	86	0
平成28年	1,614	0	33	170	437	515	367	89	3
平成29年	1,549	0	22	177	368	535	357	88	2

資料：神奈川県衛生統計年報 人口動態総覧

（９）婚姻数、婚姻率（人口千人対）の推移

婚姻率は、平成 18 年の 6.3‰から増減を繰り返し、平成 29 年では 4.8‰となっています。

◆婚姻率、婚姻数（人口千人対）の推移

単位：件、‰（千分率）

年度	婚姻数	婚姻率
平成18年	1,414	6.3
平成19年	1,222	5.4
平成20年	1,377	6.1
平成21年	1,316	5.8
平成22年	1,259	5.6
平成23年	1,158	5.2
平成24年	1,251	5.6
平成25年	1,134	5.0
平成26年	1,098	4.9
平成27年	1,103	4.9
平成28年	1,027	4.6
平成29年	1,084	4.8

資料：神奈川県衛生統計年報 人口動態総覧

（１０）離婚数、離婚率（人口千人対）の推移

離婚率は、平成 18 年の 2.18‰から増減を繰り返し、平成 29 年では 1.89‰となっています。

◆離婚率、離婚数（人口千人対）の推移

単位：件、‰（千分率）

年度	離婚数	離婚率
平成18年	489	2.18
平成19年	480	2.14
平成20年	504	2.23
平成21年	475	2.10
平成22年	482	2.15
平成23年	481	2.15
平成24年	476	2.12
平成25年	445	1.98
平成26年	425	1.89
平成27年	477	2.12
平成28年	411	1.82
平成29年	427	1.89

資料：神奈川県衛生統計年報 人口動態総覧

3 保育環境・教育環境の状況

(1) 保育所・地域型保育事業の入所児童数

保育所、地域型保育事業の入所児童数は、増加傾向で推移し、入所率も増加しています。令和元年5月1日現在では、私立、公立を合わせて3,049人となっています。

◆保育所（園）・地域型保育事業の入所児童数

単位：人

年度	保育所 入所児童数 (私立)	保育所 入所児童数 (公立)	地域型保育 入所児童数 (私立)	合計	0-5歳 子どもの数	入所率 (%)
平成22年	1,683	784	-	2,467	-	-
平成23年	1,746	789	-	2,535	11,787	21.5%
平成24年	1,769	790	-	2,559	11,618	22.0%
平成25年	1,791	761	-	2,552	11,492	22.2%
平成26年	1,788	715	-	2,503	11,266	22.2%
平成27年	2,069	604	72	2,745	11,139	24.6%
平成28年	2,261	560	75	2,896	10,917	26.5%
平成29年	2,245	550	89	2,884	10,613	27.2%
平成30年	2,392	434	127	2,953	10,286	28.7%
令和元年	2,471	399	179	3,049	9,957	30.6%

資料：厚木市(各年5月1日現在)

(2) 保育所等の待機児童数

保育所等の待機児童数は、増減を繰り返していますが、平成31年には1人となっています。各年度の年齢別にみていくと、「1歳児」が最多となる傾向にあります。

◆保育所（園）等の待機児童数

単位：人

年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成22年	5	16	10	11	4	1	47
平成23年	9	23	3	1	1	0	37
平成24年	1	10	5	4	1	0	21
平成25年	0	9	7	2	0	0	18
平成26年	0	6	6	13	3	0	28
平成27年	0	4	7	4	1	1	17
平成28年	0	6	3	1	0	0	10
平成29年	0	20	28	0	0	0	48
平成30年	0	24	0	0	0	0	24
平成31年	0	1	0	0	0	0	1

資料：厚木市(各年4月1日現在)

（３）幼稚園・認定こども園の在園児童数

幼稚園、認定こども園の在園児童数は、10年間の推移としては減少傾向となっていますが、入園率は増加しています。令和元年5月1日現在では、3,240人となっています。

◆幼稚園・認定こども園の在園児童数

単位：人

年度	園児数 (私立)	3-5歳 子どもの数	入園率 (%)
平成22年	3,339	—	—
平成23年	3,301	6,073	54.4%
平成24年	3,299	5,988	55.1%
平成25年	3,336	5,975	55.8%
平成26年	3,391	5,917	57.3%
平成27年	3,431	5,840	58.8%
平成28年	3,423	5,706	60.0%
平成29年	3,327	5,484	60.7%
平成30年	3,321	5,399	61.5%
令和元年	3,240	5,265	61.5%

資料：厚木市(各年5月1日現在)

（４）放課後児童クラブの入所児童数

放課後児童クラブ（公立）の入所児童数は、増加傾向で推移し、入所率も増加傾向にあります。令和元年5月1日現在では、1,262人となっています。

◆放課後児童クラブ（公立）の入所児童数

単位：人

年度	入所児童数	6-11歳 子どもの数	入所率 (%)
平成22年	1,097	—	—
平成23年	1,063	12,984	8.2%
平成24年	1,093	12,632	8.7%
平成25年	1,084	12,529	8.7%
平成26年	1,094	12,316	8.9%
平成27年	1,150	12,147	9.5%
平成28年	1,130	12,018	9.4%
平成29年	1,201	11,957	10.0%
平成30年	1,305	11,812	11.0%
令和元年	1,262	11,634	10.8%

資料：厚木市(各年5月1日現在)

(5) 小学校・中学校の状況

市立小学校の児童数は減少傾向にあり、令和元年5月1日現在では11,496人となっています。市立中学校の生徒数も減少傾向にあり、令和元年5月1日現在では、5,673人となっています。

◆小学校の児童数・中学校の生徒数

単位：人

年度	小学校(市立)		小学校(私立)		中学校(市立)	
	児童数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数
平成22年	12,879	23	20	1	6,175	13
平成23年	12,715	23	20	1	6,204	13
平成24年	12,379	23	25	1	6,272	13
平成25年	12,288	23	30	1	6,182	13
平成26年	12,129	23	38	1	6,204	13
平成27年	11,973	23	38	1	6,080	13
平成28年	11,828	23	33	1	6,096	13
平成29年	11,802	23	41	1	5,914	13
平成30年	11,645	23	40	1	5,826	13
令和1年	11,496	23	38	1	5,673	13

資料：厚木市(各年5月1日現在)

(6) 高等学校の状況

市内にある県立高等学校の生徒数は、平成28年をピークに減少し、令和元年5月1日現在、4,998人となっています。

◆高等学校の生徒数・学校数 単位：人

年度	高等学校(県立)	
	生徒数	学校数
平成22年	4,823	6
平成23年	4,859	6
平成24年	4,892	6
平成25年	4,915	6
平成26年	4,987	6
平成27年	5,057	6
平成28年	5,086	6
平成29年	5,025	6
平成30年	5,026	6
令和1年	4,998	6

資料：学校基本調査(各年5月1日現在)

4 人口推計

本計画期間内における子ども（0歳～11歳）の年齢各歳別推計人口については、次のように推計されます。

◆子どもの年齢各歳別推計人口

単位：人

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	1,500	1,478	1,462	1,444	1,450
1歳	1,512	1,552	1,527	1,507	1,496
2歳	1,590	1,516	1,553	1,525	1,512
3歳	1,628	1,602	1,525	1,559	1,538
4歳	1,731	1,627	1,597	1,517	1,558
5歳	1,781	1,743	1,634	1,601	1,528
6歳	1,744	1,778	1,738	1,626	1,602
7歳	1,855	1,749	1,780	1,736	1,633
8歳	1,877	1,864	1,755	1,782	1,747
9歳	1,976	1,879	1,862	1,749	1,784
10歳	1,968	1,978	1,878	1,857	1,753
11歳	1,922	1,976	1,983	1,879	1,867
合計	21,084	20,742	20,294	19,782	19,468

厚木市人口ビジョン（平成28（2016）年策定）の「将来人口推計（厚木市推計）※」を基に、推計以降の人口の実績値の推移を考慮した上で、コーホート変化率法により算出した。

※ 「将来人口推計（厚木市推計）」：平成22（2010）年の国勢調査の数値を用いて行った社人研推計準拠推計を基に、平成27（2015）年の推計値を「神奈川県年齢別人口統計調査（平成27（2015）年1月）」の実数値に置き換えて、本市が独自に推計したもの。

5 子どもの生活実態等の把握

子どもの生活実態や子育て家庭の要望等を把握するため、平成 30 年度に就学前児童の子どもをもつ保護者及び小学生の子どもをもつ保護者を対象として、平成 30 年 12 月 19 日から平成 31 年 1 月 11 日までを調査期間とし、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施しました。調査実施の概要については、以下のとおりです。

◆調査対象の母数と抽出方法、調査内容等

①未就学児調査	
調査対象者	厚木市内に居住する就学前児童の子どもをもつ保護者
母 数	平成 30 年 11 月 14 日時点 住民基本台帳から対象未就学児を抽出
調 査 件 数	4,000 件（11 月 1 日時点 0-5 歳人口：10,111 人）
調 査 方 法	郵送法（配付、回収）

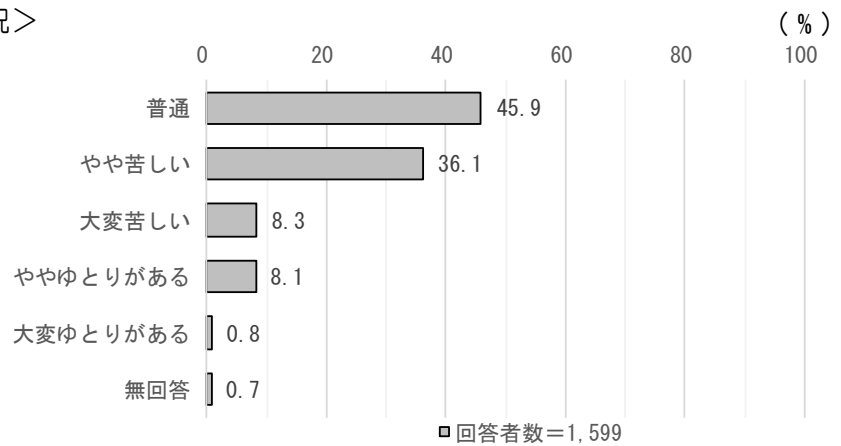
②就学児童調査	
調査対象者	厚木市内に居住する小学生の子どもをもつ保護者
母 数	平成 30 年 11 月 14 日時点 住民基本台帳から対象児童を抽出
調 査 件 数	2,000 件（11 月 1 日時点 6-11 歳人口：11,753 人）
調 査 方 法	郵送法（配付、回収）

◆調査票の配付・回収状況

調査対象者	配付件数	有効回収数	有効回答率
①未就学児	4,000 件	1,599 件	40.0%
②就学児童	2,000 件	842 件	42.1%

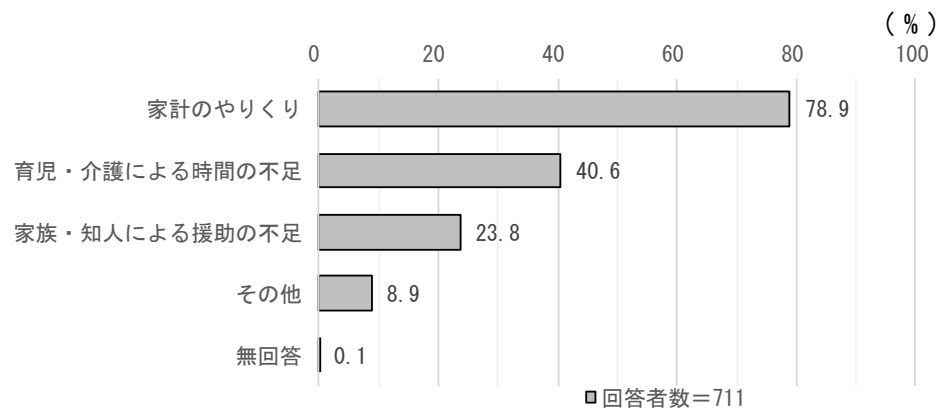
〔未就学児〕

＜家庭の現在の暮らしの状況＞



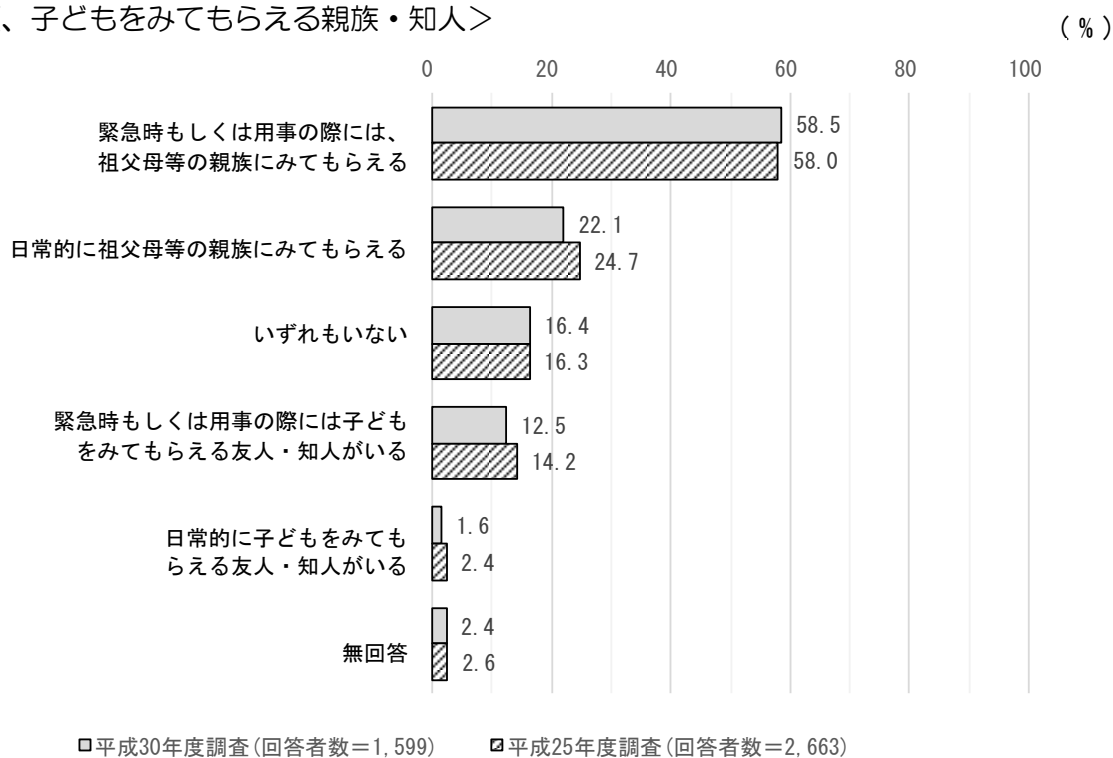
「普通」の割合が45.9%と最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が36.1%となっています。

＜苦しいと回答した理由＞



「家計のやりくり」の割合が78.9%と最も高く、次いで、「育児・介護による時間の不足」が40.6%、「家族・知人による援助の不足」の割合が23.8%となっています。

＜日頃、子どもをみてもらえる親族・知人＞

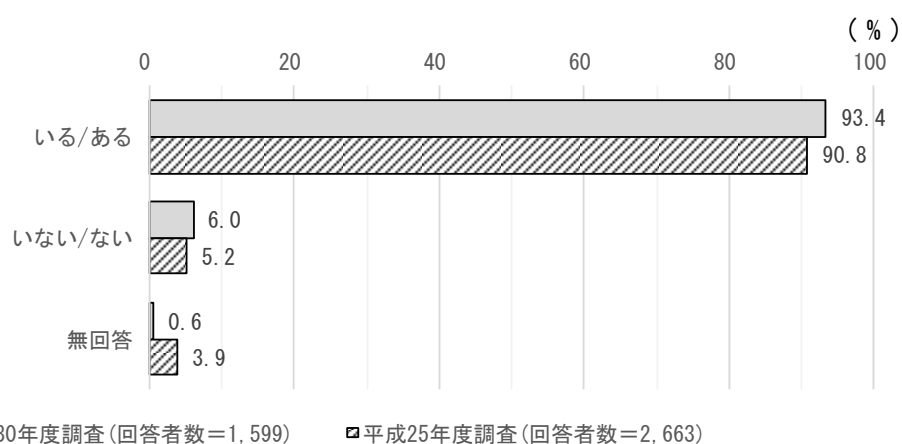


※複数回答を求めたため各質問項目における割合を総計しても100%にはならない。

「緊急時もしくは用事の際には、祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が58.5%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が22.1%、「いずれもない」の割合が16.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

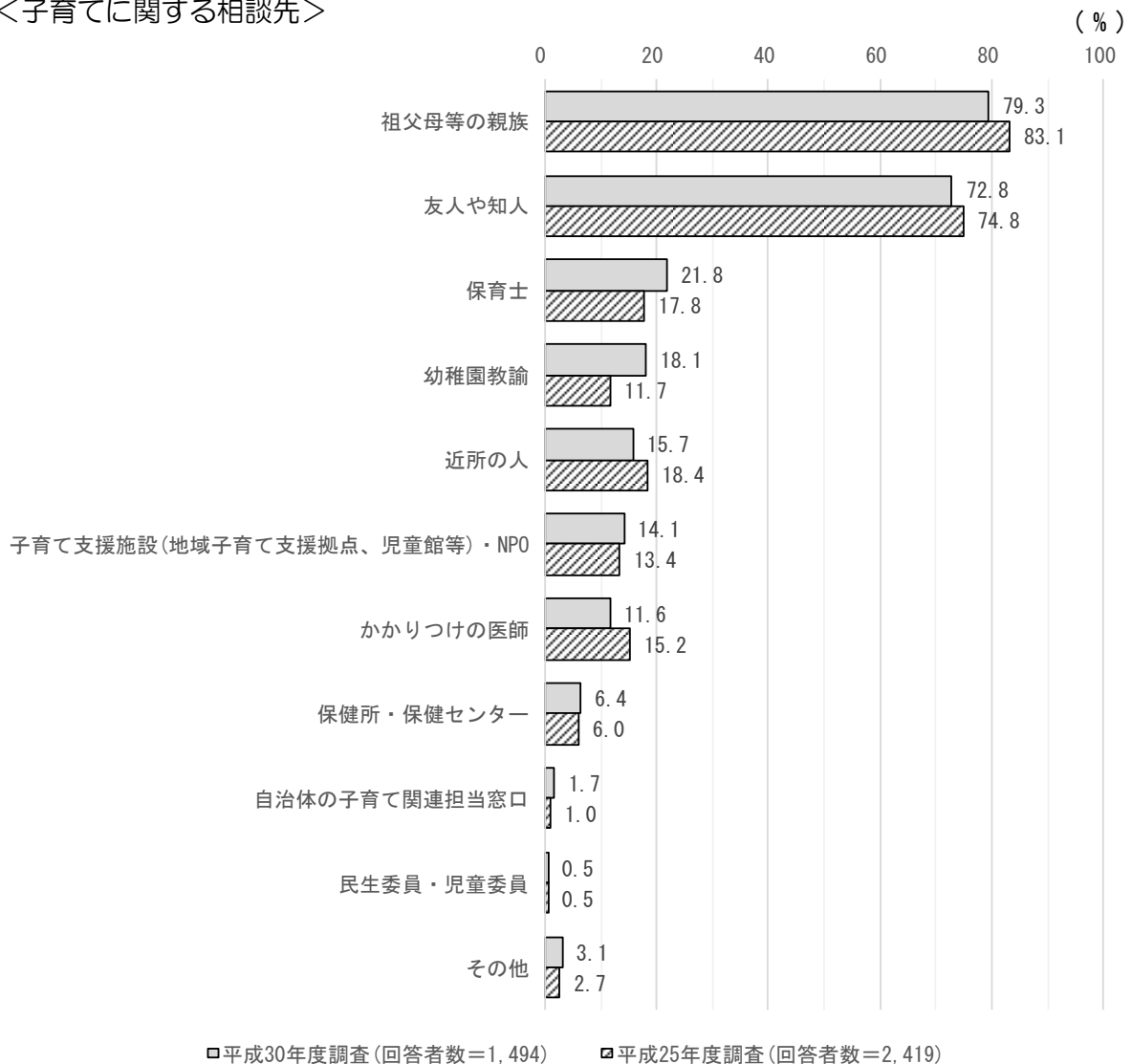
＜子育てをする上で気軽に相談できる人・場所の有無＞



「いる／ある」の割合が93.4%、「いない／ない」の割合が6.0%となっています。平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

＜第2章 子どもを取り巻く環境＞

＜子育てに関する相談先＞



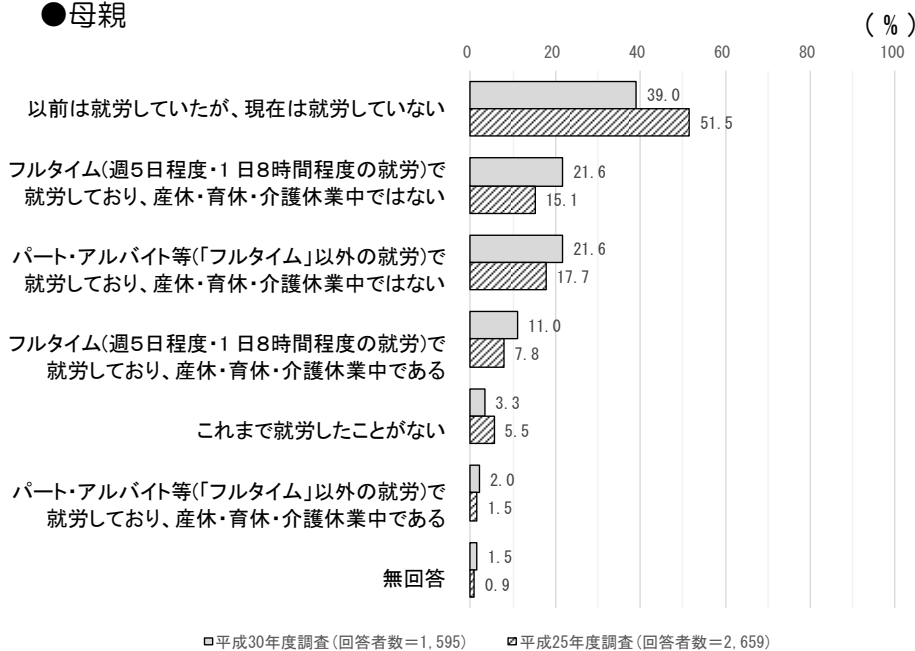
※複数回答を求めたため各質問項目における割合を総計しても100%にはならない。

「祖父母等の親族」の割合が 79.3%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が 72.8%、「保育士」の割合が 21.8%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「祖父母等の親族」、「友人や知人」などの割合が減少しています。一方、「保育士」、「幼稚園教諭」などの割合が増加しています。

<保護者の現在の就労状況>

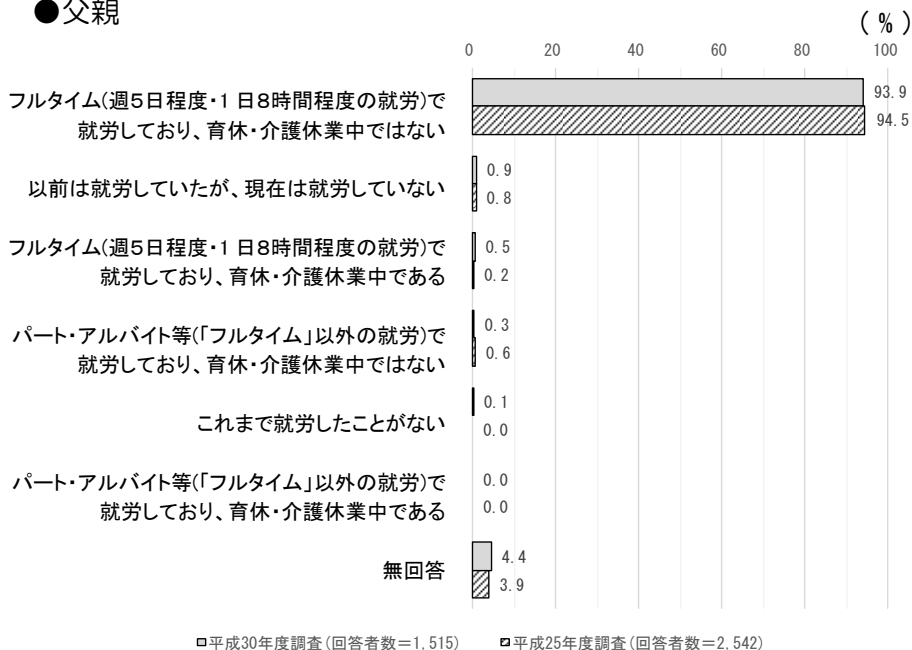
●母親



「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が 39.0%と最も高く、次いで「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 21.6%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が最も増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が大幅に減少しています。

●父親

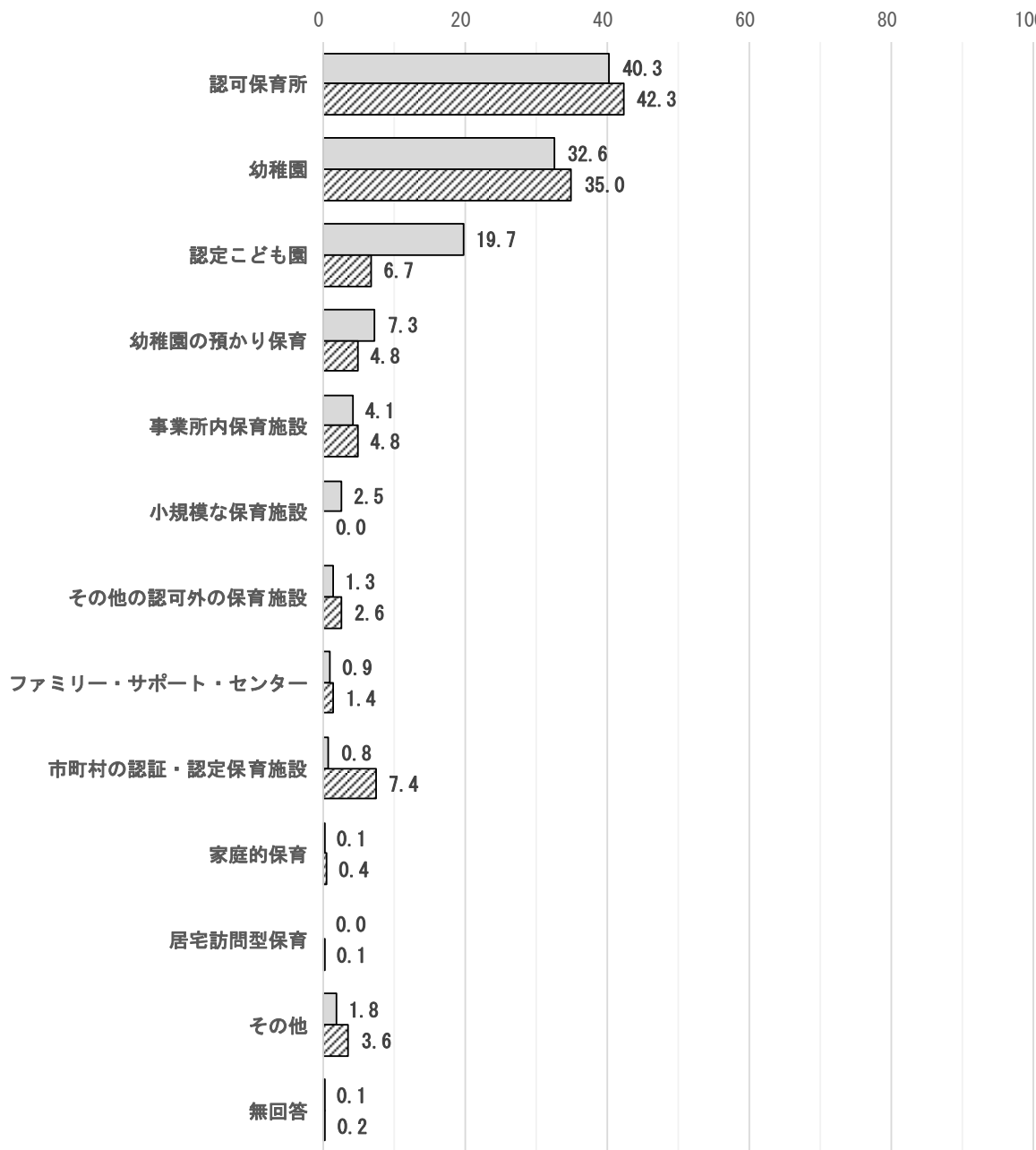


「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」の割合が 93.9%と最も高くなっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

＜平日利用している教育・保育事業＞

(%)



□平成30年度調査(回答者数=1,039)

▨平成25年度調査(回答者数=1,135)

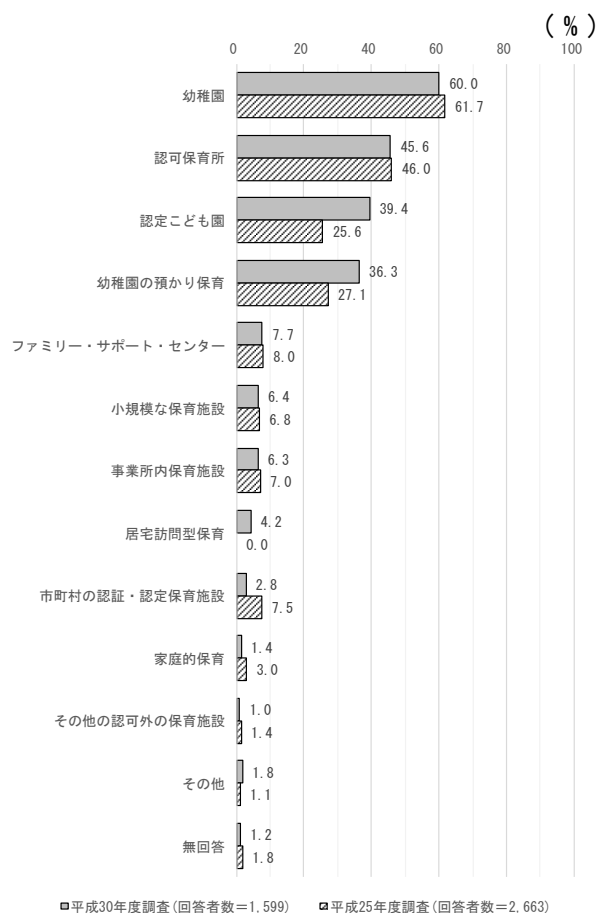
※複数回答を求めたため各質問項目における割合を総計しても100%にはならない。

「認可保育所」の割合が40.3%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が32.6%、「認定こども園」の割合が19.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「認定こども園」の割合が13.0ポイント増加しています。一方、「市町村の認証・認定保育施設」の割合は、施設数が減ったため、6.6ポイント減少しています。

なお、前回調査は、「小規模な保育施設」の項目はありません。

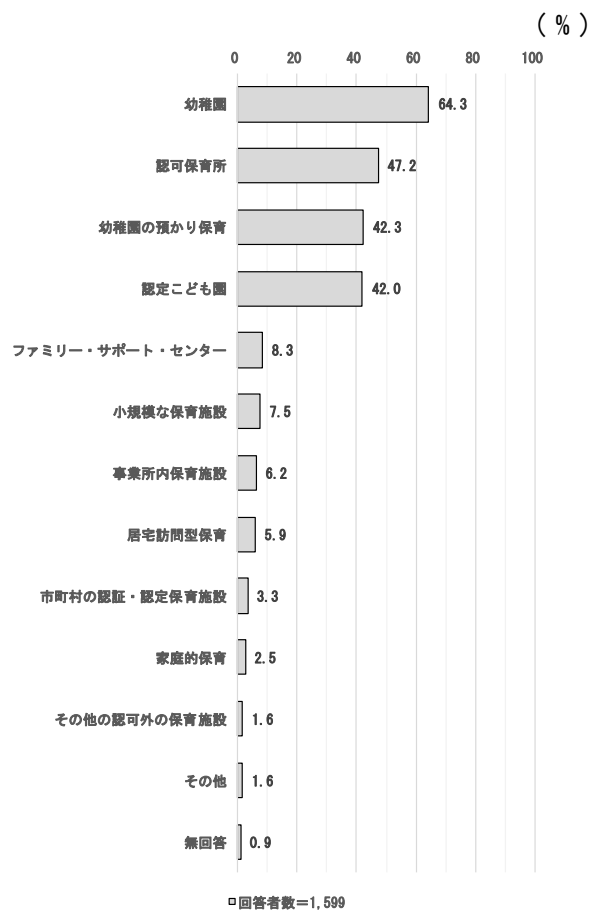
＜利用したい施設およびサービス＞



「幼稚園」の割合が 60.0%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が 45.6%、「認定こども園」の割合が 39.4%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「市町村の認証・認定保育施設」の割合は、施設数が減ったため、減少しています。

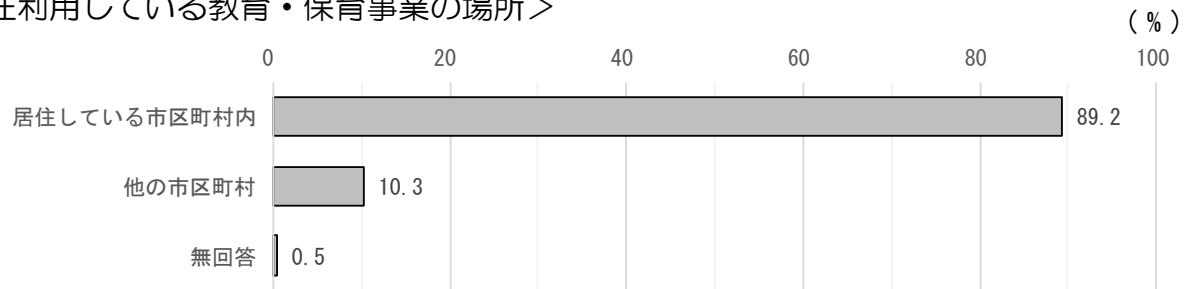
＜無償化後、利用したい施設およびサービス＞



幼児教育・保育無償化に伴い、料金が無料となった場合に利用したいと考える施設は、「幼稚園」の割合が 64.3%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が 47.2%、「幼稚園の預かり保育」の割合が 42.3%となっています。

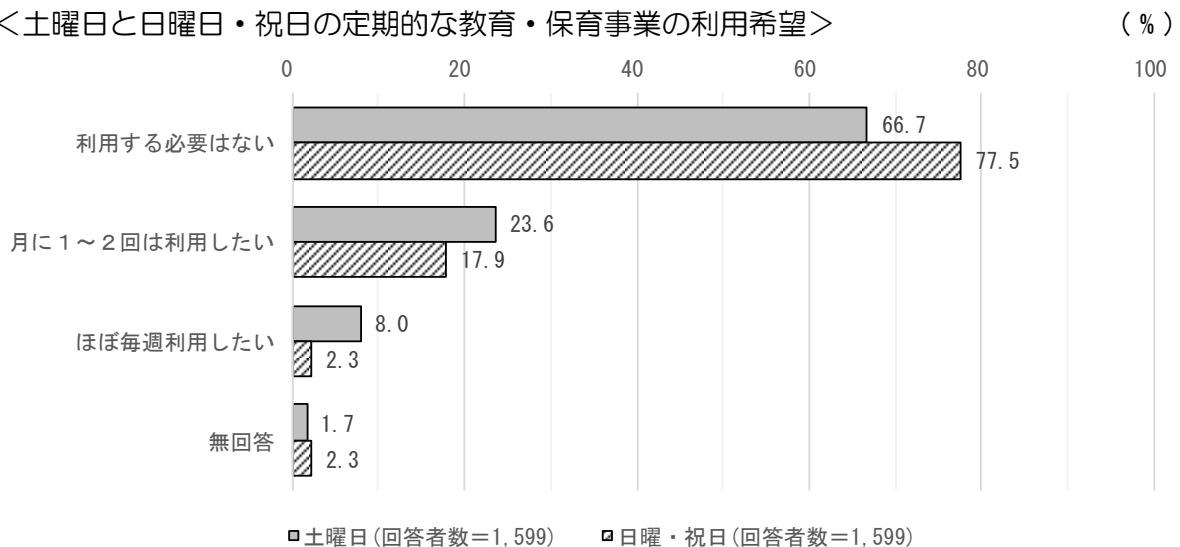
＜第2章 子どもを取り巻く環境＞

＜現在利用している教育・保育事業の場所＞



「居住している市区町村内」の割合が 89.2%、「他の市区町村」の割合が 10.3%となっています。

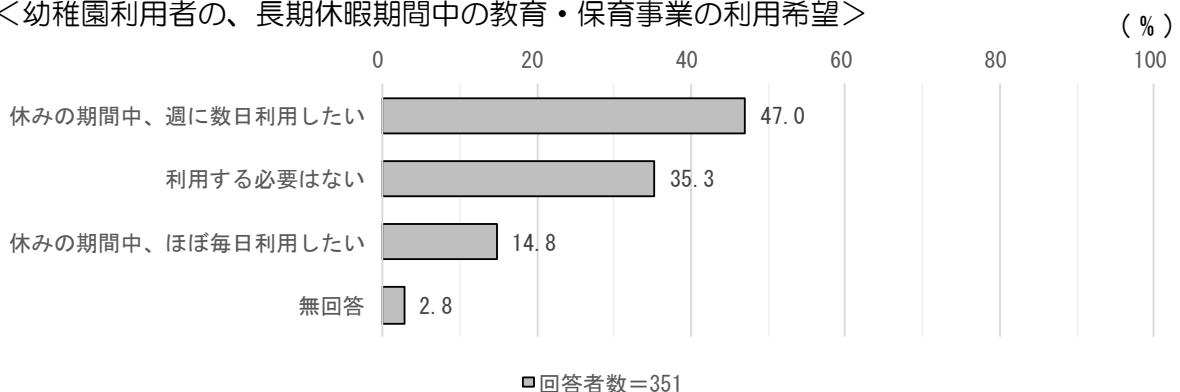
＜土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望＞



土曜日では、「利用する必要はない」の割合が 66.7%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」の割合が 23.6%となっています。

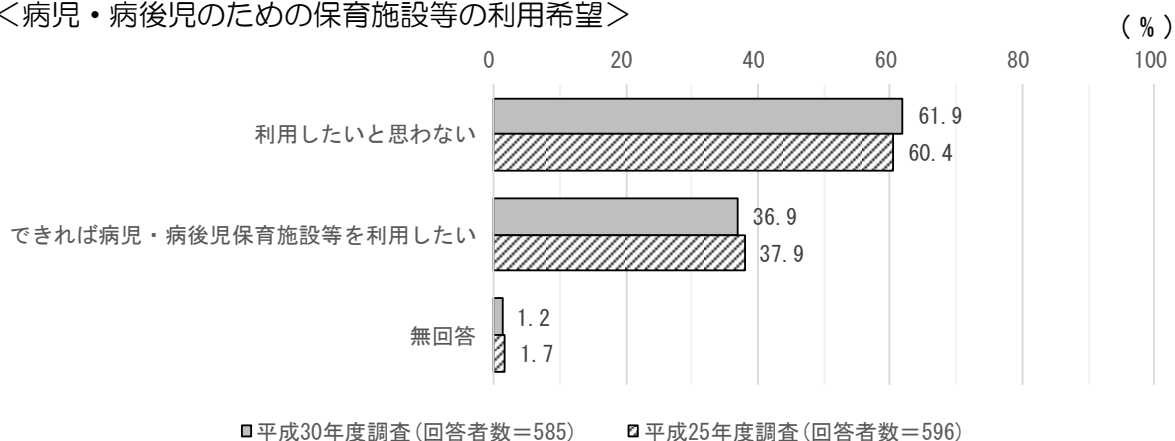
日曜・祝日では、「利用する必要はない」の割合が 77.5%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」の割合が 17.9%となっています。

＜幼稚園利用者の、長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望＞



「休みの期間中、週に数日利用したい」の割合が 47.0%と最も高く、次いで「利用する必要はない」の割合が 35.3%、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」の割合が 14.8%となっています。

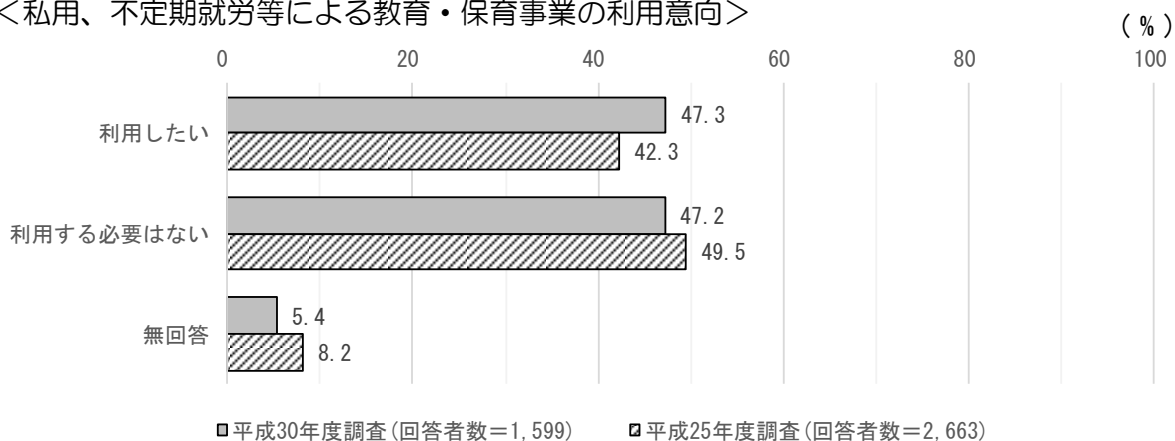
＜病児・病後児のための保育施設等の利用希望＞



「利用したいと思わない」の割合が61.9%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が36.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

＜私用、不定期就労等による教育・保育事業の利用意向＞

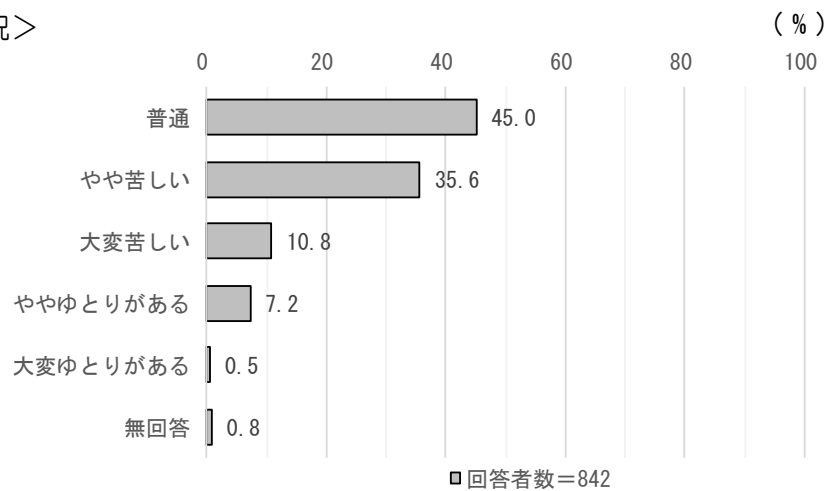


「利用したい」の割合が47.3%、「利用する必要はない」の割合が47.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「利用したい」の割合が5.0ポイント増加しています。

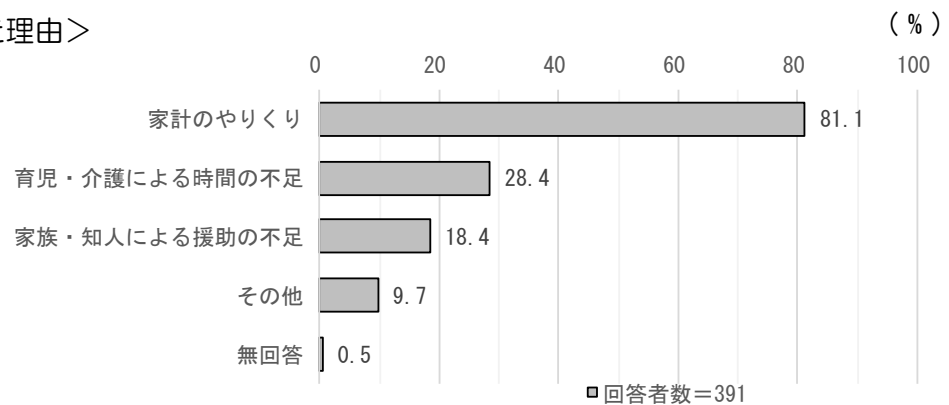
〔小学生〕

＜家庭の現在の暮らしの状況＞



「普通」の割合が45.0%と最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が35.6%となっています。

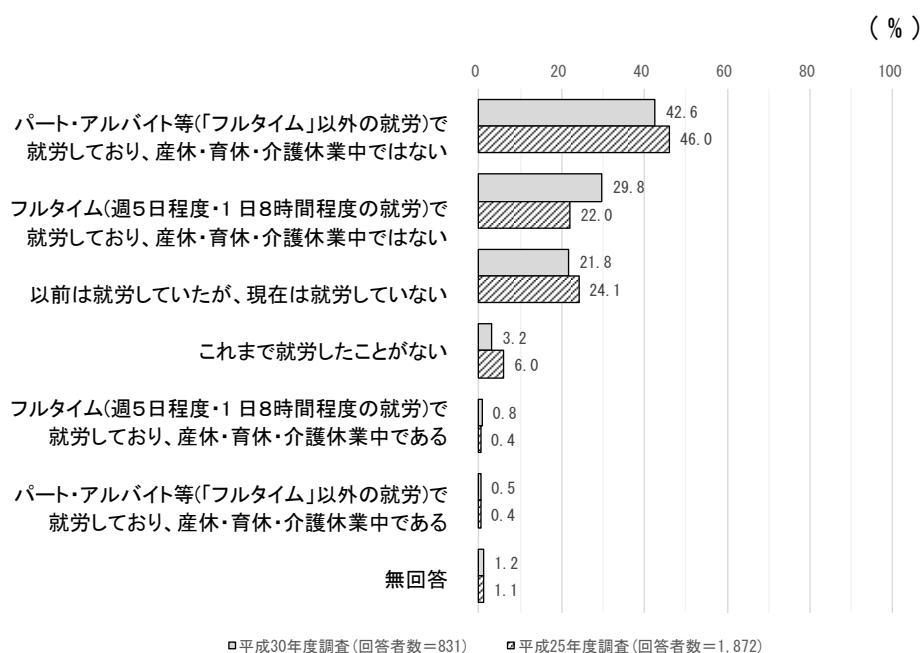
＜苦しいと回答した理由＞



「家計のやりくり」の割合が81.1%と最も高く、次いで、「育児・介護による時間の不足」の割合が28.4%、「家族・知人による援助の不足」の割合が18.4%となっています。

<保護者の現在の就労状況>

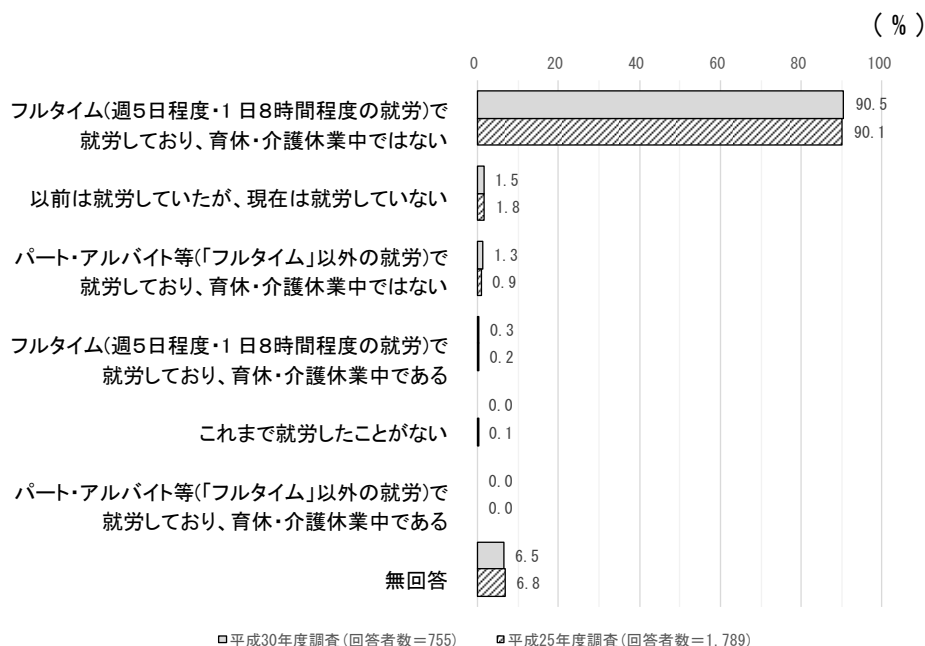
●母親



「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が42.6%と最も高く、次いで「フルタイム(週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が29.8%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が21.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「フルタイム(週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が7.8ポイント増加しています。一方、「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が減少しています。

●父親

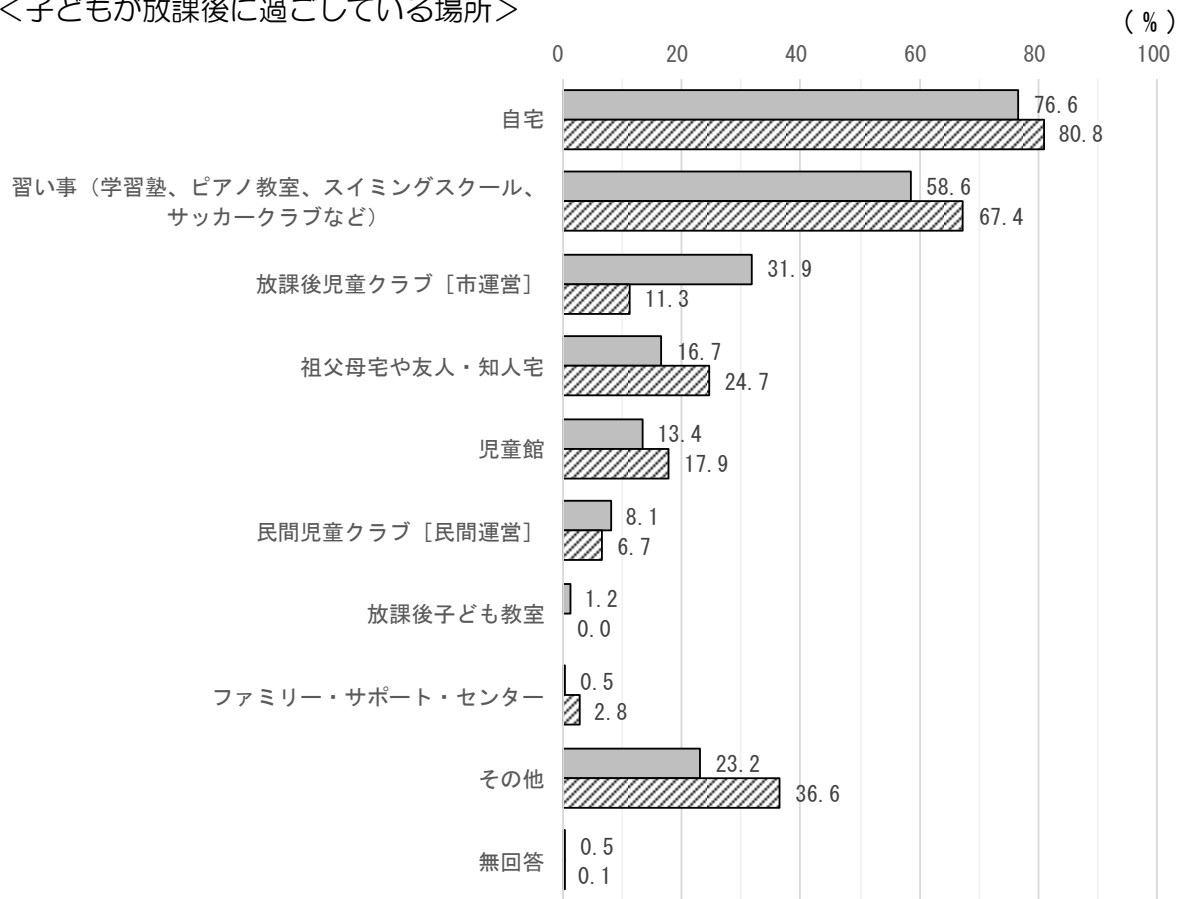


「フルタイム(週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、育休・介護休業中ではない」の割合が90.5%と最も高くなっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

＜第2章 子どもを取り巻く環境＞

＜子どもが放課後に過ごしている場所＞



□ 平成30年度調査 (回答者数=842)

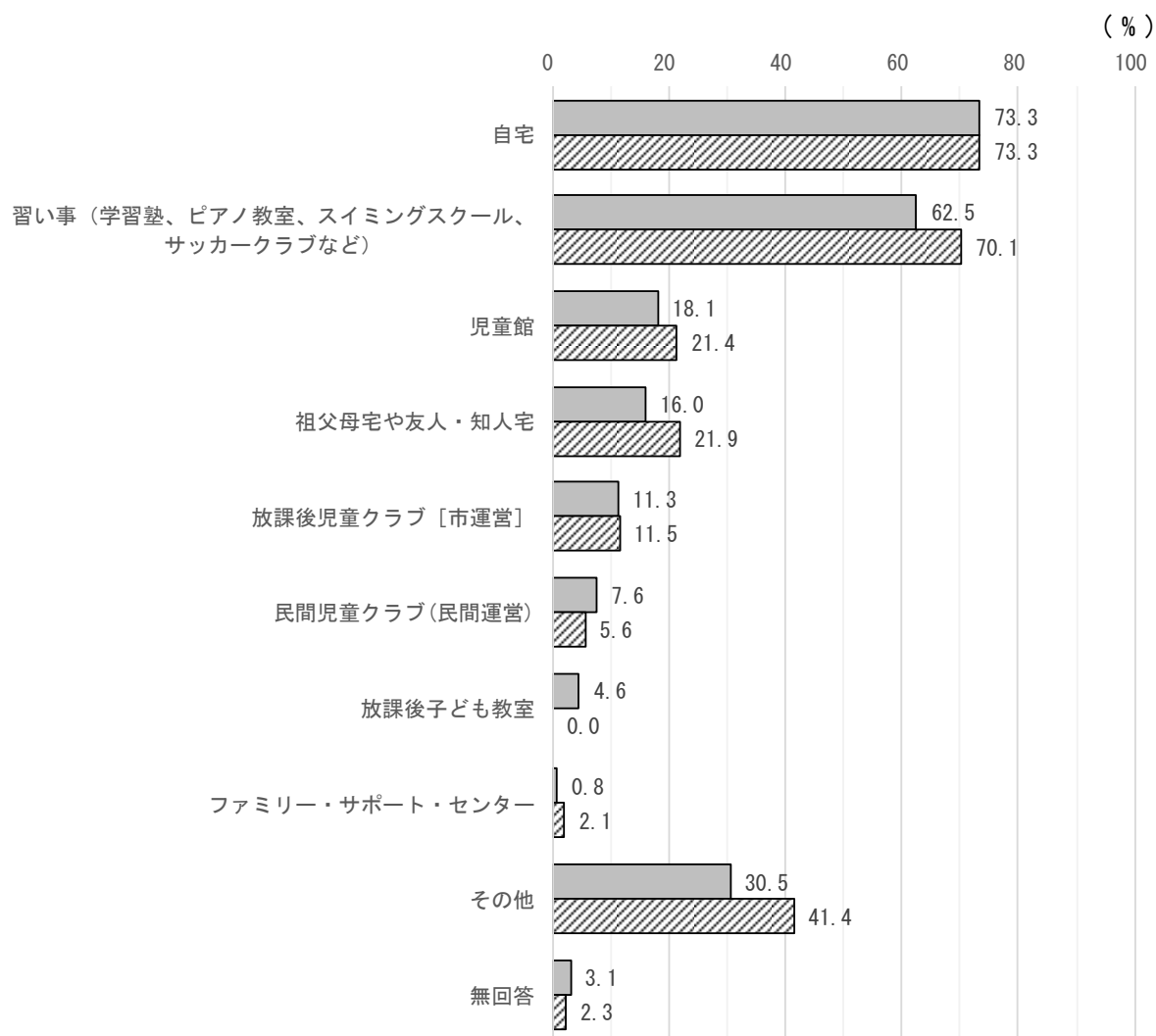
■ 平成25年度調査 (回答者数=1,897)

「自宅」の割合が76.6%と最も高く、次いで「習い事（学習塾、ピアノ教室、スイミングスクール、サッカークラブなど）」の割合が58.6%、「放課後児童クラブ〔市運営〕」の割合が31.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ〔市運営〕」の割合が20.6ポイント増加しています。一方、「自宅」、「祖父母宅や友人・知人宅」、「習い事（学習塾、ピアノ教室、スイミングスクール、サッカークラブなど）」、「児童館」の割合が減少しています。

なお、前回調査は、「放課後子ども教室」の項目はありません。

＜今後、子どもに放課後を過ごさせたい場所＞



□ 平成30年度調査 (回答者数=842)

▨ 平成25年度調査 (回答者数=1,897)

「自宅」の割合が73.3%と最も高く、次いで「習い事 (学習塾、ピアノ教室、スイミングスクール、サッカークラブなど)」の割合が62.5%、「児童館」の割合が18.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「祖父母宅や友人・知人宅」、「習い事 (学習塾、ピアノ教室、スイミングスクール、サッカークラブなど)」、「児童館」の割合が減少しています。

【ニーズ（アンケート）調査から】

1 子育て意識や環境について（未就学児）

家庭や子育て支援施設以外で、日頃、子どもを見てもらえる親族や知人がいる人は比較的多いものの、誰もいないという方もおり、地域やきめ細かい施策によって、多様化する子育て支援ニーズに対応していくことが求められます。また、気軽に相談できる人や場所についても、多くの人が持ち得ている一方で、誰にも、どこにも相談できないという方が割合としては少ないながらも存在しており、頼れる場所や機会づくりなどを通じ、孤立や不安感を解消していく必要があります。

2 保護者の就労状況について（未就学児）

父親はフルタイムで就労中がほとんどであるのに対し、母親はフルタイムやパート・アルバイト、産休・育休取得中、現在は就労していないなど、様々な就労状況となっています。女性の就業率が上昇する中で、子育てと就労の両立についても、子ども・子育て支援の柱の一つとなるものであり、ワーク・ライフ・バランス等の視点も踏まえ、適切な就労環境づくりを促進していく必要があります。

3 教育・保育事業について（未就学児）

認可保育所、幼稚園、認定こども園、預かり保育事業を主として、多様な形態の教育・保育事業が利用されています。そのほとんどが市内での利用となっており、生活環境に近接した利用状況がうかがえます。土曜・休日や病気の際等に利用したいという方は、比較的少ない割合にとどまるものの、仕事やリフレッシュのため等での休日利用や、病気の際にも預けられる環境に対するニーズもある程度見られます。

今後は、こうしたニーズを踏まえつつ、幼児教育・保育の無償化による利用者意識、事業者動向等も把握しながら、支援が必要とされる子育て環境の充実を進めていくことが求められます。

4 地域子育て支援事業について（未就学児）

本市の地域子育て支援事業については、様々な形態で実施していますが、一部の方が利用している状況となっています。対象年齢等もあり、必要に応じて利用していただくかたちであることから、今後も、必要な方が、必要な時に適切に利用できるよう、普段からの周知や啓発等、利用しやすい環境づくりを更に整えていく必要があります。

5 小学生の放課後の過ごし方について（小学生）

自宅や習い事などで過ごす子どもが多い中で、以前（5年前程度）に比べて児童クラブの利用が多くなってきています。女性の就業率の高まりや、今後の要望としてもおおむね同様の傾向が見られることから、引き続きこうした多様な子どもの居場所の確保、充実が求められます。

6 子ども・子育て支援に向けた課題や視点

【時代背景や社会動向などから】

少子化や人口減少社会への対応

わが国全体の人口が減少傾向で推移する中、「国立社会保障・人口問題研究所推計準拠」の推計に基づき、本市が独自に行った推計では、2040年の人口は19.7万人程度、2060年には15.7万人程度にまで減少することが見込まれ、人口減少を克服するための対策が急務となっています。また、全国的な傾向と同様、本市においても少子高齢化は進展しており、次代を担う子どもや若年世代をいかに確保していくかは、将来にわたって活力があり、持続可能なまちづくりに向けても主要な課題となっています。

増大・多様化する子育てニーズへの対応

女性が職業を持つことに対する意識が社会全体として大きく変化したことによる共働き世帯の増加や、幼児教育・保育の無償化の実施に伴う幼児期の経済的負担の変化などを背景に、教育・保育を始めとする子育て支援事業のニーズは増大かつ多様化しており、子育てを支援する環境の総合的な充実が、少子化に歯止めをかける手段としても期待されています。

都市化や核家族化の進展による、きめ細かい子育て支援の必要性

ライフスタイルの多様化や核家族化等により、子育て知識や経験の伝承が難しくなる中で、子育てに不安や負担を感じる人や、周囲に相談できないなど孤立を感じる人が多くなっており、また、国際化の進展に伴う外国籍家庭等や特別な支援を必要とする子育て家庭が増加傾向にあることから、子どもや保護者の居場所づくり、相談体制の充実、児童虐待防止、子どもの貧困対策など、きめ細かな子育て支援の環境づくりが求められています。

【厚木市の子育て支援への取組などから】

子育て支援に対する市民の満足度

本市では、子どもたちが元気で心豊かに成長し、誰もが安心して子育てできる街にするため、子育て家庭のニーズを捉えながら、待機児童対策を始めとする市独自のきめ細かく幅広い子育て支援に、総合的に取り組んでいます。子どもや子育て家庭を取り巻く環境や社会情勢の急激な変化のため、市民が何を求めているのかを適切に把握する必要があります。

（市民の評価）

本市が市民を対象に毎年実施している市民満足度調査では、満足度も重要度も特に高い結果となっています。また、本市が子育て家庭を対象に5年ごとに実施している子ども・子育て支援事業ニーズ調査でも、子育て支援に対する満足度が高い傾向にあり、5年前と比較して子育て環境が良くなったという割合が増えています。

（市民以外の評価）

民間会社が全国の主要都市を対象に毎年実施している子育てしながら働きやすい都市のランキングでは、保育所の待機児童対策や時代のニーズを捉えた市独自の子育て支援事業が高く評価されています。

厚木市における取組の基本的な視点

- ① 地域社会全体が積極的に子育てを支援する温かい地域形成を目指し、地域の子育て力を活用した子育て支援の推進に取り組みます。
- ② 全ての子育て家庭が伸び伸びと安心して子育てを楽しめるよう、各種保健事業や相談事業を推進し、自ら相談の場に出向くことが困難な子育て家庭やその親子の支援に取り組みます。
- ③ 地域全体で子どもの「生きる力」を育むため、学校、家庭、地域の連携・協働による「地域とともにある学校づくり」の推進に取り組みます。
- ④ 市内どこでも安心して楽しく外出できる環境を整えるとともに、子育て環境に適した居住環境づくりの推進に取り組みます。
- ⑤ 仕事をしながら子育てができる環境づくりのため、市内企業と連携し、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。
- ⑥ 子どもたちを事故などから守り、安心、安全に生活ができるよう、家庭を始め、学校や行政など地域ぐるみでセーフコミュニティの推進に取り組みます。
- ⑦ 全ての子どもたちが健やかに成長できるよう、児童虐待の防止やひとり親家庭、発達に心配のある子どもの家庭、障がいがある子どもの家庭、外国籍の家庭、貧困の家庭への支援など、その家庭と子どもに寄り添った支援に取り組みます。
- ⑧ 子どもたちの安全で健やかな活動の場を確保するため、地域一体となって青少年の健全育成の推進に取り組みます。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画における目指すべき方向性として、次の基本理念を定めます。



**子どもの『成長』と
子育ての『喜び』を
地域社会全体で『支える』まち
あつぎ**



子どもは、家族や地域の歴史を継承し、次代や未来を創る社会の宝とも言える存在です。

厚木市は、すべての子どもが、健やかで心豊かに「成長」できるように、そして、子育てをしている保護者が「喜び」を実感できるように、地域社会全体で「支える」体制をつくり、子どもの成長、子育ての喜びを地域社会全体で実感できるまちとして、

- 子どもの『成長』と ●
- 子育ての『喜び』を ●
- 地域社会全体で『支える』まち あつぎ ●

の実現を目指します。

2 基本目標

本計画では、「子育て環境日本一」を目指して、基本理念「子どもの『成長』と子育ての『喜び』を地域社会全体で『支える』まち あつぎ」の実現のため、次の3つを基本目標とします。

1 子どもが健やかで心豊かに育つ環境づくり

すべての子どもが尊重され、子どもたちが健やかで心豊かに育つことができる環境を整えます。

2 子育ての楽しさ・喜びを実感できる暮らしづくり

安心して子どもを産み、そして子育ての楽しさと喜びが実感できる暮らしを地域社会全体で築きます。

3 みんなで子どもと子育て家庭を支援する体制づくり

未来を創る子どもたちの健やかな成長と幸せを願い、市民みんなで、子どもと子育て家庭を温かく支援する体制を形成します。



3 基本施策

本計画では、厚木市教育振興基本計画や厚木市健康増進計画等との連携・整合を図りながら、次の8つの基本施策を推進します。

基本施策1 地域における子育て支援体制の充実

地域社会全体が積極的に子育てを支援する温かい地域形成を目指し、すべての子育て家庭を支援するため、ライフスタイルの変化による多様な保育サービスの充実に努めるほか、保護者同士や様々な年代の子育て経験者と自由に交流し、助け合えるような機会や場を提供するなど、地域における子育て支援体制の充実を図ります。

また、小学生の放課後対策の充実を始め、幼稚園教諭、保育士、子育て支援事業従事者の確保と更なる教育・保育の質の向上を図り、安心して子どもを預けられる体制を整えるとともに、子育てに関する負担感や孤立感から、育児不安を抱く保護者に対して、子育てコンシェルジュ^{*}などの活用による相談体制や情報提供をより一層充実します。

※子育てコンシェルジュ：子育てに関する施策等の情報を家庭に分かりやすく案内し、適切な子育てサービスに結び付けるための「橋渡し役」です。

基本施策2 子どもと親の健康づくりの推進

子どもが心身共に元気に成長できるよう、乳幼児期・学童期・思春期のライフステージに応じて、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携し、総合的に子どもの健康づくりに取り組んでいくとともに、食を通じて豊かな人間性や家族の絆が形成され、心身の健全育成につながることから「食育」に関する理解を促し、その普及を推進します。

また、保護者の育児に関する不安や悩みを軽減し、伸び伸びと安心して子育てを楽しむよう、各種保健事業や相談事業の推進に加え、妊娠期から育児期までにわたる切れ目ない支援を提供することで、安心して妊娠・出産、育児ができる環境の充実を図ります。

基本施策3 子どもが健やかに成長できる教育環境の充実

子どもたちが、自然や人とのふれあいの場、学習・スポーツなどの様々な体験の機会を通じて、豊かな人間性と思いやりの心を養うとともに、いじめ防止対策の充実や、子どもの「生きる力」を育む教育環境の充実を図ります。

また、子どもたちが「確かな学力」を身につけるため、一人一人に応じたきめ細かな指導を行うとともに、学校、家庭、地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちを支えていく活動を推進します。

基本施策4 子育てしやすい生活環境の整備

安心して楽しく外出できる環境を整えるため、公園の整備や授乳施設設置の啓発を図るなど、子育て環境に適した居住環境づくりを推進します。

また、保護者の雇用の確保や子育て家庭の経済的不安の解消など、子どもを取り巻く環境についても課題として位置付け、適切な取組を推進します。

基本施策5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

女性の就業率が高まる中、人々の働き方も多様化していることから、子育て期に適した働き方の選択ができるなど、仕事と生活の調和に対する企業の自主的な取組への支援を推進するとともに、子育ての喜びを家族が共有できるような環境づくり及び意識啓発を推進します。

基本施策6 セーフコミュニティの推進

地域ぐるみで子どもを守るため、「事故やけがは、偶然の結果ではなく予防できる」との理念の下、地域、学校、行政、家庭、関係機関の協働により、セーフコミュニティを推進します。

また、子どもたちが安心して生活できるように、防犯対策や通学路の安全確保等の取組を推進します。

基本施策7 特別な支援を必要とする子育て家庭への取組の推進

地域の協力を得ながら、関係機関が連携し、児童虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、ひとり親家庭、発達に心配のある子どもや障がいがある子どもの家庭、外国籍市民の家庭など、特別な支援を必要とする家庭や子どもの状況に合わせ、適切な取組を推進します。

また、家庭の状況にかかわらず、子どもたちが健やかに育ち、夢や希望を持つことができるように、子どもの貧困対策を推進します。

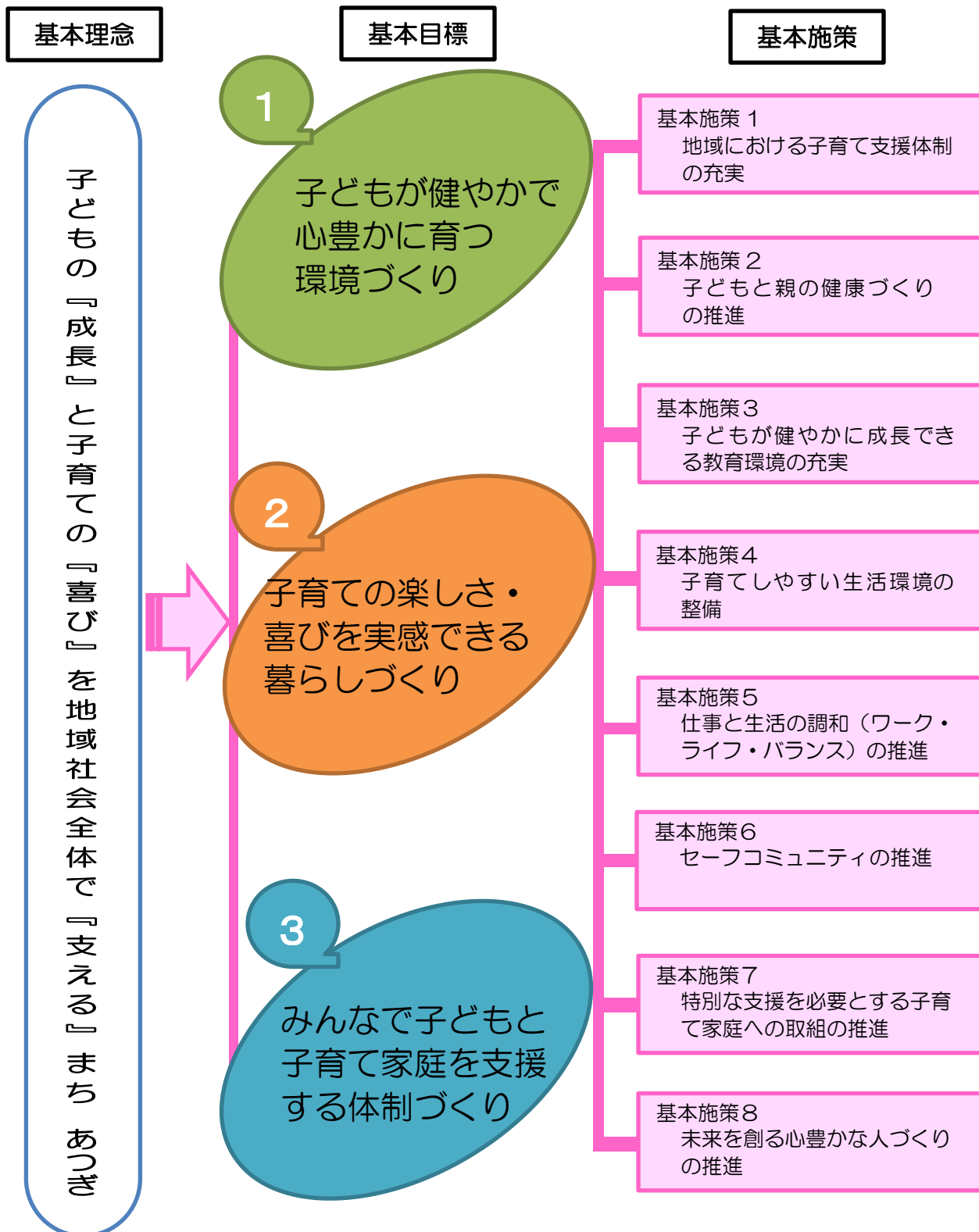
基本施策8 未来を創る心豊かな人づくりの推進

次世代の親となる子どもたちに、子どもを産み育てることの意義について、啓発を進めるほか、自立性と社会性を育むために世代間交流や様々な体験・経験の場の創出を図り、未来を創る心豊かな人づくりを推進します。

また、地域全体で子どもを育てる機運を高めるため、地域社会の教育力の向上と地域の人材、ネットワークの活用、児童館の機能の向上を図るとともに、家庭は、子どもに基本的な生活習慣や人への思いやり、善悪の判断や、社会的マナーを身に付けさせる重要な役割を担っていることから、教育の原点である家庭教育を推進します。

4 施策の体系

本計画の基本理念である「子どもの『成長』と子育ての『喜び』を地域社会全体で『支える』まち あつぎ」の実現のため、基本目標及び基本施策に基づき、個別施策を以下のとおり体系付け、総合的な取組を進めます。



個別施策

1

- (1) 地域力（地域社会の子育て力）を活用した子育て支援の充実
- (2) 多様な保育サービスの充実
- (3) 教育・保育従事者等の確保と更なる教育・保育体制の質の向上
- (4) 市立保育所の機能の充実
- (5) 小学生の放課後対策の充実
- (6) 子育て情報の充実とネットワークづくり

2

- (1) 子どもと親の健康の維持増進
- (2) 食育の推進
- (3) 小児医療の充実

3

- (1) 子どもの「生きる力」を育む教育環境の充実
- (2) 子どもの様々な学習の機会の提供やスポーツ活動の推進

4

- (1) 安心して外出できる環境の整備
- (2) 良質な居住環境の推進
- (3) 子育て家庭への経済的支援

5

- (1) 事業主等への広報・啓発
- (2) 仕事と子育ての両立の推進

6

- (1) 子どもを対象としたセーフコミュニティの推進
- (2) 子どもの交通安全の確保や防犯対策の推進

7

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 子どもの貧困対策の推進
- (4) 特に配慮を必要とする子どもとその子育て家庭への施策の充実

8

- (1) 青少年の健全育成の推進
- (2) 地域社会の教育力の向上
- (3) 子どもの居場所づくりの推進
- (4) 家庭教育の推進
- (5) 児童館の機能の向上

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本施策1 地域における子育て支援体制の充実

【現状と課題】

近年、少子高齢化、核家族化や都市化の進展により、世代間で子育てに関する知識を伝えていくことが難しくなっていると同時に、地域の人間関係が希薄化し、子育て家庭が孤立する傾向があり、家庭での子育てを基本としながらも、地域社会全体で子育て家庭を支えていくことが求められています。

また、市民のライフスタイルや働き方が多様化する中で、延長保育、特定保育、夜間保育、休日保育、統合保育や病児保育など、様々な保育サービスの拡充が求められているとともに、小学生の遊びと生活の場を確保し、次代を担う人材を育成する観点から、小学生が放課後等に安心かつ安全に過ごせる体制づくりが重要です。

すべての子どもが健やかに育ち、親が安心して産み育てられる環境づくりのため、多様な保育サービスの充実に努めるほか、親同士や様々な年代の子育て経験者と自由に交流し、支え合えるような機会や場を提供するなど、子育て家庭のために、地域社会全体が積極的に子育てを支援する温かい地域形成を目指し、地域における子育て支援体制の充実を図る必要があります。

【個別施策と方向性】

（１）地域力（地域社会の子育て力）を活用した子育て支援の充実

ア 地域福祉推進委員会、子育てコンシェルジュ、子育てサークル、子育て支援に係るボランティア等の方々による身近な子育て力を活かし、地域における子育て支援体制の充実を図ります。

イ 親子・親同士や様々な年代の子育て経験者との交流の機会や場を提供するとともに、育児相談体制を強化するため、子育て支援センター、移動子育てサロン、地域子育てサロン、つどいの広場や地域育児センター等の充実を図り、子育て家庭の孤立を防ぎます。

ウ 子育てに関する悩みや不安がある家庭には、地域の方々の協力を得ながら保育士等が訪問指導を行います。

エ 地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が、相互援助活動を通して、安心して子育てや働くことができる環境の整備を推進するため、ファミリー・サポート・センターにおける会員の充実を図ります。

オ 学校の応援団として、子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を推進するため、市内全ての小・中学校に設置した学校運営協議会が継続的に活動できるよう支援します。

(2) 多様な保育サービスの充実

ア 増大する保育需要に対応するため、保育所（園）の待機児童対策に継続して取り組みます。

イ 子どもの健やかな成長を促すため、質の高い保育サービスを提供します。

ウ 多様化する保育ニーズに応じた様々な保育サービスの充実を図ります。

エ 産休明け保育、乳児保育等の充実を図ります。

オ 家庭の就労形態等に係らず、保護者が安心して子どもを預ける事ができるように、幼稚園や認定こども園の預かり保育の拡充を図ります。

カ 就学前教育・保育から就学後の教育に円滑に移行できるよう、認定こども園・幼稚園・保育所等と小学校との連携を支援します。

キ 地域型保育事業を利用した2歳児までの子どもが、3歳児以降も認定こども園・幼稚園・保育所で、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、連携施設の確保について積極的に支援します。

(3) 教育・保育従事者等の確保と更なる教育・保育体制の質の向上

ア 久保子どもの未来応援基金を活用した様々な保育士等支援事業を実施することで、不足する保育士等を確保し、教育・保育の質の向上を図ります。

(4) 市立保育所の機能の充実

ア 市立保育所における保育の質をより一層高めるため、ハードとソフトの両面から機能の充実を図ります。

(5) 小学生の放課後対策の充実

ア 市内全小学校区において、一時的余裕教室等を活用し、市立放課後児童クラブを運営することで、子どもたちが安心して放課後を過ごすことができる体制を整えます。

イ 学校や児童館、公民館等を活用し、スポーツや文化活動などの様々な体験活動や、地域住民との交流事業を実施します。

(6) 子育て情報の充実とネットワークづくり

ア 子育て家庭に対し、子ども・子育てに関する幅広い情報を分かりやすく、役立つよう充実を図り、積極的に情報提供します。

イ 育児不安を抱えている保護者に対し、子育て相談やアドバイスができる子育てアドバイザーの育成を図ります。



【個別事業】

※(法定13事業)とは…子ども・子育て支援法第59条に定められた13事業（P96 参照）

No.	事業名	事業内容	担当課
1	地域子育てサロン事業	15 地区地域福祉推進委員会において、子育て支援の場づくり及び子育て支援活動を推進する。	福祉総務課
2	地域で子育て応援事業	地域全体で子育て家庭を温かくサポートできるように、地域で子育て応援パンフレットを作成し、「安心して子どもを産み育てられるまち あつぎ」の普及・啓発を行う。	こども育成課
3	あつぎ家庭の日・あつぎ子ども月間	家族の絆を大切にするため、「あつぎ家庭の日」及び「あつぎ子ども月間」を設け、子育てにおける地域社会が果たす役割の重要性について普及・啓発を図る。	こども育成課
4	あつぎ子ども未来プランの推進	学識経験者、子育て関係機関、事業者、市民が参加する子ども育成推進委員会を定期的に開催し、あつぎ子ども未来プランの進捗状況の把握、点検、見直し等を行う。	こども育成課
5	地域育児センター事業等の推進	地域育児センター（民間保育所に併設）及び市立保育所において、地域の子育て家庭を対象に、育児相談のほか、様々な事業を実施する。	保育課
6	子育てアドバイザー事業	子育てアドバイザー講習会を年間2回実施するほか、認定後のスキルアップ研修会を実施する。また、子育てコンシェルジュによる情報提供や、本市で行っている様々な子育てサービスの紹介を行う。	子育て支援センター
7	子育て支援センター事業（法定13事業）	子育て家庭や、これから子育てを始める家庭の保護者に対し、子育てサロン及び移動子育てサロンの運営、育児不安等の相談、子育て講座の開催を通じ、総合的な支援を行う。	子育て支援センター
8	地域子育て支援拠点事業（法定13事業）	地域における子育て支援拠点として、子育て家庭や、これから子育てを始める家庭の保護者に対し、子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施する。	子育て支援センター
9	各児童施設との連携	地域の子育て状況を把握し、必要に応じて、各児童施設に、情報提供や、育児講座の支援などを行い、連携を図る。	子育て支援センター
10	育児支援家庭訪問事業（法定13事業）	子育て中の養育者が育児のストレス等の問題によって、不安や孤独等を抱えている家庭等に、保育士の家庭訪問による育児等の相談・助言を実施する。	子育て支援センター
11	ファミリー・サポート・センター事業（法定13事業）	地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が相互で育児援助を行う。	子育て支援センター

No.	事業名	事業内容	担当課
12	児童館利用開放	乳幼児とその保護者を対象に、午前中の利用（開放）を実施する。	青少年課
13	市民活動推進補助事業	ボランティアなどの公益的な市民活動を行う団体に対し、事業費の一部を補助する。	市民協働推進課
14	子育てパスポート事業	18歳未満の子どもと同居する世帯に対し、市内の事業協力店舗で飲食や買物等をする、割引や特典などのサービスを受けられるカードを発行する。	商業にぎわい課
15	コミュニティ・スクール推進事業	学校の応援団として子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を推進するため、各学校に設置した学校運営協議会が継続的に活動できるよう支援する。	教育総務課
16	認定こども園新制度補助事業	市内幼稚園型認定こども園設置者に対し、事務や保育に係る経費の補助を行う。	こども育成課
17	幼稚園送迎ステーション事業	就労する保護者の利便性の向上を図るため、私立幼稚園の時間外預かり等を利用する園児を、アミューあつぎ8階の託児室で一時的に預かり、幼稚園への送迎を行う。	こども育成課
18	私立幼稚園預かり保育推進事業	幼稚園が定めている教育時間終了後又は長期休業中に、保護者の希望により引き続き園児の保育を行う預かり保育を実施している市内私立幼稚園に対し、補助金を交付する。	こども育成課
19	一時預かり事業（幼稚園）（法定 13 事業）	認定こども園、給付型幼稚園において、乳幼児を一時的に保育する。（幼稚園型：在園児対象、一般型・余裕活用型：未就園乳幼児対象）	こども育成課
20	保育施設の整備	社会福祉法人等民間保育所の施設整備に要する経費の一部を補助する。	保育課
21	保育サービスの質の向上に関する取組	保育所内外の研修を通して、保育担当者の保育サービスの質の向上を図る。	保育課
22	延長保育事業（法定 13 事業）	基本の保育サービス時間を超えて、保育を実施する。	保育課
23	夜間保育の推進	夜間の保護者の勤務等により保育を必要とする児童の保育を実施する。	保育課
24	休日保育事業	日曜、祝日等に勤務する保護者のニーズを把握し、休日保育事業を実施する。	保育課
25	施設型病児・病後児保育事業（法定 13 事業）	子どもの看護が必要であるが、勤務等の都合により休暇が取れない保護者のため、病児・病後児の保育を実施する。	保育課
26	一時預かり事業（法定 13 事業）	保護者の傷病・入院、育児疲れ等の理由により、保育を必要とする児童を一時的に保育する。	保育課
27	小規模保育事業	少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。	保育課

＜第4章 施策の展開＞

No.	事業名	事業内容	担当課
28	産休明け保育	生後8週から保育を実施する。	保育課
29	家庭的保育事業	市が認可した家庭的保育者の自宅で、「生後8週以上3歳未満」の乳幼児を保育する。	保育課
30	トワイライトステイ事業（法定13事業）	仕事またはその他の理由により、保護者の帰宅が遅い家庭の児童を、夜間一時的に預かる事業の実施について検討する。	子育て支援センター
31	子育てショートステイ事業（法定13事業）	2歳から小学校就学前の児童を養育している家庭の保護者が、疾病・出産・看護・事故・災害などで、児童の養育が困難になった場合、当該家庭の児童を児童養護施設等で適切に保護する事業について、受入先を検討する。	子育て支援センター
32	子育て支援託児サービス事業	アミューあつぎの商業施設や、あつぎ市民交流プラザの利用者等が、気軽に施設を利用できるよう、常設の託児室「わたぐも」を運営することにより、子育て家庭に向けたサービスを行う。	子育て支援センター
33	幼稚園教諭奨学金返済助成事業	久保子どもの未来応援基金を活用し、幼稚園教諭が市内の私立幼稚園に勤務している期間に、奨学金の返還に要した費用の一部を幼稚園教諭本人に支給する。	こども育成課
34	幼稚園教諭転入奨励助成事業	久保子どもの未来応援基金を活用し、幼稚園教諭が市内に転入する際に要した費用の一部を幼稚園教諭本人に支給する。	こども育成課
35	幼稚園教諭復職等奨励助成事業	久保子どもの未来応援基金を活用し、幼稚園教諭有資格者が市内の私立幼稚園に就業する際に要した費用の一部を幼稚園教諭本人に支給する。	こども育成課
36	保育士奨学金返済助成事業	久保子どもの未来応援基金を活用し、奨学金を利用して保育士の資格を取得して市内の私立保育施設に勤務する採用後4年未満の保育士に対し、奨学金の返還に要した費用の一部を支給する。	保育課
37	保育士転入奨励助成事業	久保子どもの未来応援基金を活用し、新たに市外から市内へ転入して市内の私立保育施設で勤務する保育士に対し、市内に転入する際に要した費用を支給する。	保育課
38	保育士復職等奨励助成金事業	久保子どもの未来応援基金を活用し、保育士の有資格者で、市内の私立保育施設に復職等した保育士に対し、就労をするために必要となる費用の一部を支給する。	保育課
39	保育士等応援手当助成金事業	保育士等を雇用する市内の私立保育所・小規模保育施設の設置者に対して、市から厚木市保育士等応援手当助成金を交付し、当該設置者から雇用する保育士等に対し、給与とは別に「あつぎ手当」を支給する。	保育課

No.	事業名	事業内容	担当課
40	保育士等雇用サポート事業補助金事業	保育士等の雇用に要する費用を市内の私立保育所等の設置者に補助する。	保育課
41	市立保育所の整備事業	市立保育所における保育の質をより一層高めるため、ハード、ソフト両面から機能の充実を図る。	保育課
42	放課後児童クラブ運営事業（法定 13 事業）	全小学校区において、一時的余裕教室等を活用し、市立放課後児童クラブを運営する。	こども育成課
43	地域児童クラブ育成支援事業（法定 13 事業）	放課後児童健全育成事業を行う民間放課後児童クラブに対し、補助金を交付する。	こども育成課
44	放課後子ども教室推進事業	小学校の一時的余裕教室等を活用し、子どもたちが、様々な体験学習、スポーツ、文化活動、地域住民との交流を行う「放課後子ども教室」を実施する。	こども育成課
45	児童館運営事業	児童館指導員による「児童の遊びの指導」を行い、児童の健全育成に寄与するとともに、地域の特色を活かした児童館事業を展開することにより、地域との一体化を図る。	青少年課
46	地域子ども教室推進事業	小学校区単位で地域に組織された運営委員会が、放課後や週末を利用して、学校や児童館、公民館等を活用し、スポーツや文化活動などの様々な体験活動や、地域住民との交流事業を実施する。	社会教育課
47	子育て情報の充実	市ホームページ子育てサイトの充実を図る。	こども育成課
48	子育てガイドの作成	子育てガイドブックの作成及び隔年度毎に改訂を行う。	こども育成課
49	幼稚園についての情報提供	市ホームページに市内私立幼稚園の情報を掲載するほか、市の幼稚園窓口及び市政情報コーナーに幼稚園入園案内パンフレットを配置する。	こども育成課
50	市立保育所 SNS の充実	市民等が、各市立保育所 SNS により気軽に子育て等の情報交換できるようにする。	保育課
51	子育てサークルへのサポート	子育てサークル等が行う活動について、必要に応じて、市民等へ情報提供等を行う。	子育て支援センター
52	子育てリフレッシュ事業	未就学の子どもを育てている保護者を対象に、市内商業施設等において、保護者同士が交流できる催しと併せて、食育や育児などの子育てに関する講座を実施する。なお、保護者が安心して参加できるよう託児サービスを行う。	子育て支援センター

基本施策2 子どもと親の健康づくりの推進

【現状と課題】

子どもが健やかに生まれ、成長するためには、子どもと親が心身共に健康であることが望めます。そのためには、安心して妊娠・出産、子育てができる環境を確保し、妊娠期から育児期までにわたる切れ目のない支援を提供するとともに、母親の育児に関する不安や悩みを軽減し、伸び伸びと安心して子育てを楽しめるよう各種保健事業や相談事業を推進する必要があります。

また、地域から孤立し、自ら相談の場に出向くことが困難な家庭やその親子に対する支援が求められています。

子どもが心身共に元気に成長できるよう、乳幼児期・学童期・思春期のライフステージに応じて、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携し、総合的に取り組んでいくとともに、豊かな人間性や家族の絆の形成と、心身の健全育成につながる「食育」について理解を促し、普及することが重要です。

【個別施策と方向性】

(1) 子どもと親の健康の維持増進

- ア 妊娠期、出産、乳幼児期から思春期を通して親子の健康が確保されるよう努めます。
- イ 子どもの健やかな発達の促進と親の育児不安の軽減を図ります。
- ウ 母子健康包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に応じ、切れ目のない支援の充実を図ります。
- エ 乳児がいる家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握により、支援体制の充実を図ります。
- オ 妊娠期から父親の育児参加意識を高め、両親が協力して子育てする環境づくりを促進します。
- カ 食習慣・こころの健康・喫煙・飲酒・薬物・性に関することなど、思春期における保健対策の充実に努めます。

(2) 食育の推進

- ア 母親と乳幼児の健康の確保を図るため、規則正しい食習慣や食事のバランスなど食育に関する学習や情報提供の充実を図ります。
- イ 子どもの成長段階に応じた食育を推進します。

(3) 小児医療の充実

- ア 小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てる環境の基盤となるため、小児医療及び相談体制の充実に努めます。
- イ 子どもの健康の保持及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を行います。



【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
53	妊婦健康診査（法定13事業）	妊婦に対し、定期健康診査の費用の一部を補助する。	健康づくり課
54	乳幼児健康診査	4か月児、8～9か月児健康診査を実施医療機関、1歳6か月児、2歳6か月児歯科、3歳6か月児健康診査を保健センターにて実施する。	健康づくり課
55	妊婦歯科健康診査	母子健康手帳交付時に妊婦歯科健康診査受診票を交付する。実施医療機関において、歯科及び疾患健診、歯科保健指導及びブラッシング指導等を提供する。	健康づくり課
56	産婦・新生児訪問事業（法定13事業）	出産後2か月以内の産婦と新生児に対し訪問による計測や保健指導を行う。	健康づくり課
57	すこやかマタニティクラス	妊婦の健康管理、食事、歯の健康や育児についての講義及び実習を実施する。	健康づくり課
58	母子健康教育	健康の保持増進を図るため、広く市民の関心やニーズに応えながら講座を開設し、母子保健に関する正しい知識の普及啓発を行う。	健康づくり課
59	母子健康包括支援センター事業	妊娠の届出等の機会を通して得た情報を基に、妊産婦等の状況を把握し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に応じる。また、支援を必要とする対象者が利用できる母子保健サービスを選定し、情報提供を行い、必要に応じて関係機関の担当者に直接繋ぐなど、積極的に関与を行う。	健康づくり課
60	産前・産後サポート事業	妊産婦及びその家族が抱える妊娠、出産、子育てに関する悩み等について、相談支援を行うことにより、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援の充実を図ることを目的として実施する。	健康づくり課
61	予防接種事業	BCG、四種混合、二種混合、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、日本脳炎、ポリオ、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防、水痘、B型肝炎及びロタウイルスの個別予防接種を契約医療機関で実施する。 （ロタウイルスについては令和2年10月1日定期接種化）	健康づくり課
62	母子手帳の交付	妊娠届を受理し、母子健康手帳を交付するとともに、子育て応援ブック(父子手帳)等の配布により情報を提供する。	健康づくり課

＜第4章 施策の展開＞

No.	事業名	事業内容	担当課
63	私立幼稚園園児健康管理費補助事業	園児の健康保持及び増進を図るため、園児の健康診断等の健康管理事業を実施した市内私立幼稚園の設置者に対し、補助金を交付する。	こども育成課
64	不妊治療費助成事業	特定不妊治療（顕微授精、体外受精）について、治療に要する費用の一部を助成する。	子育て給付課
65	こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）（法定13事業）	生後4か月までの乳児がいる家庭に、保健師、助産師及び保育士等が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行う。	子育て支援センター
66	学校での保健指導の充実	市立小・中学校において健康診断（内科検診、歯科検診、眼科検診、耳鼻科検診、尿検査、心臓病検診）を実施する。また、エイズに関する情報、薬物等防止等の情報を各小・中学校へ周知する。	学務課
67	離乳食マスターセミナー	安心して離乳食を進めることができるよう、離乳食の必要性及び月齢や発達に合った離乳食の進め方について教室を開催する。	健康づくり課
68	食育の推進	認可保育所の食育計画に基づき、食育を実施する。	保育課
69	学校給食への地場農産物導入事業	地場農産物を活用した学校給食「パクパクあつぎ産デー」を実施する。	学校給食課
70	救急医療事業	休日・夜間において、救急患者の内科、小児科、外科、歯科等についての診療を確保するため、休日・夜間急患診療、病院群輪番制及び休日歯科診療を運営する各団体に対し、補助金を交付する。	健康長寿推進課
71	あつぎ健康相談ダイヤル24	健康、医療、育児、介護等の相談に365日・24時間対応可能な電話による健康・医療相談窓口業務を実施する。	健康長寿推進課
72	子ども医療費助成	中学校修了までの入院・通院の医療費について、健康保険適用の自己負担額を助成する。	子育て給付課

基本施策３ 子どもが健やかに成長できる教育環境の充実

【現状と課題】

次代の担い手である子どもが、社会や生活環境の変化に柔軟に対応できるよう、自ら学び、考え、判断し行動する、生きる力を身に付けるとともに、他人への思いやりや自然への愛情をはぐくみ、心身共に健やかに成長できる環境づくりが求められています。

また、社会全体で子どもを育むため、学校、家庭、地域の連携・協働による「地域とともにある学校づくり」を進めることが重要です。

子どもの豊かな心や、健やかな体の育成のため、自主的に様々な体験活動や読書活動、スポーツに親しむことができる機会を提供することが必要です。

【個別施策と方向性】

（１）子どもの「生きる力」を育む教育環境の充実

ア 子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実により、「確かな学力」を身に付ける教育を推進します。

イ 地域と学校の連携・協力により、豊かな心と健やかな体を育む教育を推進するとともに、信頼される学校づくりを推進します。

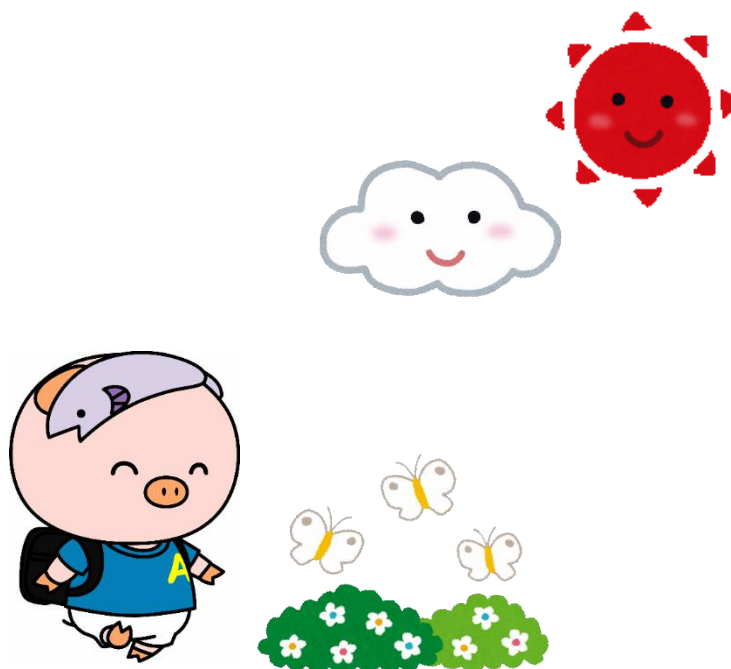
ウ 人間尊重の精神を基盤とした人権教育の充実を図ります。

エ 不登校やいじめ、問題行動等を未然に防止し、早期発見することができるよう、専門家による相談体制の充実を図ります。

（２）子どもの様々な学習の機会の提供やスポーツ活動の推進

ア 豊かな人間性と思いやりの心を育てるため、自然や人とのふれあいの場と様々な学習の機会を提供します。

イ 子どもが参加するスポーツ活動を推進します。



【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
73	コミュニティ・スクール推進事業（再掲）	学校の応援団として子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を推進するため、各学校に設置した学校運営協議会が継続的に活動できるよう支援する。	教育総務課
74	学力ステップアップ支援員派遣事業	基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を通して、学ぶ意欲を育てるとともに、学力の向上を図るため、市立小・中学校に学力ステップアップ支援員を派遣する。	教育指導課
75	元気アップスクール推進事業交付金交付事業	学校と家庭、地域が連携・協働することにより、各小・中学校が地域の特色を活かしながら、創意工夫ある教育活動を展開し、子どもにとって魅力ある学校づくりを推進する。	教育指導課
76	英語教育推進事業	小・中学校に英語を母語とする外国語指導助手を配置することにより、国際理解の素地を培い、コミュニケーション活動を中心とした英語教育の推進を図る。また、児童・生徒が学校以外の場で英語にふれる活動を実施する。	教育指導課
77	小学校「あつぎICT元気塾」実施事業	放課後の教室を利用し、小学校3年生の児童に国語及び算数等の基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、タブレットを活用した個別の学習指導を行う「あつぎICT元気塾」を実施するため、サポーターを小学校に配置する。	教育指導課
78	厚木市SEL教育基金事業	厚木市SEL教育基金を活用し、厚木こども科学賞の授与及び地域の企業や市内の理工系大学と連携しての各小学校における「おもしろ理科実験教室」を実施する。	教育指導課
79	学校支援プロジェクト推進事業	関係機関等と連携して、プロジェクトチームを組織し、一人一人に適した対応を図る。また、定期的に学校訪問を行い、必要な情報を収集し、いじめや問題行動の未然防止の観点から管理職や児童・生徒指導教員に対し、組織的かつ効果的な児童・生徒指導について助言を行う。	教育指導課
80	部活動振興交付金交付事業	各中学校の部活動に交付金を交付する。	教育指導課
81	部活動指導員配置事業	中学校の部活動が、生徒一人一人の個性を伸ばし、豊かな心とたくましい体を培う上で、より活発かつ効果的に展開されるよう、中学校に部活動指導員を配置する。	教育指導課

No.	事業名	事業内容	担当課
82	関東・全国大会等派遣費補助金交付事業	各中学校の部活動において、県大会以上の大会に出場する生徒に係る派遣費（交通費、宿泊費、運搬費等）を交付する。	教育指導課
83	七沢自然ふれあいセンター活動事業	校外学習を豊かな自然とのふれあいの中で実施することにより、豊かな心を育てるとともに、集団宿泊体験を通し仲間との絆の大切さを学ぶために、児童・生徒送迎用のバスの借り上げ料を配当する。	教育指導課
84	小学校児童支援推進事業	児童指導担当教員等が「チーム支援」の核となり、不登校やいじめ、問題行動等を未然に防止し、早期発見することができるよう、授業を受け持つ非常勤講師を小学校に派遣する。	教職員課
85	中学校少人数学級実施事業	中1ギャップの未然防止のため、また、学校の実態に応じて少人数の学級編制を行い、生徒一人一人に対してきめ細かな指導を行うことができるよう、非常勤講師を派遣する。	教職員課
86	青少年教育相談事業	学校生活等において悩みを抱える青少年やその保護者に対し、青少年心理相談員、家庭訪問相談員、教育ネットワークコーディネーター等が教育相談活動を行う。また、市立全小・中学校への元気アップアシスタントの配置や、市立小学校へのスクールカウンセラーの派遣など、校内での相談活動の充実を図る。	青少年教育相談センター
87	登校支援推進事業	学校教育指導員による計画的な学校訪問での情報収集や、不登校対策推進連絡会議での協議を行う。また、教育相談コーディネーター連絡会議や各種研修会を実施し、教職員の相談対応能力の向上を図る。	青少年教育相談センター
88	適応指導教室運営事業	不登校児童・生徒を対象に適応指導教室において生活指導や学習指導、社会的自立を目指した支援等を組織的、計画的に行う。	青少年教育相談センター
89	ブックスタート事業	関係機関等と連携し、0歳児とその保護者に、赤ちゃん絵本やブックリストを手渡し、一人一人の発達段階に応じた絵本の読み聞かせ方を説明する。また、図書館や子育て支援センター等の利用案内を行う。	中央図書館
90	子ども読書活動推進事業	読書大好きあつぎっ子の育成を推進するため、保護者や子どもが読書に関心を持つきっかけとなるよう各種行事や推薦図書リストの配布等を実施する。また、読書ボランティアの育成やスキルアップの支援を行う。	中央図書館

＜第4章 施策の展開＞

No.	事業名	事業内容	担当課
91	中央図書館の運営	児童書の個人貸出のほか、小・中学校や幼稚園、読み聞かせ団体等への団体貸出を推進する。また、障がいのある子どもの読書環境の充実を図る。	中央図書館
92	移動図書館の運営	中央図書館から遠距離にある地域に出向き、乳幼児連れの母子等の利用に配慮した運営を実施する。	中央図書館
93	公民館図書室等運営事業	9公民館の図書室で、オンライン・ネットワークによる図書館サービス(資料の貸出・返却、資料の検索・予約、予約資料の受け渡し、資料調査、おはなし会など)を行う。また、5公民館の事務室及び愛甲石田駅連絡所で、予約した資料の受け取りと返却ができるサービス(予約資料搬送サービス)を行う。	中央図書館
94	中央図書館資料整備事業	子ども読書活動を推進するため、児童書・紙芝居やパネルシアター・エプロンシアター等の資料の整備を図る。	中央図書館
95	情報プラザ維持管理事業	初心者向けのパソコン講座やパソコン個別指導、子どもを対象とした内容の講座等を開催することにより、市民の情報化社会への対応を支援する。	情報政策課
96	平和都市推進事業	平和関連施設を訪問する親子平和学習バスツアーやその他平和啓発事業の実施を通じて、戦争の悲惨さと平和の尊さについて学ぶ機会を提供する。	福祉総務課
97	青少年自然文化体験研修事業	友好都市への訪問や受入れを行い、参加者の子ども達の協力や連携を通じて、友好を深めるとともに視野を広め、体験活動を通じて自主性、協調性の向上を図る。	青少年課
98	子ども科学館運営事業	青少年の科学への興味・関心を高めるため、プラネタリウム・展示・実験教室など各種事業を実施する。また、施設の将来の在り方について、検討を行う。	青少年課
99	こどもキャンプ	七沢の野山の自然にふれながら、普段経験できないような体験を通して、自然への感性を育てるとともに、人と人とのふれあいを深める。	文化生涯学習課
100	親子収穫体験	近隣の農家と協働で七沢自然ふれあいセンター体験農園及び野外炊事場を利用した野外活動を通して、親子並びに他の家族とのふれあいを深める。	文化生涯学習課

No.	事業名	事業内容	担当課
101	厚木青少年音楽コンクール	クラシック4部門（ピアノ、ヴァイオリン、声楽、その他楽器）で構成する青少年向け音楽コンクールを開催する。また、上位入賞者には、市民文化祭での記念演奏や他の音楽コンクールの出場経費に対する奨励金の交付など、ステップアップを図る機会を提供する。	文化生涯学習課
102	あつぎ協働大学事業	市内5大学との包括協定に基づき、大学の教育資源を活用し、小中学生向けの講座を実施する。	文化生涯学習課
103	ジュニアエコリーダー環境学習講座	小学校4、5、6年生を対象に、年間を通して、テーマ別に複数の環境学習講座を開催し、環境意識が高く、自ら行動できる人材を育成する。	環境政策課
104	水辺ふれあい創出事業	子どもたちが身近な河川での環境学習に取り組む機会を提供する。	河川ふれあい課
105	あつぎマラソン	市内マラソン愛好者等を対象に大会を実施する。	スポーツ推進課
106	ちびっこマラソン&駅伝競走大会	小学生及び親子を対象にマラソン大会及び駅伝大会を実施する。	スポーツ推進課
107	無形民俗文化財の公開	保育施設、小学校、中学校、高等学校及び大学等において、無形民俗文化財の鑑賞の機会を設ける郷土芸能普及公演と体験の場を設ける出前体験教室を実施するとともに、文化会館において、郷土芸能保持団体が一堂に会する郷土芸能まつりを開催する。	文化財保護課
108	郷土博物館事業	企画展示の開催、講座・出前講座の実施（企画関連講座、一般向け講座、小学校向け講座）、自然観察会などの野外行事の開催及び郷土学習に関する問い合わせ対応業務を行う。また、郷土学習だけでなく博物館施設の利用法を学ぶ機会を提供する。	文化財保護課

基本施策4 子育てしやすい生活環境の整備

【現状と課題】

安心して楽しく子育てをするためには、子育てしやすい生活環境の整備と経済的負担の軽減が求められています。

子どもが安心して遊べる公園の整備や授乳施設設置の啓発を図るなど、安心して楽しく外出できる環境を整えるとともに、子育て環境に適した居住環境づくりを推進する必要があります。

また、子育て家庭の経済的不安の解消など、子どもを取り巻く環境についても課題として位置付け、適切な取組が必要です。

【個別施策と方向性】

(1) 安心して外出できる環境の整備

ア 子育て家庭が安心して乳児を連れて外出できるように、公園の整備や、授乳施設設置の啓発を図ります。

(2) 良質な居住環境の推進

ア 子育て環境に適した住宅供給を支援します。

イ 世代間で協力しながら子育てすることができるように、親元近居・同居を推進します。

(3) 子育て家庭への経済的支援

ア 安心して子育てできるように、子育て家庭に対し各種の経済的な支援を図ります。



【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
109	授乳施設等設置の啓発	公共施設をはじめ、民間の商業施設に対して、授乳施設及び授乳スペースの設置を啓発する。	こども育成課
110	公園緑地整備事業	公園整備に伴う測量、設計を行い、新規公園建設工事及び老朽化した公園の改修工事を行う。	公園緑地課
111	(仮称) 北部地区公園整備事業	生活環境を豊かにする施設としての公園に対する関心の高まりを踏まえ、北部地区における市民の憩い、安らぎの場やレクリエーションの拠点として、また、災害時における一時避難場所等地域の防災拠点としての機能を担う地区公園を整備する。	公園緑地課
112	市営住宅維持管理事業	市営住宅の募集に際し、母（父）子世帯・多子世帯に対しては、当選の確率を上げるため、抽選時に3倍の優遇措置をする。	住宅課
113	親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金制度	市外に居住する方が、新たに市内で親と近居・同居を始める際に、住宅取得の費用や同居のための改修費用の一部について補助をする。	住宅課
114	出産費用貸付制度	低所得世帯出産費用の貸付けを受けようとする者に対して、出産費用の貸付けを行う。	健康づくり課
115	子ども・子育て支援新制度保護者負担軽減事業	認定こども園、保育所、小規模保育施設等に通う0歳児から2歳児の保育認定子どもの保護者を対象に、保育料の負担軽減を行う。	こども育成課
116	幼稚園等施設等利用給付事業	幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、私学助成幼稚園に通う3～5歳児の保育料を無償にするほか、保育の必要性の認定を受けた子どもの保護者に対し、利用実態に応じて預かり保育料を補助する。	こども育成課
117	就園児実費徴収補助金（法定13事業）	保護者の世帯所得状況等を勘案し、幼稚園及び認定こども園に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等に要する費用又は副食材料費に要する費用を補助する。	こども育成課
118	私設保育施設入所児助成事業	私設保育施設に年度内4か月以上在籍している保育を必要とする無償化対象外の児童の保護者に対して助成を行う。	保育課
119	子育て日常生活支援事業	児童を養育する子育て世帯に対し、紙おむつ等を支給する。	子育て給付課

＜第4章 施策の展開＞

No.	事業名	事業内容	担当課
120	ほっとタイムサポーター事業（法定 13 事業）	妊娠に伴う疾病により安静が必要と診断された妊婦の方、及び出産後6か月以内の方で、日中、親族等から育児及び家事の支援が受けられず、育児及び家事を行うことが困難な家庭に、ほっとタイムサポーターを派遣し、育児及び家事等の支援を行う。	子育て支援センター
121	ほっとタイムクーポン券配布事業	出産後6か月以内の世帯に、育児や家事を援助する「ほっとタイムサポーター」を利用できるクーポン券を配布し利用していただくことで、子育て中の親が抱えやすい、ストレスや孤独感の解消を図る。	子育て支援センター
122	若者・女性雇用拡大事業	子育て等による離職者を対象として、再就職に必要な知識や心構え等について学ぶ機会を提供するなどの支援を行う。	産業振興課
123	要保護及び準要保護児童就学援助事業（小学校）	経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に、学用品費などの経費の一部を支給する。	学務課
124	要保護及び準要保護生徒就学援助事業（中学校）	経済的な理由により就学が困難な生徒の保護者に、学用品費などの経費の一部を支給する。	学務課
125	小学校特別支援学級等就学奨励事業	特別支援学級等に就学する児童の保護者に、学用品費などの経費の一部を支給する。	学務課
126	中学校特別支援学級就学奨励事業	特別支援学級に就学する生徒の保護者に、学用品費などの経費の一部を支給する。	学務課
127	小学校保護者負担軽減事業	保護者の経済的負担軽減のため、図工科、家庭科を中心とした教材等や、クラブ活動に係る消耗品・備品の経費の一部を公費で負担する。	学務課
128	中学校保護者負担軽減事業	保護者の経済的負担軽減のため、芸術科、技術・家庭科を中心とした教材等や、部活動に係る備品の経費の一部を公費で負担する。	学務課

基本施策5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【現状と課題】

育児休業期間の延長や働き方改革などにより、仕事と子育ての両立における制度は徐々に整備されてきていますが、依然として、男性の育児休業の取得がほとんど見受けられないなど、制度の実現面などに課題があります。

また、男女共に、長時間労働等の影響により、仕事と子育ての両立に悩む親も多く、より一層、仕事と生活の調和が図られる職場環境が求められています。

仕事をしながら子育てができる環境づくりのためには、事業主や職場の一人一人が「子育てしやすい職場づくり」への理解を深めることが必要であり、また、子育て期に適した働き方の選択ができるなど、多様な働き方や仕事と生活の調和に対する企業の自主的な取組への支援を推進するとともに、子育ては、男女が共に責任を担うものであるという認識に基づき、男女の固定的な役割分担を見直すよう意識の変革について啓発を行う必要があります。

【個別施策と方向性】

（1）事業主等への広報・啓発

ア 仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進するため、企業に子育て関連制度を周知します。

イ 子育てへの積極的な参加を促進するため、子育て出前講座を実施します。

（2）仕事と子育ての両立の推進

ア 早期に職場復帰を望む保護者のため、産休明け保育の充実を図ります。

イ ワークスタイルに合わせて安心して子どもを預けられるように、保育サービスの充実を図ります。

ウ 仕事をしながら生き生きと子育てをする、ワーク・ライフ・バランスについての講座や啓発を実施します。



【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
129	企業の子育て支援推進事業	仕事と子育てが両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランス啓発パンフレットを作成し、企業へ配布する。	こども育成課
130	子育て出前講座	子育てへの積極的な参加を促進するために、企業等で「子育て出前講座」を実施する。	こども育成課
131	一時預かり事業（幼稚園）（法定 13 事業）（再掲）	認定こども園、給付型幼稚園において、乳幼児を一時的に保育する。（幼稚園型：在園児対象、一般型・余裕活用型：未就園乳幼児対象）	こども育成課
132	産休明け保育（再掲）	生後 8 週から保育を実施する。	保育課
133	保育施設の整備（再掲）	社会福祉法人等民間保育所の施設整備に要する経費の一部を補助する。	保育課
134	家庭的保育事業（再掲）	市が認可した家庭的保育者の自宅で、「生後 8 週以上 3 歳未満」の乳幼児を保育する。	保育課
135	延長保育事業（再掲）	基本の保育サービス時間を超えて、保育を実施する。	保育課
136	夜間保育の推進（再掲）	夜間の保護者の勤務等により保育を必要とする児童の保育を実施する。	保育課
137	休日保育事業（再掲）	日曜、祝日等に勤務する保護者のニーズを把握し、休日保育事業を実施する。	保育課
138	施設型病児・病後児保育事業（法定 13 事業）（再掲）	子どもの看護が必要であるが、勤務等の都合により休暇が取れない保護者のため、病児・病後児の保育を実施する。	保育課
139	一時預かり事業（法定 13 事業）（再掲）	保護者の傷病・入院、育児疲れ解消等の理由により一時的に児童を保育する。	保育課
140	ファミリー・サポート・センター事業（法定 13 事業）（再掲）	地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が相互で育児援助を行う。	子育て支援センター
141	男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るための講座等を実施する。	市民協働推進課

基本施策6 セーフコミュニティの推進

【現状と課題】

子どもが交通事故や犯罪などの被害に遭うことなく、安心して生活できる環境が求められています。地域ぐるみで子どもを守るため、交通安全の確保や防犯対策を推進するとともに、「事故やけがは、偶然の結果ではなく予防できる」との理念の下、地域、学校、行政、家庭、関係機関の協働により、セーフコミュニティを推進することが重要です。

【個別施策と方向性】

(1) 子どもを対象としたセーフコミュニティの推進

- ア 地域ぐるみで子どもの安全に向けた取組を推進します。
- イ 家庭における子どもの事故対策のため、保護者を対象とする事故予防講習会を実施します。
- ウ 学校、家庭、地域、行政、関係機関が協働で、子どもの安全確保に努めます。
- エ 危険予知力を身に付けるトレーニングの実施を通じて、子ども自らの危機管理能力を高めます。
- オ インターナショナルセーフスクール（ＩＳＳ）や、子どもの成長に応じ、様々な場面におけるセーフコミュニティの取組を推進します。

(2) 子どもの交通安全の確保や防犯対策の推進

- ア 子どもを交通事故から守るための施策や事業を推進します。
- イ 防犯活動を効果的に実施するため、「ケータイＳＯＳ」を発信します。
- ウ 犯罪の未然防止のため、市民安全指導員によるパトロールを実施します。
- エ 子どもが安全に歩行できるよう、防犯灯の設置や歩道、横断歩道の整備を図ります。
- オ 児童・生徒が安心して登下校できるよう、防犯ブザーの配付や学童通学誘導員の配置等の事業を実施します。



【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
142	セーフコミュニティ推進事業	「事故やけがは、偶然の結果ではなく予防できる」というセーフコミュニティの理念の下、地域住民や行政等の協働により、誰もが健康で安心・安全に暮らせるまちづくりを進める。	セーフコミュニティくらし安全課
143	インターナショナルセーフスクール推進事業	インターナショナルセーフスクールの考え方や手法を用い、児童・生徒がより安心・安全に過ごせる学校づくりを目指す。インターナショナルセーフスクール認証校である清水小学校と睦合東中学校及び妻田小学校を支援する。	教育指導課
144	危険予知トレーニング	児童館や青少年健全育成団体の研修会等において危険予知トレーニング（どのような危険が潜んでいるかを予知し、あらかじめ安全に対する構えをもっておくことで、危険を回避し、けがや事故防止につなげる）を実施する。	青少年課
145	次世代防犯活動促進事業	高校生及び大学生の地域防犯活動等への参加を促進し、社会貢献への芽生えや防犯意識の高揚を図る。	セーフコミュニティくらし安全課
146	かけこみポイント事業	学校、PTAとの連携を図り、地域防犯団体、企業、店舗、個人等に協力をしていただき、児童・生徒を始め、市民が緊急避難のできる「かけこみポイント」の登録を促進する。	セーフコミュニティくらし安全課
147	防犯啓発事業	防犯啓発看板を作成・設置する。また、防犯キャンペーンやイベントにおいて啓発物品を配布する。	セーフコミュニティくらし安全課
148	防犯情報ネットワーク事業	登下校時の「愛の目運動」の充実を図るため、ケータイSOSネットや市ホームページ等を通じ、防犯情報等を提供する。	セーフコミュニティくらし安全課
149	防犯灯設置事業	夜間における防犯効果を高め、犯罪や非行等の未然防止を図るため、道路上の見通しの悪い箇所や暗闇などの危険な箇所に、防犯灯を設置する。	セーフコミュニティくらし安全課
150	街頭犯罪対策事業	市街地や防犯重点地域など犯罪発生状況に応じ、市民安全指導員による市内巡回パトロールを実施する。	セーフコミュニティくらし安全課

No.	事業名	事業内容	担当課
151	見守りシステム維持管理事業	犯罪の抑止に高い効果が期待できる防犯カメラを利用し、市民等を見守る。	セーフコミュニティくらし安全課
152	自転車ヘルメット購入費助成事業	13歳未満の幼児・児童、中学生及び65歳以上の高齢者を対象に、自転車ヘルメットの購入費の一部を助成する。（平成29年度から対象に高校生を追加）	交通安全課
153	幼児2人同乗用自転車購入助成事業	幼児2人同乗用自転車を購入した保護者に対し、その費用の一部を助成する。	交通安全課
154	交通安全教育事業	市民安全指導員を配置し、保育所（園）、幼稚園、小学校等で交通安全教室を実施する。	交通安全課
155	歩道整備事業	歩行者と車両を分離するための歩道整備を実施する。	道路整備課
156	児童・生徒登下校等安全推進事業	児童・生徒が安心して登下校できるよう、防犯ブザーの配付や学童通学誘導員の配置等の事業を実施する。	学務課

基本施策7 特別な支援を必要とする子育て家庭への取組の推進

【現状と課題】

児童虐待は、子どもの心身の安全を脅かす深刻な問題であり、地域の協力を得ながら、関係機関が連携し、迅速かつ適切な支援を行うとともに、相談・支援につながりやすい仕組みづくりにより、虐待の未然防止や早期発見に努める必要があります。

また、不就学や居住実態が把握できない子どもについては、関係機関と情報共有し、適切な対応に努める必要があります。

ひとり親家庭、発達に心配のある子どもや障がいがある子どもの家庭、外国籍市民の家庭、貧困の家庭など、その家庭と子どもの状況に合わせた適切な支援が求められています。

【個別施策と方向性】

（1）児童虐待防止対策の充実

ア 児童虐待について、子ども家庭総合支援拠点において、専門職の配置により、これまで以上にきめ細かな相談対応や支援に取り組みます。

イ 要保護児童等に関して、適切な対応を行うため、関係機関との十分な連携を図ります。

ウ 児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。

エ 体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や、体罰によらない子育てに関する理解について普及啓発を行います。

（2）ひとり親家庭等の自立支援の推進

ア ひとり親家庭等が抱える様々な問題の解決を図るため、窓口相談の充実を図ります。

イ ひとり親家庭等の母又は父の自立を支援するため、各種事業を展開します。

（3）子どもの貧困対策の推進

ア 家庭の状況にかかわらず、子どもたちが健やかに成長できるように、経済的な支援を行います。

（4）特に配慮を必要とする子どもとその子育て家庭への施策の充実

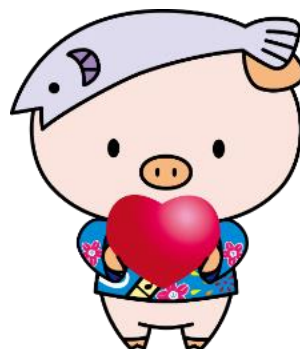
ア 障がいのある子どもの受け入れを行い、統合保育を推進します。

イ 障がいのある子どもの状況に応じた施策・事業を推進します。

ウ 専門的な技術や指導による療育を目的に関係機関との連携を図り、子どもの状況に応じた相談、指導を行います。

エ 発達に心配のある子どもに関して、適切な環境づくりの助言を行います。

オ 外国籍児童・生徒及び帰国児童・生徒に対し、日本語指導等を行います。



【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
157	民生委員児童委員事業	児童や子育て家庭に対し、住民の立場に立って相談に応じ援助等を行う、民生委員・児童委員の活動を支援する。	福祉総務課
158	児童虐待対策事業	児童虐待防止に向け、要保護児童対策地域協議会の関係機関等と連携を図り、個別ケース検討会議や家庭訪問等を実施するなど必要な支援を行う。	家庭相談課
159	児童虐待防止啓発事業	児童虐待防止対策を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や、体罰によらない子育てに関する理解について普及啓発を行う。	家庭相談課
160	ひとり親家庭等相談事業	個別の事情に応じたひとり親家庭等が抱える様々な問題の解決に必要な助言・情報提供をする。	子育て給付課
161	母子家庭等高等職業訓練促進費事業	ひとり親家庭等の母又は父が就職の際に有利で、かつ、生活の安定に資する資格取得を促進するため、資格に関わる養成機関に修業している期間について給付金を支給する。	子育て給付課
162	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の一時的疾病等による家事機能や子育ての低下に対し、家庭生活支援員を派遣し、日常生活を円滑に行うための支援を実施する。	子育て給付課
163	母子家庭等自立支援教育訓練給付事業	ひとり親家庭等の母又は父が就職の際に有利で、かつ、生活の安定に資する資格取得に際し、受講した教育訓練講座受講費の一部を支給する。	子育て給付課
164	母子家庭等家賃助成事業	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭等の母又は父が本人名義で1万円以上6万円以下の賃借物件を契約した場合、その家賃額に応じて助成をする。	子育て給付課
165	母子家庭等児童就学祝金給付事業	ひとり親家庭等に対し、就学祝金を支給する。	子育て給付課
166	母子等福祉手当給付事業	義務教育修了前の児童を養育しているひとり親家庭等に対し、手当を支給する。	子育て給付課
167	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の家族が病院等で受診した場合に支払うべき健康保険適用医療費の自己負担額を助成する。	子育て給付課

＜第4章 施策の展開＞

No.	事業名	事業内容	担当課
168	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭等の母・父、その子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、民間事業者等が実施する対策講座を受講した場合、講座の修了時及び高卒認定試験の合格時に受講費用の負担軽減を図り、効果的にひとり親家庭等の親と子の学び直しを支援するため、給付金を支給する。	子育て給付課
169	学習支援事業	貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯を含む生活困窮者世帯の子どもに対して、学習支援を行うとともに、体験活動を通じた居場所づくりを行います。	福祉総務課
170	出産費用貸付制度（再掲）	低所得世帯出産費用の貸付けを受けようとする者に対して、出産費用の貸付けを行う。	健康づくり課
171	要保護及び準要保護児童就学援助事業（小学校）（再掲）	経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に、学用品費などの経費の一部を支給する。	学務課
172	要保護及び準要保護生徒就学援助事業（中学校）（再掲）	経済的な理由により就学が困難な生徒の保護者に、学用品費などの経費の一部を支給する。	学務課
173	児童発達支援事業	児童発達支援センター「ひよこ園」において、3歳以上就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的動作の指導を行う児童発達支援のほか、保育所等訪問支援、障害児相談支援を行う。	福祉総務課
174	療育相談センター運営事業	療育相談センター「まめの木」において、18歳未満の発達に心配のある児童の保護者に対して療育相談、就学前までの児童に対して経過観察（個別・グループ指導）及び親子サロンを行う。	福祉総務課
175	地域支援事業	保育所、幼稚園及び療育機関等を訪問し、発達に不安のある児童の対応について助言、支援等を行う。保育所、幼稚園及び障害児通所支援、障害児相談支援等関係機関の保育士、指導員等を対象とした研修会、出張講座を実施する。障がい特性の理解促進を図るための市民向け講演会を開催する。	福祉総務課
176	障害者居宅生活支援事業	日常生活を営むのに支障がある障がい児者のいる家庭に、ホームヘルパー又はガイドヘルパーを派遣する。	障がい福祉課
177	日中一時支援事業	障がい児者の日中における活動の場を確保することで、家族の就労支援と障がい児者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施する。	障がい福祉課

No.	事業名	事業内容	担当課
178	身体障害者補装具給付等事業	身体障がい児者及び難病患者等に対し、失われた身体機能を補完又は代替する用具である補装具を新規交付する。また、交付済みの補装具を修理する。	障がい福祉課
179	特別障害者手当等給付事業	日常生活において、常時介護を必要とする在宅障がい児者に手当を給付する。	障がい福祉課
180	障害者日中活動支援事業	日常生活又は社会生活を営むのに支障がある障がい児者（医療的ケア児者含む）に対し、日中における必要な介護及び支援を行ったり、能力向上のための訓練等を行う。また、児童福祉法に規定する障害児通所支援（放課後等デイサービス等）については、生活能力の向上や集団生活への適応のための訓練等を行う。	障がい福祉課
181	特別支援教育費補助事業	統合保育を実施する市内私立幼稚園設置者に対し、補助金を交付する。	こども育成課
182	外国人児童受入れ支援事業	外国人児童の受入れを円滑に行うための事業を実施する市内私立幼稚園の設置者に対し、補助金を交付する。	こども育成課
183	就園児実費徴収補助事業（法定13事業）（再掲）	保護者の世帯所得状況等を勘案し、幼稚園及び認定こども園に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等に要する費用又は副食材料費に要する費用を補助する。	こども育成課
184	統合保育の推進	認可保育所において障がい児の受入れを積極的に進める。	保育課
185	統合保育研修	研修などにより、職員の障がい児保育についての資質を向上させる。	保育課
186	特別支援教育推進事業	特別な支援を必要とする子どもたちへの適切な就学指導を行うために設置している「教育支援委員会」の運営、小・中学校への特別支援教育介助員の配置を行う。	教育指導課
187	外国籍児童・生徒等支援事業	外国籍児童・生徒及び帰国児童・生徒に対し、母語等の話せる日本語指導協力者を派遣する。また、外国籍児童・生徒が多く在籍する学校で放課後等を利用し、日本語取得や学習補助を目的とした補習教室を開設するための支援員を派遣する。	教育指導課
188	インクルーシブ教育推進事業	共生社会の実現に向けて、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つことを目指すインクルーシブ教育を推進するため、推進協力校において支援体制づくり、環境整備及び通常学級における授業づくり等について研究を行う。	教育指導課

基本施策8 未来を創る心豊かな人づくりの推進

【現状と課題】

高度情報化社会の進展等により、対人関係を構築する場が減少するなど、人とのつながりが希薄化しており、子どもが豊かな人間性と自主性を育むために必要とするコミュニケーション能力を向上させる機会が減っています。

さらに、少子化の影響等により、子どもたちが乳幼児とふれあう機会が減ってきていることから、子育ての意義や大切さの機会を提供することが重要です。

未来を創る子どもたちが、豊かな人間性と自主性を育むためには、地域社会全体で子どもたちを健全に育成することが必要であり、そのためにも、地域の人材やネットワークを活かすことや安心・安全な居場所をつくることが望まれます。

また、家庭は、子どもの心と体を健やかにほぐし、基本的な生活習慣や人への信頼、人とのかかわる力を育成する場であることから、教育の原点である家庭教育の推進が必要です。

【個別施策と方向性】

（１）青少年の健全育成の推進

ア 青少年が自ら社会で一定の役割を担うという意欲を持ち、社会的存在として社会への参画を果たすため、地域における青少年の活動の機会を充実させ、青少年が様々な人との交流や体験・経験を通じて自立性や社会性をもって行動ができるよう健全育成の推進を図ります。

イ 次代の親になる子どもたちが、乳児や幼児とのふれあいを通じて、生命の尊さや子育ての意義や楽しさを自然に学び、実感できるよう取り組みます。

（２）地域社会の教育力の向上

ア 地域全体で子どもを守り、育てる機運を高め、地域社会の教育力の向上と地域の人材、ネットワークの活用を図ります。

（３）子どもの居場所づくりの推進

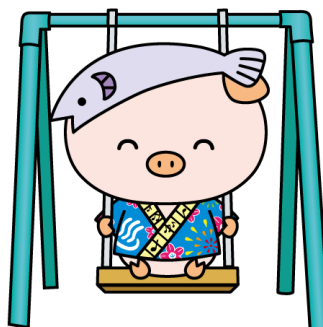
ア 子どもたちの安全で健やかな活動の場の確保に努めます。

（４）家庭教育の推進

ア 家庭については、子どもの心と体を健やかに育てるため、「早寝早起き朝ごはん」を始めとした基本的な生活習慣や人への思いやり、善悪の判断や社会的マナーを身に付ける重要な役割を担っていることから、教育の原点である家庭教育を推進します。

（５）児童館の機能の向上

ア 子どもたちが安心して利用できる施設づくりに努め、児童館施設環境の向上を図ります。



【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
189	小・中・高校生の保育所・幼稚園訪問	児童・生徒が乳幼児とのふれあいにより、出産や子育てに関する話から自分が愛され慈しまれて成長してきたことを知り、将来自分が親になることを想像できるように事業の展開を図る。	保育課
190	青少年指導員活動事業	自治会、青少年関係団体等と連携を図りながら、地域ぐるみで青少年を育成する推進役となる青少年指導員の資質向上を図る。	青少年課
191	ジュニアリーダー育成事業	地域の大人と子どものパイプ役として活動するジュニアリーダーの知識と技術を習得するため、各種研修会を実施する。	青少年課
192	少年少女フェスティバル開催事業	各地区の青少年指導員が中心となり開催するフェスティバルの各体験ブースにおいて、遊び道具づくりを通して物づくりの楽しさを学ぶとともに、子どもたち相互の交流はもとより親子の交流も図ることにより親と子のきずなを深め、心豊かな青少年を育成する。	青少年課
193	地域青少年活動事業	地域の青少年健全育成団体等が実施する自主的・主体的な体験活動事業に、青少年育成活動交付金を交付する。	青少年課
194	輝き厚木塾開設事業	多様化する市民の学習ニーズに応えるため、市民が講師となり講座を自主企画、運営する「輝き厚木塾」を開催し、生涯学習機会の充実を図る。	文化生涯学習課
195	青少年非行防止活動事業	青少年の問題行動の早期発見・指導を行うため、青少年相談員や社会教育指導員、夜間専門指導員が、公園や繁華街等を巡回する。また、青少年健全育成のため、環境浄化活動としての「心と街のクリーン作戦」や、青少年相談員が青少年の薬物乱用防止を啓発する「愛の一声みちびき運動」などを実施する。	青少年教育相談センター
196	放課後児童クラブ運営事業（法定 13 事業）（再掲）	全小学校区において、一時的余裕教室等を活用し、市立放課後児童クラブを運営する。	こども育成課
197	地域児童クラブ育成支援事業（法定 13 事業）（再掲）	放課後児童健全育成事業を行う民間放課後児童クラブに対し、補助金を交付する。	こども育成課

＜第4章 施策の展開＞

No.	事業名	事業内容	担当課
198	放課後子ども教室推進事業（再掲）	小学校の一時的余裕教室等を活用し、子どもたちが、様々な体験学習、スポーツ、文化活動、地域住民との交流を行う「放課後子ども教室」を実施する。	こども育成課
199	こどもキャンプ（再掲）	七沢の野山の自然にふれながら、普段経験できないような体験を通して、自然への感性を育てるとともに、人と人とのふれあいを深める。	文化生涯学習課
200	地域子ども教室推進事業（再掲）	小学校区単位で地域に組織された運営委員会が、放課後や週末を利用して、学校や児童館、公民館等を活用し、スポーツや文化活動などの様々な体験活動や、地域住民との交流事業を実施する。	社会教育課
201	公民館活動事業(公民館学級・講座開催事業)	家庭教育に関する学級・講座を各公民館で開催する。	社会教育課
202	家庭教育学級交付金	小・中学校PTA、幼稚園保護者会等に交付金を交付し、家庭教育学級の開設を支援する。	社会教育課
203	家庭教育情報提供事業	家庭教育の必要性や重要性を啓発するとともに、家庭教育に必要な情報を提供するために、乳幼児、小中学生等の保護者などを対象に講演会等を開催する。	社会教育課
204	「早寝早起き朝ごはん」啓発推進事業	成長期の子どもが正しい基本的生活習慣を身に付けるため、「早寝早起き朝ごはん」の大切さを保護者等に啓発する。	社会教育課
205	ちびっこマラソン&駅伝競走大会（再掲）	小学生及び親子を対象にマラソン大会及び駅伝大会を実施する。	スポーツ推進課
206	児童館運営事業（再掲）	児童館指導員による「児童の遊びの指導」を行い、児童の健全育成に寄与するとともに、地域の特色を活かした児童館事業を展開することにより、地域との一体化を図る。	青少年課
207	児童館維持補修事業	子どもたちが安心して利用できる施設づくりに努め、児童館施設環境の向上を図る。	青少年課
208	児童館整備事業	公共施設最適化基本計画に基づき、児童館の立地環境や施設の老朽化等を考慮しながら、地域における児童館の最適化を推進する。	青少年課

第5章

子ども・子育て支援事業計画

第5章 子ども・子育て支援事業計画

少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。この環境の変化に対応するため、子育てをしやすい環境整備を行い、地域子ども・子育て支援の充実を図るとともに、次代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指す必要があります。

このような子どもと子育てをめぐる社会背景のもと、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を始めとする、子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

本市においても、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育の充実及び地域における子育ての支援を計画的に推進していくため、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や将来の利用希望等を把握し、ニーズ調査結果や幼児教育・保育の無償化、女性の就業率の高まりなどを踏まえ「量の見込み」を推計し、それに対する受け皿である「確保方策」を具体的に目標設定する「厚木市子ども・子育て支援事業計画」を定めるものです。

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされています。

子ども・子育て支援事業計画において、厚木市の地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

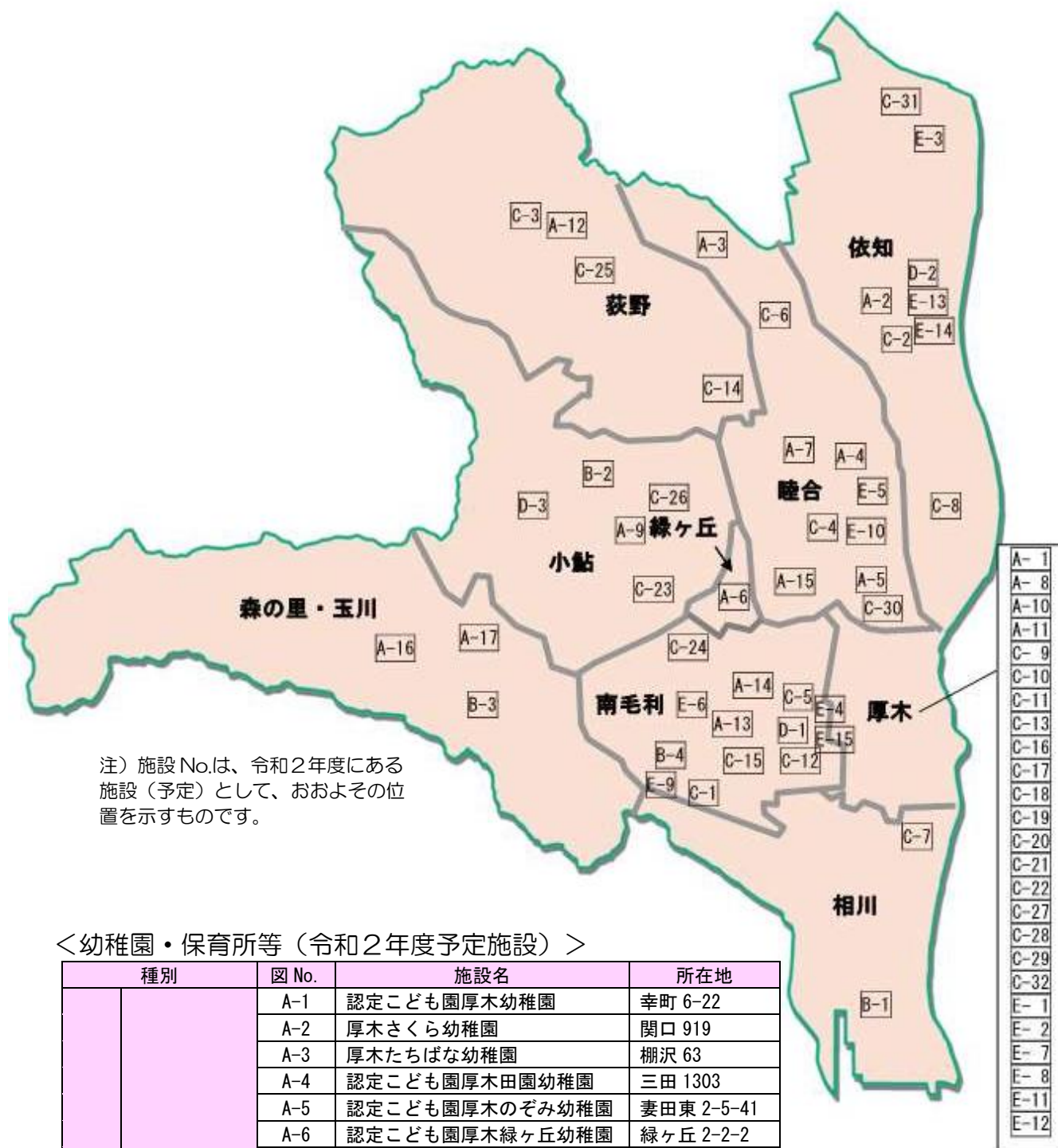
本市においてはそれらを勘案し検討した結果、地域による大きな変化はないことから、厚木市における教育・保育提供区域の設定につきましては、厚木市全体を1区域として設定します。

地区別世帯数及び人口（令和元年10月1日現在）

地区名	世帯数	人口			子どもの数 (0～12歳)
		総数	男	女	
厚木地区	18,295	33,649	17,434	16,215	3,255
依知地区	13,369	31,395	16,711	14,684	3,313
睦合地区	17,963	41,460	21,363	20,097	4,524
荻野地区	10,694	25,870	13,057	12,813	2,700
小鮎地区	6,122	14,210	7,329	6,881	1,248
南毛利地区	22,242	50,149	25,985	24,164	5,685
玉川・森の里地区	3,720	9,822	4,845	4,977	669
相川地区	6,295	14,267	7,554	6,713	1,578
緑ヶ丘地区	1,677	3,697	1,775	1,922	419
計	100,377	224,519	116,053	108,466	23,391

※世帯数は、平成27年国勢調査確定数を基準に算出

教育・保育提供区域図（厚木市全体を1区域として設定）



< 幼稚園・保育所等（令和2年度予定施設） >

種別	図 No.	施設名	所在地
A	幼稚園・認定こども園	A-1	認定こども園厚木幼稚園 幸町 6-22
		A-2	厚木さくら幼稚園 関口 919
		A-3	厚木たちばな幼稚園 棚沢 63
		A-4	認定こども園厚木田園幼稚園 三田 1303
		A-5	認定こども園厚木のぞみ幼稚園 妻田東 2-5-41
		A-6	認定こども園厚木緑ヶ丘幼稚園 緑ヶ丘 2-2-2
		A-7	伊勢宮幼稚園 及川 2-23-1
		A-8	えいすう幼稚園 寿町 3-14-7
		A-9	認定こども園小鮎幼稚園 飯山 2377
		A-10	清和幼稚園 旭町 5-36-25
		A-11	ちぐさ幼稚園 寿町 2-6-19
		A-12	認定こども園とびお幼稚園 鳶尾 2-22-18
		A-13	ぬるみず幼稚園 温水 1134
		A-14	光ヶ丘幼稚園 恩名 3-11-55
		A-15	認定こども園はやし幼稚園 林 2-13-41
		A-16	七沢幼稚園 七沢 590
		A-17	森の里幼稚園 森の里 1-30-1

＜第5章 子ども・子育て支援事業計画＞

種別	図 No.	施設名	所在地
B	認可保育所 (公立)	B-1 相川保育所	下津古久 710-1
		B-2 小鮎保育所	飯山 4232-1
		B-3 玉川保育所	七沢 162
		B-4 南毛利保育所	長谷 1247
C	認可保育所 (民間)	C-1 厚南幼児園	愛甲 3-14-1
		C-2 依知保育園	関口 390
		C-3 荻野すみれ愛児園	鳶尾 2-25-6
		C-4 妻田保育園	妻田西 2-20-5
		C-5 みどり保育園	戸室 3-3-11
		C-6 三田保育園	三田 350-3
		C-7 岡田保育園	岡田 1-7-8
		C-8 かねだチャイルド園	金田 254
		C-9 YMCA あつぎ保育園ホサナ	中町 3-2-6 ティール3階
		C-10 保育園 ViVi	水引 2-12-29 YMビル1階
		C-11 けいわ保育園	中町 3-3-9 アバンテラザ 3階
		C-12 あゆのこ保育園	恩名 1-10-38
		C-13 キンダーガーデンこばと	旭町 3-7-3
		C-14 愛歩保育園	下荻野 1284-1
		C-15 はぐくみの丘保育園	長谷 1128-1
		C-16 もみじ保育園	松枝 1-1-3
		C-17 けいわ星の子保育園(夜間保育施設)	中町 3-3-9 アバンテラザ 2階
		C-18 おひさまっこ保育園	東町 7-2
		C-19 厚木こばと保育園	中町 3-11-20 ケビル4階
		C-20 本厚木さくらんぼ保育園	田村町 1-29-2
		C-21 湘南カトリア保育園	田村町 2-20 三橋ビルアネックス1.2階
		C-22 本厚木ふたば保育園	田村町 7-3 レジデント本厚木 2F
		C-23 みらくる保育園	飯山 3191
		C-24 保育園コスモス	厚木市愛名 31-12
		C-25 子中保育園	下荻野 729-7
		C-26 くれよん保育室	飯山 2120-1
		C-27 ナーサリースクール T&Y 本厚木	中町 3-18-5 ソケン本厚木ビル2階
		C-28 厚木ふじの花保育園	旭町 2-4-15
		C-29 厚木・あさひ保育園	旭町 5-42-32 ウィン本厚木 2.3階
		C-30 翼咲保育園	妻田南 1-17-34
		C-31 カミヤト凸凹保育園	上依知 425-1
		C-32 ポノ保育園	田村町 1-26 イーロード-食品館厚木店 2階
D	家庭的保育	D-1 井上ひろみ家庭的保育事業所	恩名 4-5-44
		D-2 本山玲子家庭的保育事業所	山際 40-11
		D-3 永島和子家庭的保育事業所	上古沢 1309
E	小規模保育	E-1 厚木こばと保育園(水引園)	水引 2-7-16
		E-2 ちっちゃな保育園 たろうとはなこ	中町 2-10-20 プレシス本厚木レジデンス1階
		E-3 瑠璃光寺保育園	上依知 1747
		E-4 ひばり保育園	戸室 2-21-9
		E-5 どんぐり保育園	妻田北 2-24-11 1階
		E-6 こひつじ愛児園	温水西 2-1-1
		E-7 そよかぜ保育園	田村町 5-9
		E-8 マーガレット保育園	中町 4-9-14 アソリティ厚木 1階
		E-9 ぽとふ厚木	長谷 677-3 武井商事ビル101
		E-10 妻田フェルマータ小規模保育園	妻田北 1-6-13
		E-11 プリンス保育園本厚木	旭町 1-9-7
		E-12 厚木はないろ保育園	寿町 2-8-20 1.2階
		E-13 サンライズキッズ保育園厚木園	関口 418-2 フィガロハウス 101
		E-14 関口フェルマータ小規模保育園	関口 824-3
		E-15 Ty 厚木保育園	恩名 3-3-8

注) 図 No.は前ページ図に対応

2 幼児期における教育・保育の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、国から示された基本指針に沿って、5年を一期とした教育・保育の確保等に関する計画を策定します。

その計画では、必要とされる量の見込み（需要）を算出し、その提供体制の確保（供給）の内容及び実施時期を定めることとなっています。

※ 確保方策における人数は、認可定員数を基本として設定しますが、認可定員と利用定員がかけ離れている場合は、利用定員や利用可能定員で設定します。

○量の見込み数
…どのくらい需要があるか
○確保数
…どのくらい供給するか

◆利用する子どもに関する3つの認定区分と対象施設

認定区分	定義	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の学校教育（幼稚園等）のみの子ども（保育の必要性なし）	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた子ども（保育を必要とする子ども）	・保育所 ・認定こども園 ・幼稚園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども（保育を必要とする子ども）	・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育等

※ 2号認定には、保育の必要性がある子どもで、幼児期の学校教育の利用希望が強い子どもを含みます。

【1号認定】3～5歳 幼稚園、認定こども園の利用

（各年度4月時点）

	単位	H31実績	R2	R3	R4	R5	R6
3～5歳人口推計	人	5,269	5,140	4,972	4,756	4,677	4,624
①量の見込み	人	3,177	2,461	2,380	2,275	2,237	2,211
②確保方策							
認定こども園・幼稚園（施設型給付）	人	1,491	1,490	1,490	1,490	1,490	1,490
幼稚園（私学助成）	人	1,645	990	990	990	990	990
合計	人	3,136	2,480	2,480	2,480	2,480	2,480
②－①	人	▲41	19	100	205	243	269
量の見込みの内容 確保方策の内容	量の見込みは、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い想定される見込み数を含んでいます。また、前計画までは、2号認定子どものうち、幼稚園希望が強い子どもは、1号認定子どもの量の見込みに含めていましたが、本計画からは、2号認定子どもの量の見込みとします。 確保方策は、認可定員ではなく、利用定員や利用実績により設定しています。なお、新たな施設の開所による定員の増加は見込んでいません。						

＜第5章 子ども・子育て支援事業計画＞

【2号認定】3～5歳 保育所、認定こども園、幼稚園（定期的な預かり）の利用
（各年度4月時点）

		単位	H31 実績	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
3～5歳人口推計		人	5,269	5,140	4,972	4,756	4,677	4,624
① 量 の 見 込 み	幼児期の学校教育の利用希望が強い	人	—	380	367	352	346	342
	上記以外	人	1,694	2,217	2,145	2,051	2,017	1,994
	合計	人	1,694	2,597	2,512	2,403	2,363	2,336
② 確 保 方 策	認可保育所	人	1,960	1,976	1,976	1,976	1,976	1,976
	認定こども園	人	251	387	387	387	387	387
	幼稚園預かり保育	人	—	245	245	245	245	245
	合計	人	2,211	2,608	2,608	2,608	2,608	2,608
②－①		人	517	11	96	205	245	272
量の見込みの内容 確保方策の内容		量の見込みは、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い想定される見込み数を含んでいます。また、前計画までは、2号認定子どものうち、幼稚園希望が強い子どもは、1号認定子どもの量の見込みに含めていましたが、本計画からは、2号認定子どもの量の見込みとします。 確保方策は、幼稚園において、年間を通じた長時間の預かり保育を実施していることから、本計画から、新たな確保方策とします。なお、新たな施設の開所による定員の増加は見込んでいません。						

【3号認定（１）】 1～2歳 保育所、地域型保育事業、認定こども園の利用

（各年度4月時点）

	単位	H31 実績	R2	R3	R4	R5	R6
1～2歳人口推計	人	3,215	3,102	3,068	3,080	3,032	3,008
①量の見込み	人	1,206	1,258	1,244	1,249	1,230	1,220
②確保 方策	認可保育所	人	1,000	1,011	1,011	1,011	1,011
	地域型保育事業	人	210	210	210	208	208
	認定こども園	人	39	39	39	39	39
	合計	人	1,249	1,260	1,260	1,258	1,258
②－①	人	43	2	16	9	28	38
量の見込みの内容 確保方策の内容		量の見込みは、幼児教育・保育の無償化の実施に伴う影響はありません。 確保方策は、新たな施設の開所による定員の増加は見込んでおらず、家庭的保育事業1施設が閉所する予定のため、令和4年度から減少します。なお、3号認定（0歳）や2号認定の受入れ状況を踏まえながら、定員を設定します。					

【3号認定（２）】 0歳 保育所、地域型保育事業の利用

（各年度4月時点）

	単位	H31 実績	R2	R3	R4	R5	R6
0歳人口推計	人	1,467	1,500	1,478	1,462	1,444	1,450
①量の見込み	人	225	269	265	262	259	260
②確保 方策	認可保育所	人	315	318	318	318	318
	地域型保育事業	人	84	84	84	83	83
	合計	人	399	402	402	401	401
②－①	人	174	133	137	139	142	141
量の見込みの内容 確保方策の内容		量の見込みは、幼児教育・保育の無償化の実施に伴う影響はありません。 確保方策は、新たな施設の開所による定員の増加は見込んでおらず、家庭的保育事業1施設が閉所する予定のため、令和4年度から減少します。なお、3号認定（1～2歳）の受入れ状況を踏まえながら、定員を設定します。 また、年度途中での利用希望が大幅に増加します。					

【保育利用率について】

子ども・子育て支援事業計画では、3号認定に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」を、5年間の計画期間内で目標値を設定することとなっています。

0～2歳の推計児童数は減少傾向にありますが、保育の需要が高まることが予測されることから、以下の保育利用率を設定します。

① 3号認定（0歳）の保育利用率

	単位	H31 実績	R2	R3	R4	R5	R6
0歳推計児童数	人	1,467	1,500	1,478	1,462	1,444	1,450
3号認定子ども （0歳）の確保数	人	399	402	402	401	401	401
保育利用率	%	27.2%	26.8%	27.2%	27.4%	27.8%	27.7%

② 3号認定（1～2歳）の保育利用率

	単位	H31 実績	R2	R3	R4	R5	R6
1～2歳推計児童数	人	3,215	3,102	3,068	3,080	3,032	3,008
3号認定子ども （1～2歳）の 確保数	人	1,249	1,260	1,260	1,258	1,258	1,258
保育利用率	%	38.8%	40.6%	41.1%	40.8%	41.5%	41.8%

③参考 2号認定（3～5歳）の保育利用率

	単位	H31 実績	R2	R3	R4	R5	R6
3～5歳推計児童数	人	5,269	5,140	4,972	4,756	4,677	4,624
2号認定子どもの 確保数	人	2,211	2,608	2,608	2,608	2,608	2,608
保育利用率	%	42.0%	50.7%	52.5%	54.8%	55.8%	56.4%

3 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保の方策等

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に定められた13事業であり、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するため、地域の様々な子育て支援を充実していきます。

また、計画期間内において各事業の量の見込みと確保方策を定めることとされています。

＜地域子ども・子育て支援事業の概要＞

法定事業名	本市における事業名	種別			
		相談支援	訪問系事業	通所系事業	その他
(1) 利用者支援事業	厚木市子育てコンシェルジュ 母子健康包括支援センター (ひだまり広場)	○			
(2) 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター もみじの手等	○			
(3) 妊婦健康診査事業	妊婦健康診査事業				○
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	産婦新生児訪問指導事業 こんにちは赤ちゃん訪問事業		○		
(5) 養育支援訪問事業、その他要保護児童等の支援に資する事業	スマイルサポート事業 ほっとタイムサポーター事業		○		
(6) 子育て短期支援事業	ショートステイ事業 トワイライトステイ事業			○	
(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	ファミリー・サポート・センター事業		○		
(8) ー1 一時預かり事業 ※幼稚園在園児	幼稚園型一時預かり事業 幼児教育支援事業			○	
(8) ー2 一時預かり事業 ※幼稚園在園児以外	一般型一時預かり事業 余裕活用型一時預かり事業			○	
(9) 延長保育事業	延長保育事業			○	
(10) 病児保育事業	病児・病後児保育事業			○	
(11) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後児童クラブ運営事業 地域児童クラブ育成支援事業			○	
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	就園児実費徴収補助事業 実費徴収に係る補足給付を行う事業				○
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	対象事業なし				○

※ 種別の「○」は、主となる事業とする。

(1) 法定事業名：利用者支援事業

(厚木市子育てコンシェルジュ、母子健康包括支援センター（ひだまり広場）)

※（カッコ）内は厚木市の事業名

子育て支援センター等に「厚木市子育てコンシェルジュ」を配置し、子ども、保護者や妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から、適切なものを選択し、確実かつ円滑に利用できるよう案内するなどの支援を行います。

母子健康包括支援センターにおいては、妊娠の届出等の機会を通して得た情報を基に、妊産婦の方の状況を把握し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に応じます。

また、支援を必要とする妊産婦の方やその家族が利用できる母子保健サービスについて情報提供を行い、必要に応じて関係機関の担当者に直接繋ぐなど、積極的に支援を行います。

これまでの相談対応等の状況を踏まえ、子育て関連拠点施設等の窓口における利用者支援について、年間38施設を見込みます。

ただし、相談支援ニーズの動向によっては、窓口や対応スタッフ人数をより充実していくことも想定します。

(主な担当課：子育て支援センター、健康づくり課)

	単位	H30 実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	施設数	38	38	38	38	38	38
確保方策	施設数	38	38	38	38	38	38

(2) 法定事業名：地域子育て支援拠点事業
(子育て支援センターもみじの手等)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

市では、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場として、常設の子育て広場を提供しています。

事業の需要があることから、今後においても、子育て支援センター等の拠点を確保し、利用者ニーズに積極的に対応します。

(主な担当課：子育て支援センター)

	単位	H30 実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	月当たり延べ 利用回数	8,893	8,804	8,715	8,627	8,540	8,454
確保方策	月当たり延べ 利用回数	8,893	8,804	8,715	8,627	8,540	8,454
施設数	箇所	2	2	2	2	2	2

(3) 法定事業名：妊婦健康診査事業
(妊婦健康診査事業)

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中必要に応じた「医学的検査」、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊婦に対し定期健康診査の費用の一部を補助しています。

妊婦の全数を対象とする事業であり、人口推計の動向を踏まえ、0歳児数と同等の規模を対象とし、事業を実施していきます。

(主な担当課：健康づくり課)

	単位	H30 実績	R2	R3	R4	R5	R6
0歳児 人口推計	人	1,537	1,500	1,478	1,462	1,444	1,450
量の見込み	年間延べ 利用回数	17,185	16,935	16,687	16,506	16,303	16,371
確保方策	年間延べ 利用回数	17,185	16,935	16,687	16,506	16,303	16,371

(4) 法定事業名：乳児家庭全戸訪問事業

(産婦新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業)

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境等の把握を行う事業です。

産婦新生児訪問指導事業として、出産後2か月までの産婦と乳児に対し、訪問による計測や健康観察、保健指導を行います。この事業で訪問できなかった家庭を対象に、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施し、全ての家庭を訪問します。

乳児家庭の全数を対象とする事業であり、人口推計の動向を踏まえ、0歳児数と同等の規模を対象として、事業を実施していきます。

(主な担当課：健康づくり課、子育て支援センター)

	単位	H30 実績	R2	R3	R4	R5	R6
0歳児人口推計	人	1,537	1,500	1,478	1,462	1,444	1,450
量の見込み (赤ちゃん訪問数)	人	1,483	1,500	1,478	1,462	1,444	1,450
確保方策	人	1,483	1,500	1,478	1,462	1,444	1,450

(5) 法定事業名：養育支援訪問事業

(スマイルサポート（育児支援家庭訪問）、ほっとタイムサポーター事業)

スマイルサポート・ほっとタイムサポーター事業として、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を実施しています。

今後はこれまでの実績を踏まえつつ、ニーズの動向を見極めながら、必要量の確保を図ります。
(主な担当課：子育て支援センター)

	単位	H30 実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	件数	164	150	150	150	150	150
確保方策	件数	164	150	150	150	150	150

（６）法定事業名：子育て短期支援事業

（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

本市では、２歳から小学校就学前までの児童を養育している家庭の保護者が、疾病・出産・看護・事故・災害などで、児童の養育が困難になった場合、当該家庭の児童を児童養護施設等で適切に保護する事業として実施してきました。利用期間は７日以内となっています。

今後は、ニーズの動向を見極めながら、定員の確保・充実等を促進し、必要量の確保を図ります。

（主な担当課：子育て支援センター）

	単位	H30 実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	年間延べ 利用人数	0	75	73	72	71	70
確保方策	年間延べ 利用人数	0	75	73	72	71	70
施設数	箇所	0	1	1	1	1	1

(7) 法定事業名：子育て援助活動支援事業

(ファミリー・サポート・センター事業)

児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

子どもの数は減少傾向にありますが、保護者の就労等により、保育施設等への送迎や帰宅後の預かりなどのニーズは増えています。

今後も、地域に根ざした、市民相互による子育て支援事業として、これまでの実績を踏まえつつ、さらにその充実を促進し、必要量の確保を図ります。

(主な担当課：子育て支援センター)

	単位	H30 実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	年間延べ 利用人数	4,680	4,217	4,148	4,059	3,956	3,894
確保方策	年間延べ 利用人数	4,680	4,217	4,148	4,059	3,956	3,894

(8)－1 法定事業名：一時預かり事業 ※幼稚園在園児

(幼稚園型一時預かり事業、幼児教育支援事業)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として教育時間以外に認定こども園、幼稚園において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

幼稚園におけるこれまでの実績を踏まえつつ、今後は、幼児教育・保育の無償化や女性の就業率の高まりなどによる利用希望の増加を見極めながら、事業者による定員の確保・充実等を促進し、必要量の確保を図ります。

(主な担当課：こども育成課)

	単位	H30 実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	年間延べ 利用人数	81,989	89,400	86,478	82,721	81,347	80,425
確保方策	年間延べ 利用人数	81,989	89,400	86,478	82,721	81,347	80,425

(8)－2 法定事業名：一時預かり事業 ※幼稚園在園児以外

(一般型一時預かり事業、余裕活用型一時預かり事業)

幼稚園在園児以外の一時預かりについては、保育所等において、保護者の育児疲れ解消や急病・入院、短期のパートタイム就労などに伴う緊急・一時的な預かり事業です。

今後は、保育所等における一時預かり枠の確保を促進し、柔軟な保育対応ができる環境づくりを進めます。

(主な担当課：こども育成課、保育課、子育て支援センター)

	単位	H30 実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	年間延べ 利用人数	14,299	12,818	12,524	12,234	12,043	11,950
確保方策	年間延べ 利用人数	14,299	12,818	12,524	12,234	12,043	11,950

(9) 法定事業名：延長保育事業
(延長保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。11時間（短時間の認定を受けた場合は8時間）の開所時間を超えた時間帯の保育となります。

多様化する保育ニーズ動向を見極めながら、これまでの実績を踏まえつつ、事業者とも連携しながら、保育所等における時間外保育対応の枠の確保を促進します。

(主な担当課：こども育成課、保育課)

	単位	H30 実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	年間延べ 利用人数	36,316	34,793	33,993	33,207	32,689	32,436
確保方策	年間延べ 利用人数	36,316	34,793	33,993	33,207	32,689	32,436

(10) 法定事業名：病児保育事業

(病児・病後児保育事業)

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

今後は、医療機関等との連携を進めながら、病児・病後児保育に対応できる体制の確保を図り、ニーズ動向を踏まえた対応施設の充実等、きめ細かい確保を行います。

(主な担当課：保育課)

	単位	H30 実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	年間延べ 利用人数	164	170	170	170	170	170
確保方策	年間延べ 利用人数	164	170	170	170	170	170
施設数	箇所	2	2	2	2	2	2

(11) 法定事業名：放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（放課後児童クラブ運営事業、地域児童クラブ育成支援事業）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

本市では、小学校の一時的余裕教室等を活用した市立放課後児童クラブ（23クラブ）の運営や、民間の地域児童クラブの運営支援を進めることで、保護者の就労や疾病等により、放課後に適切な保育が受けられない児童に対し、集団生活や遊びなどをおし、日常の生活指導を行い、児童の健全育成を図っています。

今後は、これまでの実績を踏まえつつ、待機児童が発生している児童クラブがあることから、引き続き定員枠の確保・充実を図っていきます。

（担当課：こども育成課）

（各年度4月時点）

	単位	H31 実績	R2	R3	R4	R5	R6
6 歳人口推計	人	1,857	1,744	1,778	1,738	1,626	1,602
① 量の見込み （6 歳）	人	—	602	622	616	583	582
7 歳人口推計	人	1,876	1,855	1,749	1,780	1,736	1,633
② 量の見込み （7 歳）	人	—	615	587	605	598	569
8 歳人口推計	人	1,982	1,877	1,864	1,755	1,782	1,747
③ 量の見込み （8 歳）	人	—	314	315	301	309	307
9 歳人口推計	人	1,973	1,976	1,879	1,862	1,749	1,784
④ 量の見込み （9 歳）	人	—	164	158	158	150	155
10 歳人口推計	人	1,922	1,968	1,978	1,878	1,857	1,753
⑤ 量の見込み （10 歳）	人	—	108	110	106	106	101
11 歳人口推計	人	2,064	1,922	1,976	1,983	1,879	1,867
⑥ 量の見込み （11 歳）	人	—	61	63	64	62	62
人口推計合計	人	11,674	11,342	11,224	10,996	10,629	10,386
量の見込み合計 ⑦ ①～⑥	人	1,850	1,864	1,855	1,850	1,808	1,776
確保 方 策	⑧登録 児童数	人	2,066	2,106	2,106	2,106	2,106
	施設数	箇所	45	47	47	47	47
⑧－⑦		人	216	242	251	256	330

(12) 法定事業名：実費徴収に係る補足給付を行う事業

(就園児実費徴収補助事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業)

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、副食費、行事への参加に要する費用を助成します。

今後は、国・県、利用者及び他の費用助成事業の状況等を踏まえつつ、必要となる事業実施に努めます。

(担当課：こども育成課、保育課)

	単位	H30 実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	年間延べ 人数	3	500	489	477	470	466
確保方策	年間延べ 人数	3	500	489	477	470	466

(13) 法定事業名：多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、必要に応じて、多様な事業者の新規参入を支援（新規参入施設等への巡回支援事業）するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築（認定こども園特別支援教育・保育経費事業）することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図ります。

4 「子ども・子育て関連のその他事業」に関する方針等

（１）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

０歳児の子どもの保護者が、産休・育休明けの希望する時期（育児休業期間満了時＝最長で２歳）に保育を利用できる環境をできる限り整えていくことが求められます。

そのため、市は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

（２）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待の防止対策として、社会的養護施策との連携等体制の充実を図るほか、ひとり親家庭等の自立支援の推進に向け、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保や経済的支援などを進めます。

また、障がい児施策等についても、障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達と生活を支援していきます。

県の施策との連携や、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

（３）労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るため、ワーク・ライフ・バランスの広報・啓発、事例の収集・紹介等に取り組むほか、仕事と子育ての両立のための基盤整備として、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。

また、県や地域の企業、労働者団体、子ども・子育て関連団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

（４）外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した子どもや外国籍の子どもなど、外国につながる子どもの増加が見込まれています。

そのため、市は、子どもが適切な教育・保育等の利用ができるよう、保護者や施設等に対して必要な支援を行います。

（５）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、保護者の経済的負担や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な給付を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、神奈川県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請するなど、神奈川県との連携を強化します。

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

（１）厚木市子ども育成推進委員会

市民の代表、学識経験者、関係機関の方々と構成される「厚木市子ども育成推進委員会」において、各年度における計画の進捗状況の把握・点検を継続的に行い、目標の実現に向けて本計画を推進します。

（２）厚木市次世代育成支援計画推進委員会

関係部署職員で構成される庁内推進委員会において、計画の進捗管理及び計画の推進に必要な事項を検討し、厚木市子ども育成推進委員会と連携を図りながら、本計画を推進します。

2 関係機関との連携強化

本計画は、福祉にとどまらず、教育、保健、住宅、産業振興など、様々な分野に関わることや、期間内での計画的な取組が必要であることから、市民団体、子育て支援関係団体、福祉関係団体、児童相談所、保健所、警察、教育機関、医療機関や企業など関係機関との連携を強化します。

3 厚木市子ども育成条例の推進

本計画は、厚木市子ども育成条例に規定されている基本計画であり、子育て環境の充実に関する施策を総合的かつ計画的に実施することで、地域全体が子どもたちと子育て家庭を大きく包み込み、市民が家族の絆を大切にできるように、厚木市子ども育成条例の運用状況の点検及び普及・啓発を推進します。

資料編

資料編

1 厚木市子ども育成条例

厚木市子ども育成条例

平成 24 年 12 月 25 日

条例第 31 号

改正 平成 25 年 6 月 26 日条例第 18 号

(目的)

第1条 この条例は、本市の豊かな自然の中で、子どもが元気で心豊かに成長するための取組に関し、基本理念を定めるとともに、父母その他の保護者（以下「保護者」という。）も子どもと共に成長できるよう応援することにより、本市の子育て環境の充実を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 子どもが元気で心豊かに成長するための取組は、次に掲げる基本理念にのっとり行うものとする。

- (1) 子どもが次代の社会を担うかけがえのない存在であり、子どもが本来持つ成長する力を伸ばし、その可能性の扉を開くことが重要であるという認識の下に、子どもが望ましい未来に向かい自己実現が図られるよう配慮すること。
- (2) 保護者が子育てについて最も重要な責任を有し、子どもの人格を形成する上で、大きな役割を担う存在であるという認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義が理解され、子育てに伴う誇りと喜びがより深められるよう配慮すること。
- (3) 子どもが元気で心豊かに成長することができ、保護者が子育てに伴う誇りと喜びを実感できる環境づくりには、関係者との連携及び協力が重要であるという認識の下に、地域社会が子ども及びその家族を包み込む大きな家族となれるよう配慮すること。

(子育て関係機関の役割)

第3条 子育て関係機関（子育て支援に係る児童福祉施設、教育機関その他の関係機関及び団体をいう。以下同じ。）は、地域における子育ての応援拠点として、その専門的な知識及び経験をいかし、子育て支援のための活動を行うよう努めるものとする。

- 2 子育て関係機関は、市が実施する子育て支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第4条 事業者は、子育てを行う労働者の仕事と生活の調和を支援するための労働条件の整備その他の子育て支援に資する多様な雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、子どもの多様な体験活動の機会の充実を図るため、職場見学の実施その他の子育てに関する様々な地域貢献活動に取り組むよう努めるものとする。

（市の責務）

第5条 市は、保護者、子育て関係機関、事業者等と協働し、子育て環境の充実を図るための施策を推進するものとする。

2 市は、子育て環境の充実を図るための施策について、調査及び研究を行うとともに、その施策を推進するために必要な情報の提供その他の市民に対する広報及び啓発に努めるものとする。

（基本計画）

第6条 市長は、子育て環境の充実に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、厚木市子ども育成推進委員会の意見を聴かなければならない。

（子育て支援体制の充実）

第7条 市は、地域における子育てを支援する体制の充実を図るため、子育て支援のために必要なネットワークを形成するとともに、次に掲げる施策を推進するものとする。

- （1） 子育てを行う家庭が相互に又は子育ての経験者と交流する機会を提供すること。
- （2） 子育てに関する課題を抱える家庭に対し、その状況に配慮した支援を行うこと。
- （3） 子育て関係機関に対し、必要な支援を行うこと。

（健康の確保及び増進）

第8条 市は、子ども及び保護者の健康の確保及び増進を図るため、母子保健に関する事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（教育環境の充実）

第9条 市は、子どもが健やかに成長できる教育環境の充実を図るため、子どもの年齢及び心身の発達段階に応じた様々な学習の機会の提供、子どもの参加するスポーツ活動の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（仕事と生活の調和）

第10条 市は、子育てを行う労働者の仕事と生活の調和を図るため、事業者に対しては自主的な取組を行うために必要な支援を行い、労働者に対しては働きながら子育てを行うための支援の充実を図るものとする。

（子育てに適した環境の整備）

第11条 市は、安全な交通環境の整備、公共施設のバリアフリー化その他の子育てに適した環境を整備するものとする。

2 市は、地域の関係者と連携して、セーフコミュニティの推進による子どもの事故、けが等の発生の予防その他の子どもが安全で安心して成長することができる環境を整備するものとする。

（子どもの健全育成）

第 12 条 市は、子どもの健全育成を推進するため、保護者に対しては家庭教育に関する学習機会の提供その他の必要な支援を行い、子どもに対しては多様な体験活動への参加及び地域社会との交流の機会を提供するものとする。

（あつぎ家庭の日及びあつぎ子ども月間）

第 13 条 市は、市民が家族の絆(きずな)を大切にするため、あつぎ家庭の日を、子育てにおける地域社会が果たす役割の重要性について市民の関心及び理解を深めるため、あつぎ子ども月間を設ける。

2 あつぎ家庭の日は毎月の第3水曜日、あつぎ子ども月間は毎年5月とする。

3 市は、子育て関係機関及び事業者と連携し、あつぎ家庭の日及びあつぎ子ども月間の趣旨について普及及び啓発に努めるものとする。

（子ども育成推進委員会）

第 14 条 市長は、この条例の運用状況の点検及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項各号に掲げる事務の処理等を行うため、市民等で構成する厚木市子ども育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（平 25 条例 18・一部改正）

（評価等）

第 15 条 市長は、委員会の意見を踏まえ、5 年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

（子ども・子育て支援法に基づく機関）

第 16 条 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づく合議制の機関は、第 14 条第 1 項に規定する委員会とする。

（平 25 条例 18・追加）

（委任）

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

（平 25 条例 18・旧第 16 条繰下）

附 則 抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 13 条、第 14 条並びに附則第 3 項及び第 5 項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条の規定により策定されている計画は、第 6 条の規定により策定された計画とみなす。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 43 年厚木市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(厚木市みんなで支え合う福祉のまちづくり条例の一部改正)

- 4 厚木市みんなで支え合う福祉のまちづくり条例（平成 15 年厚木市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 25 年条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 厚木市子ども育成推進委員会

厚木市子ども育成推進委員会規則

平成 25 年 2 月 20 日

規則第 3 号

改正 平成 25 年 6 月 26 日規則第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、厚木市子ども育成条例（平成 24 年厚木市条例第 31 号）第 14 条第 4 項の規定に基づき、厚木市子ども育成推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員会の委員は、10 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 子どもの育成に関し、優れた識見を有する者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 4 条 委員会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平 25 規則 42・追加)

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(平 25 規則 42・旧第 4 条繰下)

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 25 規則 42・旧第5条繰下)

(部会)

第7条 委員会は、特別の事項を審議させるため部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条第2項及び第3項の規定は、部会について準用する。

(平 25 規則 42・追加)

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平 25 規則 42・旧第6条繰下)

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、厚木市子ども育成条例主管課で処理する。

(平 25 規則 42・旧第7条繰下)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(平 25 規則 42・旧第8条繰下)

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年規則第 42 号)

この規則は、公布の日から施行する。

◇厚木市子ども育成推進委員会名簿

(令和2年1月1日現在)

役職	氏名	選出区分	選出区分詳細
委員長	辻 琢也	学識経験者	一橋大学大学院法学研究科 教授
職務代理	沖潮 満里子	学識経験者	湘北短期大学生生活プロデュース学科 専任講師
委員	神保 忠男	学識経験者	厚木市保健福祉審議会 会長
委員	榎本 順一郎	教育関係者	元厚木市立学校長
委員	小島 厚子	幼稚園関係者	厚木地区私立幼稚園協会 会長
委員	藤田 理恵	保育会	厚木市保育会 副会長
委員	伊藤 大	地域子育て 関係団体	厚木市青少年健全育成会連絡協議会 理事
委員	中嶋 久晴	事業所関係者	厚木商工会議所 青年部 監事
委員	林 多嘉子	公募市民	
委員	田中 君枝	公募市民	

3 厚木市次世代育成支援計画推進委員会

厚木市次世代育成支援計画推進委員会設置規程

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に基づき、厚木市における行動計画の策定及び推進を図るため、厚木市次世代育成支援計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 厚木市次世代育成支援行動計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗よく管理及び計画の推進に必要な事項の検討に関すること。
- (3) その他計画の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表の者をもって充てる。

2 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員長にはこども育成課長を、副委員長には保育課長をもって充てる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、関係課等の長に対し必要な資料の提出を求め、又は関係課等の長の会議への出席を求め、又は意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども育成課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

◇厚木市次世代育成支援計画推進委員会委員（令和 2 年 1 月 1 日現在）

役 職	職 名
委 員 長	こども育成課長
副委員長	保育課長
委 員	子育て給付課長
〃	子育て支援センター所長
〃	家庭相談課長
〃	青少年課長
〃	福祉総務課長
〃	地域包括ケア推進担当課長
〃	障がい福祉課長
〃	健康づくり課長
〃	人権男女相談担当課長
〃	文化生涯学習課長
〃	セーフコミュニティくらし安全課長
〃	産業振興課長
〃	教育総務課長
〃	学務課長
〃	教育指導課長
〃	社会教育課長

4 計画策定の経緯

- 1 子育て中の保護者の意見やニーズを把握するため、市内に在住する就学前児童及び小学校児童のいる保護者を対象として、ニーズ調査を平成30年12月19日から平成31年1月11日まで実施しました。
- 2 市民を始め子育て関係者の方々との協働による策定体制として、厚木市子ども育成推進委員会を合計6回開催しました。
- 3 関係部署の課長職等で構成される厚木市次世代育成支援計画推進委員会を開催し、計画の推進に関する必要な事項を協議しました。
- 4 本計画の案について、パブリックコメントを令和元年12月1日から令和2年1月6日まで実施しました。

年月日	経 過	備 考
平成30年10月11日	子ども育成推進委員会	
平成30年12月19日 ～平成31年1月11日	ニーズ調査の実施 (アンケート調査票の配付・回収)	市内の就学前の子どもをもつ保護者及び小学生の子どもをもつ保護者を対象に実施
平成31年2月～5月	ニーズ調査結果の集計・分析	
平成31年2月21日	子ども育成推進委員会	
令和元年7月3日	子ども育成推進委員会	
令和元年11月7日	子ども育成推進委員会	
令和元年12月1日 ～令和2年1月6日	パブリックコメント	計画案に対する市民からの意見募集
令和2年1月16日	子ども育成推進委員会	
令和2年2月19日	子ども育成推進委員会	

5 次世代育成支援対策推進法（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第

十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

二 次世代育成支援対策の内容に関する事項

三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県行動計画）

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

- 6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

- 7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県の助言等）

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（市町村及び都道府県に対する交付金の交付等）

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

（一般事業主行動計画の労働者への周知等）

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環

境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十四条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十五条の四第一項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、認定一般事業主として適当でなくなったと認めるとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十五条の二 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定一般事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画（その計画期間の末日が、当該認定一般事業主が第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。）を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したこと、当該認定一般事業主の次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十五条の三 前条の認定を受けた認定一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第十二条第一項及び第四項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、次世代育成支援対策の実施の状況を公表しなければならない。
- 3 特例認定一般事業主が前項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該特例認定一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該公表をすべきことを勧告することができる。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十五条の四 特例認定一般事業主は、広告等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十四条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条の五 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条の二の認定を取り消すことができる。

- 一 第十五条の規定により第十三条の認定を取り消すとき。
- 二 第十五条の二に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十五条の三第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、特例認定一般事業主として適当でなくなったと認めるとき。
(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（以下この項及び次項において「中小事業主」という。）が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させよう

とする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第五節 次世代育成支援対策推進センター

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

- 2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。
- 3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

6 子ども・子育て支援法（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（国民の責務）

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

第四章 地域子ども・子育て支援事業

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業
- 二 教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもが、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業
- 三 教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するものに対し、当該教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者が支払うべき次に掲げる費用の全部又は一部を助成する事業
- イ 当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下このイにおいて「特定教育・保育等」という。）を受けた場合における日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるもの
- ロ 当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が提供するものに限る。）を受けた場合における食事の提供に要する費用として内閣府令で定めるもの
- 四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
- 五 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業
- 六 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業
- 七 児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業
- 八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同法第二十五条の七第一項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業
- 九 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業
- 十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業
- 十一 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業
- 十二 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業

十三 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

第四章の二 仕事・子育て両立支援事業

第五十九条の二 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

2 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提

供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。



厚木市マスコットキャラクター
あつぎ
ちゃん

あつぎ子ども未来プラン（第3期） 《令和2年度～6年度》

発行 令和2年3月
企画・編集 厚木市こども未来部こども育成課

〒243-8511
神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
TEL (046) 225-2262
FAX (046) 225-4612



あつぎ子ども未来プラン（第3期）

厚木市次世代育成支援行動計画
厚木市子ども・子育て支援事業計画